

令和7年第7回（9月）定例会一般質問議事録目次

【1日目】

質問 順位	議席 番号	質問者	質問事項	頁
1	8	高木 智香	1. 新しい緊急通報サービスについて 2. 相談支援体制の強化と改善について 3. フリースクールを利用している家庭への補助について 4. 着衣水泳の実施について	4
2	1 1	向山 光	1. 多文化共生、多様化社会の進展に向けて 2. 子どもたちの学びと安全の確保について 3. 選択的夫婦別姓制度と多様性の確保について 4. 平和行政の推進について 5. 森林の持つ価値・意義と機能を強化することについて	18
3	7	栗林 俊彦	1. 結婚・出産・子育て事業について 2. 辰野町が目指す教育ビジョンについて 3. 荒神山スポーツ公園の活性化について 4. クールシェアと熱中症予防について	33
4	1 2	小林テル子	1. 有機農業の町宣言後の具体的実施項目は 2. 今年収穫される米について、学校給食に提供するお米・野菜の確保の状況 3. 昭和橋の危険性と歩道の確保 4. 学校のあり方検討委員会の現状と、学校保護者子どもたちの声を聴く機会は	46
5	1 3	津谷 彰	1. 辰野高校との包括連携協定について 2. ほたる祭りの活性化と未来への取り組みについて 3. あさひ美術館の環境整備について 4. 文化芸術の継承推進と子どもの育成について	60
6	2	林 政美	1. 辰野町の将来展望としての魅力ある町づくりについて 2. 物価高騰対策・生活支援対策について 3. 事業推進のための資金対策について 4. 有機農業推進について	76
7	4	吉澤 光雄	1. 熊の出没対策について 2. 健康診断住民負担額の改定について 3. 町有地・公共施設敷地の草刈り等について 4. アラパ・ボルダリングの利用拡大について	90

【2日目】

質問 順位	議席 番号	質問者	質問事項	頁
8	6	松澤千代子	1. 「町長への声」について 2. 荒神山マレットゴルフ場の整備について 3. 通学路の見直しについて 4. 企業誘致について 5. たつのパークホテルの指定管理について	107

9	3	牛丸 圭也	<ol style="list-style-type: none"> 1. 保育園のエアコン設置状況について 2. 町営バスおのりーなについて 3. クマ対策について 4. 町民会館について 	120
10	5	古村 幹夫	<ol style="list-style-type: none"> 1. 改正労働関係法令の施行に伴う辰野町の取り組みについて 2. 町内保育園の110番非常通報装置の改修について 3. 災害対策基本法等の改正を踏まえた、辰野町の災害対応体制の強化について 4. 防災・減災の取り組みについて 	131
11	1	樋口 博美	<ol style="list-style-type: none"> 1. 辰野町の療育への取り組みについて 2. 町民に選ばれる辰野病院への取り組みについて 	144
12	10	本田 光陽	<ol style="list-style-type: none"> 1. AIの活用に関して 2. 少子化対策と結婚支援について 3. 川島小跡地利用に関して 	158
13	9	小澤 睦美	<ol style="list-style-type: none"> 1. 消防団組織について 2. 人口増対策について 3. 熊被害対策について 4. 旧川島小学校利活用について 	173

令和7年第7回辰野町議会定例会会議録(8日目)

1. 開会場所 辰野町議事堂
2. 開会年月日 令和7年9月8日 午前9時30分
3. 議員総数 14名
4. 出席議員数 14名
- | | | | |
|-----|------|-----|-------|
| 1番 | 樋口博美 | 2番 | 林政美 |
| 3番 | 牛丸圭也 | 4番 | 吉澤光雄 |
| 5番 | 吉澤光雄 | 6番 | 松澤千代子 |
| 7番 | 栗林俊彦 | 8番 | 高木智香 |
| 9番 | 小澤睦美 | 10番 | 本田光陽 |
| 11番 | 向山光 | 12番 | 小林テル子 |
| 13番 | 津谷彰 | 14番 | 舟橋秀仁 |

5. 地方自治法第121条により出席した者

町長	武居保男	副町長	山田勝己
教育長	宮澤和徳	代表監査委員	中村文昭
総務課長	三浦秀治	まちづくり政策課長	高津稔
DX・地方創生担当課長	赤羽謙一	住民税務課長	桑原高広
保健福祉課長	矢島秀教	子育て応援課長	高倉健一郎
産業振興課長	丸山貴之	商工観光担当課長	菅沼隆之
建設水道課長	熊谷健司	会計管理者	上島淑恵
学校支援課長	竹村智博	学びの支援課長	福島永
辰野病院事務長	桑原さゆり		

6. 地方自治法第123条第1項の規定による書記

議会事務局長	菅沼由紀
議会事務局庶務係長	原梢

7. 地方自治法第123条第2項の規定による署名議員

議席	第7番	栗林俊彦
議席	第8番	高木智香

8. 会議の顛末

○議会事務局長

ご起立願います。(一同起立) 礼。(一同礼)

○議長

皆さん、おはようございます。傍聴の方におかれましては、早朝よりご来場いただきまして誠にありがとうございます。定足数に達しておりますので、第7回定例会第8日目の会議は成立いたしました。直ちに本日の会議を開きます。日程第1、一般質問であります。9月2日正午までに通告がありました、一般質問通告者13人全員に対して、質問を許可いたします。質問答弁を含めて一人50分以内として、進行してまいります。また、町長等に反問を許可いたしますので、ご協力のほどお願いいたします。質問順位は、抽選により決定いたしました。ただ今から質問順位を申し上げます。

質問順位 1 番	議席 8 番	高 木 智 香 議員
質問順位 2 番	議席 11 番	向 山 光 議員
質問順位 3 番	議席 7 番	栗 林 俊 彦 議員
質問順位 4 番	議席 12 番	小 林 テル子 議員
質問順位 5 番	議席 13 番	津 谷 彰 議員
質問順位 6 番	議席 2 番	林 政 美 議員
質問順位 7 番	議席 4 番	吉 澤 光 雄 議員
質問順位 8 番	議席 6 番	松 澤 千代子 議員
質問順位 9 番	議席 3 番	牛 丸 圭 也 議員
質問順位 10 番	議席 5 番	古 村 幹 夫 議員
質問順位 11 番	議席 1 番	樋 口 博 美 議員
質問順位 12 番	議席 10 番	本 田 光 陽 議員
質問順位 13 番	議席 9 番	小 澤 睦 美 議員

以上の順に質問を許可してまいります。質問順位 1 番、議席 8 番、高木智香議員。

【質問順位 1 番 議席 8 番 高木 智香 議員】

○高 木 (8 番)

おはようございます。質問順位 1 番ということで大変緊張しております。しっかり質問提案していきたいと思っております。よろしく申し上げます。9 月といえば、15 日には敬老の日があり、21 日には認知症の日があり、高齢者月間と言ってもよいのではないのでしょうか。辰野町にお住まいの 65 歳以上の高齢者の方で、元気な方の約 4

割、要支援、要介護の方の約半数が介護が必要になった場合、あるいは介護を受けながらできる限り自宅に住みながら生活をしたいというアンケート結果があります。やはり住み慣れた家で過ごしたいと多くの方が思っています。私の祖母も施設に入っておりましたが、面会に行くたびに家に帰りたいとよく言っておりました。勝手にわかっている自宅は居心地が良く、家から見える景色を見て落ち着くこともあるでしょう。また時々お友達が来てくれることもあります。住み慣れた家で最期まで過ごしたいそんな思いを抱く方全員がそうなるよう、辰野町としても支援をしていただきたいなあという思いで質問に入りたいと思います。それでは通告に従い質問させていただきます。まずはじめに、緊急通報サービスについての質問です。令和7年度末でほたるねっとが利用できなくなるため、ほたるねっとについていた緊急通報システムも利用できなくなってしまうと思います。そこで、緊急通報サービスを利用されたい方はどのぐらいいるのか確かめるために、民生委員の協力を得てほたるねっと利用者へのアンケートを行い、322名の方から回答があったとお聞きしております。引き続き、緊急通報サービスを受けたいという方は140名ほどいるという結果が出たため、町としては新しくサービスを受けられるよう整備しているところだと思います。そこで1つ目の質問です。新しい緊急通報サービスの内容と利用料について検討中だとは思いますが、お答えできる範囲で構いませんので教えてください。

○町 長

皆さんおはようございます。2日間の一般質問よろしくお願いいいたします。それでは、高木議員のご質問にお答えさせていただきます。新しい緊急通報サービスの内容と利用料についてということですが、辰野町地域告知システムが令和8年3月31日に廃止されることに伴いまして、急病や災害等の緊急時に迅速で適切な対応を図る体制を整備するため、民間事業者によるサービスを利用した緊急通報サービス利用事業を実施いたします。対象者は町内に居住の方で住居に電話設置されている一人暮らしの65歳以上の方と、65歳以上のみの世帯の方で、いずれか1人が寝たきりや認知症などの事情により、緊急時の対応が困難な方、その他、町長が必要と認める方として別世帯の親族が同居の場合や他の同居人がいる場合は対象外としています。サービス内容ですが、通報装置本体と通報装置本体と連動したペンダント式緊急通報機器の緊急ボタンを押すと、警備会社に繋がり警備員が利用者宅

へ向かうサービスと、生活活動感知機設置を利用者が必ず利用する部屋等に動きを感知するセンサーを設置しまして、24 時間利用者の動きを感知しない場合は自動的に警備会社に通報され、警備員が駆けつける安否確認サービスと通報装置本体の相談ボタンを押すと、24 時間 365 日看護師等の資格を持つ方に健康や介護に関する相談をすることができる、そんなような内容となっております。電話健康相談サービスは今回のサービス内容となります。利用料につきましては、辰野町地域告知システムの利用料金が 500 円ということや、同様の事業を既に実施している近隣市町村の利用料も考慮する中で、利用者の負担が大きくなる利用料設定を考えているところであります。

○高 木 (8 番)

まだ検討中であり確定事項ではないということですが、料金については、サービス内容については先ほど答弁ありましたように通報装置に緊急ボタンがあるだけではなくて、緊急ボタン付きのペンダント式の機器だったり、動きがあるかなにかを感知するセンサーの設置だったり、24 時間健康相談ができるそういった内容で検討されているというふうに今、答弁がありました。これまでと比べると非常に便利になることはとても喜ばしいことです。料金についてはまだ不確定なところもあります。2 つ目の質問に移ります。これまで生活保護世帯や住民税非課税世帯が、従来の緊急通報システムほたるねっとを利用する際は無料となっております。料金面で安心して利用できていたのではないのでしょうか。新しいサービスを利用する際の利用料については、まだ不確定ではありますが、これまでのように低所得者に対しては無料として、利用者の負担軽減を検討するということはできないでしょうか。

○保健福祉課長

緊急時に通報する手法としましては一般的には固定電話ですとか、携帯電話による方法としている方が多いと思われまます。本事業は電話がない方ですとか、電話がありますけれども、年齢等とともに使用困難になった方などを主な対象として考えております。現在、辰野町内の生活保護世帯 61 世帯のうち、確認できました 40 世帯の方は、携帯電話等を所有されておまして、残りの 21 世帯は確認ができておりませんが、ある一定数はお持ちであると思われまます。生活保護世帯でも多くの世帯で携帯電話等をお持ちで、生活保護費から毎月利用料をお支払いしています。住民

税非課税世帯でも携帯電話等をお持ちの方は多いかと思われます。総務省の携帯電話の料金等に関する利用者の意識調査 2021 年によりますと、1 箇月あたり約 5,824.8 円が平均利用料ということでございます。また総務省の家計調査におきます固定電話にかかる費用の平均は 2024 年で 1,192.5 円ということでございます。総務省の家計調査では、65 歳以上の夫婦のみ無職世帯の平均月額実収入は 25 万 2,818 円で、65 歳以上の単身無職世帯の平均月額実収入は 13 万 4,116 円でありまして、当然ではございますが生活保護世帯より収入額が多いというのが一般的かと思えます。生活保護世帯や住民税非課税世帯でも、通話、通常通話や緊急連絡用として固定電話や携帯電話を所持し、利用料の負担をしている方も多くおりますので、そういった方たちとの均衡を図ることまた今回サービス内容もかなり充実したものになっておりますので、受益者負担という観点もございまして、本事業で考えております利用料は総務省データの平均電話利用料より、定額で考えておりますので同額のご負担をお願いしたいと考えているところでございます。以上でございます。

○高 木 (8 番)

確かにサービス内容を見ますと、これまでよりかなり良くなった部分、無料ではなくていくらか負担してほしいという考えは理解できますし、かなり時間をかけていろんなケースを想定しながら検討されてきたと思います。ただ、今までのことを考えますと、無料だった方の中から有料になるなら取り付けは止めようとする方が出てこないかということが非常に心配です。さらに気になることがもう 1 点あります。先ほど答弁の中にも携帯電話の利用料について触れた部分ありましたが、このサービスは固定電話を持っている方だけではなくて、携帯電話のみ所持している方でも利用できるというふうにお聞きをしております。それは非常に良いことなんですけれども、その場合、固定電話に代わる端末をつけるために、1,000 円から 5,000 円ほど毎月余分にかかるとお聞きしております。仮にこれまでほたるねつと利用料の 500 円ぐらいが、新しいサービスを利用することでかかると仮定した場合に、携帯電話のみ所持されている方にとっては、毎月 2,000 円ほど負担が増すことになってしまいます。これまで無料だった方が 2,000 円ぐらい払わなくてはいけないというふうになってしまいます。今は携帯電話のみ所持されている方も増えております。命を守る、自宅でも安心して暮らせるようにということで、この緊急通報サービスの導入を考えていると思いますが、このままですと本当に必要な方が利

用をためらってしまうということにはならないでしょうか。諸事情を考えると難しいところだとは思いますが、せめて生活保護世帯や住民税非課税世帯は、携帯電話のみ所持されている方であっても、利用料を無料にして利用者負担を軽減することはできないでしょうか。

○保健福祉課長

今回の緊急通報サービス利用事業につきましては、高齢者や障がい者など緊急時に自分で電話をかけることができない方の安否確認をするということを主な目的としております。民間事業者による緊急通報機器につきましては、固定電話回線を使用しますので、固定電話をお持ちの方が対象ということが基本となります。またサービス利用の基本的な考え方として、通信にかかる費用は個人負担という考え方になりますので、利用者が通常使用しております固定電話の使用料は、サービス事業開始後も個人負担となります。町の負担につきましては、設置に伴う工事費と月額サービス料の一部を町負担とさせていただくことで考えております。固定電話がない方の場合は、ご利用者ご本人様で固定電話回線をご用意いただくか、携帯電話回線を使用するための機器を取り付けることで、サービスを利用することが民間事業者でもございますので、相談を受ける中で機器の設置によりサービス利用は可能と考えております。先ほども申し上げましたとおり、通信にかかる費用は個人負担が基本的な考え方でございますので、ご利用者ご本人様で固定電話回線をご用意いただく費用ですとか、機器の取り付けによる追加で発生する通信にかかる費用につきましては、個人負担でお願いしたいと思っております。また、サービス利用料も通常利用者と同額でご負担をお願いしたいと思っております。以上です。

○高 木 (8 番)

携帯電話の全国の平均は先ほど答弁の中で、5,000 円ぐらいであるというふうにおっしゃっていましたがけれども、高齢者になるほど利用料金は減っているというデータもあり、2,3,000 円という方もいらっしゃいます。固定電話と携帯電話の両方の料金の支払いが大変だから携帯電話のみ持っているという方もいらっしゃいます。なので携帯電話を持っているから負担して欲しいという考えは一旦止めていただいて、考え直していただきたいなと思っております。県内の自治体をいくつか調査してみますと、自治体によってサービス対応も負担の額も様々ですが、箕輪町や南箕輪村では生活保護受給者は無料にしておりますし、さらに住民税非課税世帯に

については、年金や所得の合計額を一定の金額で分けて負担額を決めております。負担額についてはそれぞれの自治体で検討することですが、やはり収入の少ない方に対しての配慮は必要ではないでしょうか。生活保護を受けている方は、その困窮の程度に応じて必要な保護が行われております。そういう方たちへの負担を増やしてしまって良いのでしょうか。これまでどおり無料にするべきではないかと考えております。本当に必要な人が使えるように再度検討していただきたいです。次の質問に移ります。相談支援体制の強化と改善について質問させていただきます。役場には毎日多くの方が、様々な用事で見えています。町民は職員の窓口対応や電話対応を受けて、役場の評価をすることがよくあります。対応がよければ感謝に繋がりますし、いまいちのときにはもう役場に行きたくないな、電話したくないなとなってしまいます。まずはじめに、福祉サービスの窓口申請についての質問です。今回は保健福祉課に対して質問させていただきます。保健福祉課の業務は子どもから高齢者までと幅が広く、そのため相談に見える方が多い上に、相談内容は多岐にわたるのではないのでしょうか。対応は想像以上に大変だということを理解した上での質問です。今回は、相談者の許可を得て質問させていただきます。生まれたときから体に障がいのある子をおもちの方から、2箇月ほど前に相談がありました。詳しいことは割愛しますが、お話をお聞きして私が問題だったのではないかと考える点は2点ありました。1つ目は、お子さんが2歳半になるまで、特別児童扶養手当の申請をすることができなかったこと。2つ目は、お子さんは排泄がうまくできないことから、特別な用具を必要しておりましたが、町としてその用具に対して給付が受けられるという要綱があったにも関わらず、相談してもなかなか給付を受けることができなかったこと、この2点について対応に問題があったのではないかと考えています。なぜ申請がスムーズにできなかったのでしょうか。今後のためにも整理しておく必要があると考えます。また、改善できることがあれば町の考えをお聞かせください。

○保健福祉課長

福祉サービスの申請手続きには様々な種類がございますが、特別児童扶養手当の申請を例に挙げますと、受け付けた申請書等を長野県へ進達することになります。窓口での受付の際には申請書のほか、本人同意書、承諾書、現在の生活の様子などをご記入いただく調査票、医師の診断書が必要となります。県に進達された申請書

類は長野県の指定医師が判定を行いまして、長野県の認定の可否を決定いたします。窓口での申請時にご本人様には交付決定され、町にその結果が届くまで 2 箇月ほどかかること、医師の診断書料をご負担いただくこと、また長野県の判断となるので必ずしも認定となるかはわからないことをお伝えしております。窓口申請にご来庁される前に主治医の医師にご相談していただき、診断書の作成を依頼していただきたいことを必ずお伝えしております。福祉サービスの各種申請にはご記入いただく書類も多く、医師の診断書も含め事前に申請者に用意していただく書類も多くありますので、常にわかりやすく丁寧な説明に心がけているところではございます。福祉サービスの手続きをするということは、不安な気持ちですとか複雑な気持ちをお持ちで申請に来庁されますので、寄り添う姿勢が大切だったと感じております。申請をされた住民の方にとって、窓口対応がスムーズでなかったこと、説明が不十分であったことにつきましては、真摯に反省するとともに今回の事をしっかり受けとめ、窓口の申請に来られる方や電話相談される方の心情に寄り添いながら、丁寧なご説明を心がけていきたいと考えております。以上です。

○高 木 (8 番)

私が問題だと考える理由は相談者への詳しい説明ができていなかった可能性があるというだけではありません。申請するには医師の診断書が必要なので 1 年前なり、2 年前にその方が相談されたときには、特別児童扶養手当の申請が難しかったのかもしれないかもしれませんが、もっと早い段階で相談者へ声掛けができていたら、申請ができていたのではないのでしょうか。実際私が相談を受けて、その翌月には申請をされています。相談者は何度も役場には足を運んでいますし、乳幼児健診でも相談されています。相談されるたびに、医師の診断書が必要なので病院に問い合わせてくださいと、相談者がわかるようにお伝えできていたのでしょうか。また、排泄に必要な用具についても、何度も何度も相談してようやく給付を受けられるようになったとも聞いております。なぜ苦しい思いをしながら何度も相談する必要があったのでしょうか。想像してみてください。オムツ代だけで月に 3 万円を超え、排泄に必要な用具も 1 万円を超え、月に何度も通院が必要で、交通費もかなりかかる状況です。ほかにも必要なものがたくさんあります。これが毎月毎月必ずかかってくる経費です。経済的に苦しい中での子育ては、私たちが想像しているより遥かに大変です。相談者はおっしゃっていました。「必ず役場に相談に行けば支援を受けられるか

ら」と病院で言われたそうです。何をすれば良いのか、どんな支援を受けることができるのか、役場に言えば教えてくれるはず、役場はきっと協力してくれる、そう思っていたからこそ役場に支援を訴えてきたのではないのでしょうか。今回のケースだけであれば、特にこの場で質問することはありませんでしたが、私が議員になって2年ほどの間に悲しい思いをされた方から何度もお話を伺っております。共通している点はわかりませんか、前例がありませんと言われてしまったり、わからないから相談に来たのに来てはいけなかったかの ような対応をされたなど、納得のいく対応してもらえなかったと相談者が受け止めた点でした。受け止め方は人それぞれですので、一概に職員の対応が悪いとは考えていません。ただ、職員の方も当然わからないことはあると思いますし、担当者が席を外していることもあると思います。そういったことは町民の方は十分理解されていますが、そのあとの「調べて連絡します」「いついつまでに連絡します」と伝えたり、例え今まで扱ったことがなく、難しい相談内容であったとしても一緒に解決策を考えたり、困っているという思いに寄り添ってくれたり、そういう姿勢があまり感じられなかったとおっしゃる方もいらっしゃいます。もちろん職員の方も皆さん、丁寧な対応を心がけているとは思いますが、悲しい思いをする方をゼロにするには、今一度、窓口対応について再確認する必要があると考えます。また説明する際には、冊子や説明資料があれば提示しながら説明する、それが無いときはメモを渡すなどして、住民がわかるように説明するなど、些細なことですがそうすることで住民が得られる行政サービスがスムーズに受けられたのではないのでしょうか。そこで質問ですが、町として相談業務の基本姿勢の再確認と、より徹底したわかりやすい情報提供する必要があると考えますがいかがでしょうか。

○保健福祉課長

相談業務で心がけていることは、まず相談者の話を丁寧に傾聴いたしまして、内容をしっかり受容し、共感しながら話を聞くように常に心がけております。また相談を受けた保健福祉課が把握できていない制度などがありましたら、制度を把握している関係課の担当者と連携して対応をしているところでございます。窓口申請や相談にご来庁された際に、制度などを把握している職員がいなかった場合には、後日ご連絡をさせていただくなどのご対応をさせていただいているところでございます。先ほども申し上げましたが、ご来庁される相談者は不安な気持ちや複雑な感

情をお持ちで来庁されますので、寄り添う姿勢と丁寧な対応をこれからも常に心がけていきたいと思っております。以上です。

○高 木 (8 番)

今、答弁ありましたように今までも気をつけて対応されていると思いますが、今後もさらに徹底した対応をよろしく申し上げます。また相談内容については、その都度記録をしているというふうにお聞きしておりますが、相談内容を入力するフォーマットや、相談事案ごとの管理方法について今回、問題があったのではないかと考え提案させていただきます。現在は日時や対応者、相談内容を入力するようになっておりますが、例えば相談事案ごとに誰が担当するのかを明確にし、進捗状況も入力するようにはいかがでしょうか。またその相談内容をほかの課にも共有する必要があった場合には、現在は口頭で伝えているというふうにもお聞きしておりますが、ほかの課に共有した場合には、いつ何課の誰に伝えたのか、入力するところを追加することも必要ではないでしょうか。さらに担当者に任せきりにならないよう、その課や係の責任者が対応済みなのか調査中なのか、後日連絡するのかなど、進捗状況を必ずチェックするようにすることも必要だと考えています。これまでも細かな情報は入力されていたかもしれませんが、職員全員で徹底するには、その入力スペースを作っておく必要があると考えますがいかがでしょうか。

○保健福祉課長

現在、保健福祉課には相談記録用紙がありまして、相談に来られた方についての基本情報、相談内容などを記録しております。相談を受けた職員がその方の記録を入力し、課の中では常に確認が取れるようになっております。ほかの課と連携する相談ケースにつきましては、ほかの課が保健福祉課のネットワークにアクセスできませんので、ご本人様の同意が得られた場合に限りですが、紙の相談記録で相談内容や経過を随時確認してもらっているところでございます。ほかの課と連携するケースでは窓口で相談に来られた際には、関係する課の職員と一緒に相談に対応することで、相談内容の共有と相談者の相談時間短縮に繋げております。相談内容の共有というところでは、ご本人様の同意が得られた場合に限り、相談内容や経過を常に関係する職員が確認と情報共有ができることが重要でありますので、相談記録システムを常に確認できる体制の構築は必要と考えますので、今後研究してまいりたいと思っております。以上です。

○高 木 (8 番)

情報共有を徹底しておくことで、より住民への対応がスムーズにできると考えますので、小さなことですが情報伝達ミス等を防ぐためにもぜひ実施していただきたいというふうに思います。さらに住民対応についての研修は毎年実施されているとお聞きしておりますし、また注意すべきことが起きた場合には、課の中あるいは係の中でも情報共有しているというふうに聞いておりますが、今一度どうすべきだったのか、どういう声掛けをすることがベストだったのかという振り返りを強化していただきたいと考えますがその点はいかがでしょうか。

○保健福祉課長

少子高齢化、人口減少が進む中、ダブルケア、ひきこもり、生活困窮などの複合的な問題を抱える世帯の相談がここ数年増え続けております。保健福祉課だけでは受け止められない事例も多くあり、様々な支援機関と連携をしながら対応しております。保健福祉課では、相談業務に関わる職員で勉強会や振り返りを定期的で開催しているほか、支援機関と支援事例をもとに、その支援内容を検証する検討会も開催しております。各支援機関から多角的な意見を集約し、支援した内容の振り返り確認をしているところでございます。また、職員研修として実施されます接遇研修会や各種団体で開催されます各種研修会に参加するなど、職員一人ひとりの知識やスキルの取得に努めるとともに、対応能力の向上にも努めているところでございます。以上です。

○高 木 (8 番)

役場に出向く、あるいは役場に電話することさえハードルが高いと感じる住民の方も多くいらっしゃいます。どんなケースでも笑顔で迎えていただけると、住民としては安心しますし、困っているときほど丁寧に接していただけるだけで相談に来て良かったなと感じます。悲しい思いをされる方をゼロにするために、再度住民対応について考えていただきたいと思います。次の質問に移ります。フリースクールに通う児童生徒への利用料補助について質問させていただきます。小学生の子をお持ちの方からこんな相談がありました。フリースクールに通っているんだけど、その費用を少しでも町に補助してもらえたら家計的に助かるというものでした。2年前に文部科学省から出されたデータですが、全国の小・中学校の不登校児童生徒数は、34万6,000人を超えております。100人中3、4人ぐらい不登校という計算になりま

す。長野県の場合は全国平均よりやや高くなっています。不登校の児童生徒全員がフリースクールを利用しているわけではありませんが、その選択をしているお子さんも一定数いると考えられます。そこで質問ですが、辰野町の小・中学生でフリースクールを利用されている児童生徒はいますか。フリースクールについては町内外問いません。いかがでしょうか。

○学校支援課長

教育委員会ではフリースクールに通う子どもの全体の人数というものは把握しておりません。町内のフリースクールにお聞きする中では、町内外から通っている子どもの人数は、小・中・高を合わせて7名であります。そのうち、町内に在住の子どもは数名とのことをございました。また町内のフリースクールに通う子どもの人数につきましては、現在把握できておりません。以上です。

○高 木 (8 番)

文部科学省から出されたデータを見ますと、毎月のフリースクール利用料は平均で3万3,000円となっています。フリースクールは近くにない場合には、近隣にあるフリースクールを探す可能性もありますし、公共交通機関を利用していくことができなければ送迎しなくてはなりません。そこまでの交通費もかかってしまいます。義務教育の期間中でありながら、やはり保護者の気持ちは複雑です。相談された方はおっしゃいました。「これから学校以外の居場所として、フリースクールを選択する子が増えるかもしれない。うちの子は自分に合う居場所を近くで見つけることができたけど、町内になれば岡谷に行ったり箕輪に行ったり塩尻に行くことも考えられる。そうなったとき、町に利用料の補助制度があればどんなにありがたいか。我が子がやっと学校以外の居場所を見つけることができて、金銭的なことを考えて通う日数を制限する家庭が出てくるかもしれない。やっぱりお金のことは考えちゃうんですね」そうおっしゃっていました。学校に行くこと、あるいは教室に入ることが大変になってしまったときに、辰野町には「たつのご学舎」がある。中間教室の「わたげ」がある。もちろん学校の保健室だっていいしフリースクールだっていい。自分らしく過ごせる場所、心を休める場所が辰野町にはたくさんありますし、もちろん町外にもたくさんあります。その選択をするのは子ども自身です。子ども一人ひとりを大切にしている辰野町には、その思いを制度としてもぜひ表していただきたいです。そこで質問ですが、今後のことを考えてフリースクールを利

用されているご家庭に対して、利用料の補助制度を作ることはできないでしょうか。

○学校支援課長

フリースクールにはいくつかのタイプがあり、長野県では認証制度を設け 2 つのタイプに分類しております。不登校やひきこもりがちな子どもが通う居場所支援型、それと教員免許を所有する職員が常駐し、学習の支援を行う学び支援型がございます。町内には 2 つ目の学び支援型のフリースクールがあり、そこに通う子どもが数名ということがございます。町では今年度から町唯一のそのフリースクール事業者に対しまして補助金制度を創設し、補助を始めたところでございます。ただいま議員からご提案のありました利用者への補助制度であります。長野県からも県内の市町村がそういう補助をしている自治体、情報提供を受ける中では補助をしている自治体が増えてきていることは把握しております。そういった中で、町内のフリースクールに通う方だけではなくて、町外のフリースクールに通う子どもたちもどのぐらいいるか、実態を把握した上で、補助のあり方について考えてみたいと思います。以上です。

○高 木 (8 番)

私が調べたところ、県内 16 の市町村で何らかの補助制度が作られております。子どもたちの多様な学びの場の確保と充実を図るためです。昨年、先ほど答弁にもありましたが、信州型フリースクール認証制度が作られ、今年度は町では認証を受けたフリースクールに対して補助を行っているところです。先ほど実態を調べて調査していきたいということでしたけれども、次は町内でフリースクールを利用しているご家庭への補助制度を作っていただきたいと強く願っております。子どもたちの多様な学びの場を支援するために制度が作られることを期待しております。次に最後の質問をさせていただきます。着衣水泳についての質問です。1 と 2 の質問を一緒に質問させていただきます。1,535 件、この数字は何の数字かおわかりでしょうか。これは警察庁で発表されているデータなんです。昨年度全国で起きた水難事故の件数で、過去 10 年で最も多いそうです。このうちの中学生以下の水難事故は何件だったと思いますか。129 件で、人数でいうと 191 人だそうです。この数に高校生や大学生は入っていません。今年度については、まだデータがありませんが、ニュースを見る限りだと増えているのではないかと推測されます。水難事故は、やはり 7 月から 8 月の夏休み期間が最も多いのですが、近年、9 月でも暑さが続いていること

から、9月以降の事故も増えているそうです。どこで何をしているときに最も中学生以下の死亡または行方不明の事故が多いかというところ、川で水遊びをしているときだそうです。警察庁で発表されている件数以外にも溺れたり、滑って落ちてしまったり流されるというヒヤリとした件数も合わせると、かなりの件数になるのではないのでしょうか。海のない長野県民は海への憧れがあるとよく耳にすることがあります。長期休暇中には海へ行く親子も多いのではないのでしょうか。川でも海でもハプニングは突然起こります。注意していても、目を離したすきに起きることもあります。そこで今回提案したいのが、小・中学校で着衣水泳の体験ができないかということです。町内の小・中学校にお聞きしたところ、今年度、東小以外では着衣水泳を行っていません。学習指導要領で必ずやらなくてはならないという規定はないため、先生方の判断にはなりますが、指導要領の中には、より現実的な安全確保に繋がる運動の経験として、着衣をしたままの水泳運動を指導に取り入れることも大切であると書かれてあります。着衣水泳のあとには、プールの水が汚れることから、夏休みにプール開放をしている南小では行うことが難しいというお話も聞いております。各校の学校によって事情もあり、すべての学校で行うのは難しいかもしれませんが、できれば小・中学校の間に一度は着衣水泳の経験をしておくことが大切ではないのでしょうか。さらにもう一点提案ですが、この提案は着衣水泳を行っていない小学校のプールがあった場合という前提にはなりますが、親子で着衣水泳の体験ができる講習会を実施するのはいかがでしょうか。

○教育長

はい。高木議員の質問にお答えをしたいと思います。この着衣水泳のですけども、平成5年、当時の文部省でございますけれども、文部省が「水泳指導の手引き」これを発刊いたしました。その中で「学校の諸条件が許せば児童生徒に着衣したままの水泳を体験させることは有意義なこと」という記述が入りました。これ以来、着衣水泳が学校教育に認められてまいりました。以来、小学校を中心に着衣水泳というのは今、議員も言われましたけれども衛生面がございますので、水泳の最後の日ですねプール納めに行ってる学校が出てきてまいります。着衣水泳は衛生面への心配がありますから、当時の文部省ですね、学校の諸条件が許せばとこう記述したものとふうに思われます。辰野町でも今、議員言われるように辰野東小学校ではずっと昔から毎年、このプール納めの日に3年生以上の児童が着衣水泳を行ってお

ります。南小については今、議員言われるように夏休みのプール開放ありますのでね、基本的にはできないということになっております。今年も議員言われるように海や川での水難事故が多く報道されました。ここであの報道を目にしますと、プール納めのセレモニーから溺れないための基礎を学ぶために、また、溺れた人を安全に救助することを学ぶ安全教育の一環として、位置付くものとふうに考えられます。着衣水泳を安全教育の一環として考えれば、衣服を着たまま水に入ることによって服が濡れた状態で水に落ちるとどうなるか、どうやって浮いて待つことができるのかとか、これらを体験し実際の事故場面を想定した対応力を育てる学習の一つになるというふうには考えられます。ただ現状ではやはり、プール納めの日しかできないというのではないかなというふうに思っております。ですから、今、親子で着衣水泳の講座って話もございました。これはそうは言っても、ちょっと頭の中でね親子でプールにどおっと入ってる姿、そんな光景を思い浮かべてみてもなかなかこれハードルが高いなあと、今、議員の提案があったんですけど、実際にこの着衣水泳の講習会を親子でどんなふうにやったらいいのかってのは、ちょっと私まったく描けないんですので検討をしてみますけれど、どっかのプールを借りて教育委員会主催でそういうことをやることってのは、ちょっと現段階ではまだまだ現実的ではないのかなそんなように気はしております。ただこの着衣水泳の歴史、日本では先ほど言いました平成 5 年に文部科学省、文部省がっていうことなんですけれど、広くヨーロッパ辺りではね運河とかがありますので、安全のためにということで着衣水泳というのはかなり実施されてきてるっていう、そんな外国の事例ということを私も承知しております。以上ですが。

○高 木 (8 番)

実際に着衣水泳を行った子どもたちの感想を先生に聞いているんですけども「思ったより服が重くて泳げなかった」ですとか「溺れた人を助けるために水に入ってもうまく助けられないことがわかった」など子どもたちも体験することでわかったことがたくさんあったんだなというふうに感じております。先ほど親子での着衣水泳の体験会というのは、ちょっと今、考えるのは難しいなっていうふうに教育長から答弁ありましたけれども、ニュースを見ていると子どもが溺れてしまったときに、保護者の方が水の中に入って事故に遭ってしまうっていうニュースも目にしますので、やはり子どもだけではなくて、親としても体験しておくってこと

も必要なのではないかなと思って今回提案をさせていただきました。長野県内のある自治体では、悲しい水難事故があり、それから着衣水泳を授業で行うことになったそうです。最初の年は塩尻市にある長野県総合教育センターから講師を呼んで授業を行い、翌年からは先生方も自分ごととして考えたいとのことから、着衣水泳の授業を行っているそうです。参考にさせていただければと思います。親子で海や川に行く人も多いでしょうし、高校生ともなれば友達同士で川に行く人も多いと思います。着衣水泳を体験してみたいという人が体験できる場を町として用意していくことも必要ではないでしょうか。先ほど話した県の総合教育センターでは、生涯学習の講師として先生を派遣してくださるようですし、アラパの指定管理者のシンコースポーツでは、何年も前から岡谷市市民プールで着衣水泳の講習を行っているため、講師の派遣もできるというふうに聞いております。もし町で講習会を行うとなった場合に、講師の確保はできるのではないかというふうに考えております。また、川でも海でもライフジャケットが有効だというふうにも聞いておりますので、それを着用する体験もできれば、より一層いいのではないかなというふうに考えております。事故が起きてからでは遅いので、ぜひ来年度から実施していただくよう前向きに検討していただければと思います。以上で私からの質問を終わります。

○議 長

進行いたします。質問順位 2 番、議席 11 番、向山光議員。

【質問順位 2 番 議席 11 番 向山 光 議員】

○向 山 (11 番)

昨日、それから一昨日、町民会館で「天翔ける蛍」の公演がありました。熱気に満ちた感動の舞台でありました。子どもも一生懸命で町民の皆さんのパワーを感じることができました。感謝したいと思います。さて、町長にとって今任期最後の定例会一般質問です。6月議会で申し上げたとおり、定数1の首長選挙において現職が早めに進退を明らかにしたのは、有権者にとって大切な態度であったと考えています。結果として現在ほかの立候補表明者がいません。町長選挙が無投票となった場合、選挙公報は配られません。候補者は自らの公約や政治理念を語る機会がなくなるとともに、有権者にはそれを聞く機会が失われることとなります。議会での一般質問を通して町長の政治姿勢などを明らかにしていくのも、議員としての大きな役割であると私は考えます。さて、今年の夏は様々な大きな動きがあった夏であった

と思います。終戦敗戦 80 年ということで、町でも、あるいは市民レベルでも様々な取り組みが進められました。参議院選挙では初めて衆参両院で少数与党という状況になりました。また、猛暑が続く中でのクマの出現、目撃情報の激増や水不足による稲作への懸念など自然との関係も大きな課題として浮かび上がっています。まず、参議院選挙に関連したことから質問に入りたいと思います。参議院選挙では当初、政治と金の問題や物価高に対する消費税減税か現金給付かが争点と言われていましたが、ある政党の日本人ファーストというキャッチコピーに大きな注目が集まり、その政党以外の与野党からも外国人に関する様々な政策が打ち出される状況になりました。果たして外国人が日本人より優遇されているのか、マスコミでも様々な報道されていますので、ここでいわゆるファクトチェックをするつもりはありません。しかし、日本人ファーストという言葉はワンフレーズゆえに覚えやすく、一方で誤解されやすい表現だと思います。当該政党からも日本人ファーストの意味するところについて、外国人排斥ではないというようなことが様々な発言、発信されています。しかし、誤解されやすいことは事実です。そこで改めて辰野町の行政について行政における位置付けについて明確にしておく必要があると考えます。身近でも外国籍住民や日本語を母語としない人々が急激に増えています。その中で、多文化共生とか多様性を認めるということが当たり前のように述べられています。そこでお聞きします。辰野町内におけるこれらの人々の人数等の実態と、共生社会を作るための町における位置付け等施策についてお聞きします。

○町 長

はい。行政における多文化共生社会に向けての基本的な考え方は、外国籍の方や外国にルーツを持つ方等を地域の一員と認め、受け入れていくことだと考えております。辰野町も地域の一員として受け入れを行うことにより、お互いを尊重し合いながらともに暮らしていける社会の実現を目指していかなければなりません。ともに暮らしていくためには、国籍や文化的背景等に関わらない公平なサービスの提供、またともに地域を作り上げていく共生の視点、やさしい日本語を活用した情報提供を行い、自立して生活できる環境を整えることなど、様々な切り口での継続的な取り組みが必要となります。町の状況についてはこのあと課長から説明させていただきますが、長期的な視点で支援を行いながら、外国籍の方、外国にルーツを持つ方に地域の担い手として関わっていただける社会を作り上げていきたいと考えており

ます。

○まちづくり政策課長

それでは私の方から人数の実態、施策についてお答えをさせていただきます。辰野町には、令和7年9月1日現在、451名の外国籍の方が在住しております。国籍別ですと、ブラジル国籍の方が169名と一番多く、次いでフィリピン国籍の方97名、ベトナム国籍の方が46名となっております。このほかにも、パラグアイ、中国、インドネシアなど様々な国籍の方が居住しております。このように多くの外国籍の方が居住する中で、辰野町としても、ともに暮らしやすいまちをつくるために、多文化共生の取り組みを行っているところであります。取り組みの内容としては、令和4年度と令和6年度から多文化共生に関する活動に取り組んでいただくための、地域おこし協力隊に着任していただきました。役場、町民ホールでの外国人相談や通訳の支援、辰野町のボランティア団体「地球人ネットワーク in たつの」と協力しながら、日本語教室等を現在まで開催しているところであります。昨年度からは、段階的な日本語教室を町ボランティアセンターで実施しており、参加者には単に日本語を勉強していただくだけでなく、日本の文化に触れていただく取り組みも実施しているところであります。先月の8月には、浴衣を着るファッションショーを企画し、夏の衣服文化に触れていただく機会となりました。また、外国籍の中では災害の知識がなく、日本での避難の仕方も知らない方もおります。町の総務課、危機管理係を講師としました防災講座も実施をしているところであります。さらには、辰野町、箕輪町、南箕輪村の伊北3町村で協力し合い、箕輪町を拠点として活動しているNGO団体の協力を得ながら、災害時サポーター養成講座を開講しております。この講座は、災害時に外国籍の方をサポートしていただく住民を養成することにより、発災時の外国人避難者が安心して避難生活におけるコミュニケーションが取れることを目的に実施しており、相互理解のための機会となっております。これからますますグローバル化が進展し、外国籍の方との共生社会を作り上げていくことは、辰野町としても重要度が高いものとして位置付けていかなければなりません。外国籍住民の方との相互理解を深めるためにも、日本の文化や生活に馴染んでいただき、住みやすい地域を目指すために、前述した取り組みについて、継続して実施していきたいと思っております。最後になりますが、本年度は辰野町第6次総合計画後期基本計画策定の年でもあります。これまでの地道な活動を継続しながら、ともに地

域を作り上げていく共生が進むような取り組みについて、次の 5 年間の計画に盛り込んでいきたいと考えております。以上です。

○向 山 (11 番)

最後に課長から指摘がありました第 6 次総合計画、少しこの共生社会についての対応ってかですね、記述はあるけれども全体的な体系としてですね共生社会について、対応するというのをぜひ後期基本計画の中で位置付けをしていただければというふうに思います。日本人ファーストという言葉が独り歩きして、特に政治的背景などについて十分な理解もないまま、子どもたちの世界で使われ外国籍の子どもや外国ルーツの子ども、日本語を母語としない子どもたちへの偏見やからかい、いじめの原因になりはしないかという心配があります。辰野町の行政は多文化共生、多様性を認めるという方向に向いているわけではありますが、子どもの社会で日本人ファーストという言葉によって、悪影響が出ないか大変懸念しているところであります。町長、教育長の見解をいただきたいと思います。

○教育長

はい。向山議員の質問にお答えをしたいと思います。この日本人ファーストという言葉、議員言われるように時として子どもたちだけではなくて、大人の中でも独り歩きをしてしまいます。この言葉が流れるたびに、日本にいるすべての外国籍の方や、外国にルーツを持つ方々が肩身の狭い思いをしながら生活を余儀なくされるようでは、また日本人ファーストという言葉により、このような方々の排斥を容認する雰囲気広まっていくということになってしまえば、日本という国は外国籍や外国にルーツのある方々にとって安心・安全な国ではないということになってしまいます。町内の小中学校には 40 名近い外国籍あるいは外国にルーツを持つ子どもたちが在籍をしていて、みんな国籍を意識せずに普通に友人関係を結んでおります。でも、議員言われるように子どもたちが深く考えずにこの言葉を発するようになると、たとえ悪気がなく発したとしても、新たな差別や偏見、いじめの発生に繋がりがねません。昭和から平成の初めの頃、外国籍の子どもが日本の学校に入り始めた頃ですね、外国籍であることから、からかいが始まりこれがいじめに発展したケースも、私自身見てきております。いじめの多くはからかいから始まります。この言葉が学校内で発せられないことを、また広がらないことを信じたわけですけど、十分に注意を払っていく必要があります。今月 9 月の町の校長会においては、新た

な差別や偏見、いじめを生む恐れのあるこの言葉、アンテナを高くしていくように、そして、その種の言葉を何気なく発していても、その言葉の持つ意味を解き、使わないようにしようねということを依頼していきたいというふうに思っております。先生方にはこの日本人ファーストだけではなく、無意識の差別や偏見に繋がりやすい何気ない言葉、アンコンシャス・バイアスについて繋がる言葉についても気を配ることができる、そんな感覚を持ちたいなというふうに思っております。これは余談なんですけれど、私は文科省も含めて日本の国も改めて、日本はどんなルーツの方も受け入れる国なんだ、そういうことを発する必要があるのではないかな、そんなふうに思っております。これからの世界考えますと、外国籍の方たちの力を借りない限り、労働力の確保というのが厳しくなっただけでまいます。そんな意味でも声を上げて欲しいな、あるいは各企業もね声上げて欲しいなそんなふうに思っております。以上です。

○向 山 (11 番)

多様性を認めるっていうことをきちんと伝えていくことが大事だろうと、これ町長に敢えて答弁は求めませんが、教育だけじゃなくて行政全体において必要だということ指摘しておきたいと思っております。大きな 2 番目の子どもたちの学びの確保と安全の確保について質問です。夏休み子ども塾があり、私も地元で何年かお手伝いをしてきています。夏休みのはじめの 1 週間ほどラジオ体操の後の約 1 時間、自習をしたり子どもたち同士で教え合ったりして、大人はできるだけ口を出さないようにしています。そんな中、小学 4 年生のある子がどうも算数の課題が進まないようなので、よく見てみると、小学 3 年生の振り返りの課題でかけ算、わり算で九九がすぐに出てこないようです。国語などを見るととくに理解力が不足しているようには見えません。夏休みの間に九九をもう一度覚えておくといいねと言って九九の表をそっと渡しました。私は教育の専門家ではありません。一般的にこのような場合に学校の現場ではどのように対応がされているのでしょうか。計算が苦手な発達障害、学習障害という場合もあるようです。そのような障がいがあるのかないのかの判断やその結果、障がいの有無に関わらず、苦手がある子どもへの対応はどのようにされているのか、現状と課題についてお聞きします。

○教育長

はい。お答えをしたいと思います。九九が身につけていない、これは子どもに

にとっては一大事だなとそんなふうに思っております。私、現職時代ですけど、長野県内の比較的大きな市のちょっと荒れてる学校の校長として着任したときなんです。2月の末ですけど、3年生、高校入試2週間前なんですけど数学の授業になるといつも徘徊している。毎日のように数学の授業になると徘徊すると4、5人おりました。あまり続くので校長室へ呼んできて、いろいろ話を聞いたところ最初はもう言いたい放題言ってたんですけどもね、3、40分経ったらその内の1人のボスがボソッと「校長、俺だって勉強したい。俺は九九だけじゃなくて分数がわからん」って言ったんですね。このときに私思わず「申し訳なかった」と「君達を3年間預かってながら、分数の指導も君たちにできなかった。本校の数学科申し訳なかった」と謝罪をしました。子どもたちはきょとんとして、でも次の日から一切徘徊はしなくなったんですね。問題解決されていないんです。そこで数学科の主任を呼んで「ここだと、勉強したいんだけど分数がわからない。ちょっと実態を調べろと」と言いました。辰野中学よりも一回り大きい学校です。3年生が180人おりましたけど分数はよかったんですね。今の九九の6の段以上があやふやなのが8人いたんです。このとき私は怒りました。この責任は誰が取るんだと、中学で預かったばかりなら小学校の責任にしてもいい。でも中学で3年間預かっていよいよ2週間後に高校入試だというのに中学の責任はでかいと、こう言った訳わけなんですね。まさにこの九九ができないっていうのは本当に子どもにとっても切ないことだなそんなふうに思っております。この話はそれから私はしばしば校長会だとか、あるいは先生方の研修のときにこの例を出して話をします。九九だけはしっかり身に付けさせていただきたい、こんな話をするんですね。子どもにとって勉強がわかる、できるってことはもうそのまま楽しい学校に繋がるんですね。町内の小学校にお聞きしたところ、3小学校とも九九が確実に身につけているかできていないかっていうのは、担任もみんなつかんでいると、それぞれ対応していると、九九カードだとか九九表を使いながらやっている、あるいは授業中にほっとサポートの先生、業務はちょっと違うんですけど見てもらうとか、教育支援員の方に個別対応していただくっていうような回答が返ってまいりました。でも私ちょっとこれには首傾げたんですね。そうじゃないんだろうと。九九はやっぱり3年生のときとにかく徹底的にこれ暗唱させるぐらいのことをして確実に身につけてやらないと、その後の算数、それから数学でえらいことになってしまうという思いがあるんですね。ですからやっぱり

カードを使うのもいいんですけど、ある時期にきちっとおさえる、ここが大事なんだろうなこの部分がまだ町内の小学校では不十分なのかなと気がしております。この部分ですけど、算数だとかあるいは国語なんかもそうかと思っておりますけど、このまさに基礎基本の部分の定着ですね。この部分につきましては今年度、町の教育委員会でも大変大事に考えていて、この定着について工夫をして取り組んで成果を上げている学校の先進事例を学ぼうと思っております。まず教育委員会としてそれを学んで、場合によっては各学校の先生方の代表も、そのあとそこを視察するとか研修するというような機会もちよっと考えてみたいです。そんなふうに思っております。以上です。

○向 山 (11 番)

教育長自らの体験から語っていただきました。ぜひ本当の意味で一人ひとりの発達に寄り添うような対応がなされることを希望しておきたいと思っております。防衛省、自衛隊が小学校高学年、中学校、高校生向けというこのようなパンフレットを作って、各学校へ配ろうとしています。2021 年版ははじめての防衛白書まるわかり日本の防衛、その後まるわかり日本の防衛はじめての防衛白書、2025 年版は単にまるわかり日本の防衛という風にタイトルが変わってきています。2024 年版をこれ今もう通販でも買えないような感じなんですけど、2024 年版を今年 3 月から配布するという事で、防衛省の地方防衛局から各都道府県教育委員会へ相談し、その結果、防衛省から各学校へ配布したようであります。辰野町内小中学校における取り扱い状況についてお聞きします。

○教育長

はい。ただいまのパンフレットですけど、私も今回初めて防衛省作成のそのパンフレットを見ることができました。私自身、それからまた町の教育委員会の職員もこのパンフレットについては一切把握しておりませんでした。県の教育委員会に問い合わせをさせていただきました。県教委では、防衛省から県教委へパンフレットの学校への配布について打診があったとのことでした。県教委では、児童生徒に配布するか、図書館に置くかで防衛省と協議をしたようですけれども、最終的には防衛省が各学校と調整をすると落ち着いたようでございます。しかし、防衛省側は学校数が多くて、事務が煩雑になることから、今回は断念したということもお聞きしております。また県の教育委員会は、町教育委員会に対してパンフレット配

布希望の照会も一切行っておりません。今回の県教委の対応は長野県の教育委員会だけじゃなくてね、これ都道府県という言葉を使っていいかわからないんですけど、多くの県教育委員会、県の教育委員会も同様な対応をとったようでございます。過去にも、市町村教育委員会を通さずに、県の教育委員会から直接各学校へ頭越しに照会があったり、文書が配られたりということがございました。この際、町の教育委員会として県に対して厳重に抗議をいたしました。これからも県の教育委員会ははじめ県の教育委員会だけじゃなくて、あらゆる機関からの文書とか、各種の紹介等は必ず町の教育委員会を通して行う、このことを厳格にしていきたいと思います。以上です。

○向 山（11 番）

今の教育長の答弁をさらに確認するような意味になるかと思いますが、今、答弁ありましたように、長野県では県教委が各市町村の教育委員会に問い合わせるようという対応で、結果として各小学校の方へは直接は配るのが大変だからということで、一切それから進まなかったということではありますが、2024 年版については、全国で 2,400 校、6,100 冊が配布されたということでもあります。47 都道府県でどのくらいの県が扱ったかというのは、防衛省も回答がありません。ただ答えてもいいという県もあったということで、4 つの県は名前が明らかになっています。そういう形で何かきわめて秘密裏に行われてるような懸念があります。今後ですね、地方防衛局だとか県教委が市町村教育委員会へ照会してくる、あるいは各学校へ直接照会をするということがありうるかっていうふうに懸念しますが、その場合の対応について再度お答えをお願いしたいと思います。

○教育長

はい。まず各学校に対しては直接ね文書が行く場合がございます。その場合には町の教育委員会は通してましかっていう、これをね確認していただくってことはお願いをしてあります。ですので教育委員会が知らない文書あるいは照会等は、直接学校へいくってことは辰野町内ではまず考えられないのかなというふうに思っております。そして、その 2 つ目の方が一これからね防衛省の関係のパフレットが、辰野町教育委員会へきて照会をしていただきたい、これ内容をきちっと精査をしていかなければいけないだろうなというふうに思います。どんな文章どんな照会でも、現在でも町の教育委員会では学校教育に関わること、あるいは生涯学習に関わるこ

とにおいても、外部から来た文書はすべて庁内で回覧をして、最終的に私のところへきて私が印鑑をついてっていうふうになっております。その部分についてはこれからも徹底していきたいと思います。内容を精査した上で判断をしてまいりたいと思います。

○向 山 (11 番)

このパンフレットを見ますと、いくつか課題があるのかなっていうふうに思います。政府が法律ではなくて内閣の決定によって決めた防衛計画について示されている、つまり国民世論にも様々な意見があるものについて、コンセンサスもないような形のものが配られている、あるいは中国、北朝鮮、ロシアをいわゆる仮想敵国としている、このことによって仮想敵国とみなされた国と関係する子どもたち、先ほどの日本人ファーストの問題にも繋がるような課題が出てくるのではないかと。あるいは、日本の国防の基本である専守防衛、非核三原則、文民統制としたという記述が、最初あったのは 2025 年版からほとんどなくなっちゃってるようなことで、かなり課題があるということでぜひ慎重な対応を求めておきたいというふうに思います。次ですが子どもたちをめぐって性犯罪、性暴力、性的いたずら等の報道が絶えません。保護者の皆さんの心配はいかばかりだと思います。この問題の深刻さは、性加害の被害者にとってその被害の体験が拭うことのできない深刻なトラウマなどとして残るということでもあります。また、小さな子どもにとっては、それが性加害、性被害であるという認識に欠けること、そのためにその問題が顕在化しにくいということでもあります。さらには子どもたちに接することの多い職業において、子ども側がまったく無防備な状態でそのような性暴力、性犯罪が繰り返されやすいということなのです。このような事態に対応するために国では「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止に関する法律」が令和 3 年に成立、令和 4 年から施行されています。施行に際して文部科学大臣によって基本的指針が決定されています。少し長くなりますが引用させていただきます。「本来、児童生徒等を守り育てる立場にある教育職員等が、児童生徒等に対し『魂の殺人』とも呼ばれる性暴力等を行い当該児童生徒等の尊厳と権利を著しく侵害し、生涯にわたって回復しがたい心理的外傷や心身に対する重大な影響を与えるなどということは断じてあってはならず、言語道断である。しかしながら、児童生徒性暴力等に当たる行為により懲戒処分等を受ける教育職員等は後を絶たず、中には教師という権威と信頼を悪用し、被害児童生徒等が自身の被害

に気付かないよう性暴力に至ったケースなど、人として到底許されない事件も見受けられ、事態は極めて深刻な状況にある。今もまさに学校現場において被害児童生徒等が自身の性被害を打ち明けられず苦しんでいるかもしれないことに思いを巡らせれば、法に定められた施策の実施には全力の限りを尽くさなければならない。

『社会の宝』である子どもを教育職員等による性暴力等から守り抜くことは、一部の学校関係者だけではなく、すべての大人の責任であり社会全体に課せられた課題である。このため文部科学省はもとより、教育職員等、学校、教育委員会、学校法人、警察を含むその他の国・地方公共団体等の関係者は、教育職員等による児童生徒性暴力等を根絶するとの法の基本理念を十分に理解し、児童生徒等を教育職員等による性暴力等の犠牲者とさせないという断固たる決意で、あらゆる角度から実効的な対策を講じていく必要がある」長くなりましたが、これが文科省の基本的な指針の一部であります。文科省においても大変厳しい現状認識をし、断固たる決意で実効的な対策を講じていくとしていますが、性暴力等の事件が後を絶っていないのは、報道のとおりであります。そして新たに教員による性暴力防止法、ちょっと長いので略しますが、これが令和6年6月に成立し、来年令和8年12月25日に施行される予定になっています。これによって、日本版 DBS、ディスクロージャー・アンド・バーリング・サービスという略のようですが、子どもたちを性被害から守るため、子どもと接する仕事に就く人に性犯罪歴がないか確認する制度、これが導入されます。施行に向けて様々検討が今、進められているところであります。そこで、今までの法律による町教育委員会としての対応の状況と、それを踏まえて新たな法律、制度、日本版 DBS への対応、期待するものについて見解をお聞きします。

○教育長

はい。大変私としますと切ないこの教員による不祥事っていいですかね、性暴力が続いている本当に悲しくなりますけれども、教員等によるこの相次ぐ性暴力、性被害に対応するために今、議員言われるように様々な法律がこの間できてまいりました。「教員による児童生徒性暴力防止法」いわゆる「わいせつ教員防止法」これは令和4年に施行されております。これによって、教員等による子どもへの性的な行為は、同意の有無に関わらず性暴力であるということを明確に位置付け、そしてわいせつ行為で教員免許が失効するという、この辺りも出されました。そしてまた、性暴力などで有罪判決だとか懲戒処分を受け、免許が失効した教員の免許状番号が

データベース化され登録され、教育委員会だとか学校法人には教員採用時にデータベース検索が義務付けられております。これがやがて議員言われる日本版の DBS、これに繋がっていくわけなんですけどもね。ただ、これができても、それからさらにそのあと厳しい法律が次々とできてまいります。令和 5 年 7 月には、「性的姿態撮影等処罰法」いわゆる盗撮罪ですねこれができる。従来は盗撮は迷惑防止条例で処罰されていたわけだけれど、より厳格化されたものになります。昨年、令和 6 年 6 月には議員言われるように日本版 DBS（こども性暴力防止法）これを導入するための法律が成立をする。しかし、一向に教員等による児童生徒への性犯罪性暴力が止まないということがあるんですね。実は今年 7 月の町の校長会でございますけれど、6 月 24 日に衝撃的な報道がございました。盗撮画像を SNS のグループに上げて共有した疑いで逮捕された名古屋、横浜の教員の類、しかもそれが SNS でアップして 10 人くらいが共有していた、この 10 人も教員だということなんです。この報道があった、そしてこれから 1 週間、7 月 1 日まで私の承知する限りで全国各地で 5 件の性暴力、あるいは未遂というのが報道されておりました。これを受けて町の教育委員会では緊急に各学校でまず職員研修をお願いしたいと、ただこれを単なる一方的な研修ではなくて、一人ひとりが自分の意見をもとに考える研修として、厳罰化されていくにも関わらず増え続ける職員の盗撮、わいせつ行為の事実、盗撮、わいせつ行為に及ぼす影響、この種の犯罪から子どもを守るためには、から我が校からこの種の犯罪を出さないためには、からこの種の犯罪をなくすには防犯カメラではなく、職場のコミュニケーション、風通しのよい職場づくり等を指示いたしました。なお辰野中学校へ対しては、私が直接職員研修として行ってまいりました。この性暴力などで有罪判決だとか懲戒処分を受けて免許が失効した教員の免許状番号がデータベースに登録されて、長野県も含め全国の教育委員会などで運用が進んでいるわけですが、一方では、この文科省の調査ではね学校法人、私立校ですねこちらの方では 75%がこれやってないというこんな事実も出てまいりました。やはりこの日本版 DBS、これが私立校を運営する学校法人も含めて、すべての教育委員会、教育機関で登録活用が進んでいくことを期待したいないというふうに思っております。一方で、未然防止という点から考えると採用時ですね、新たに採用する教員、この試験だとか面接等で、この心の奥底を推し量ることっていうのもなかなか難しいなあということで、この問題をデータベース化しても、完全なものではないしこ

の DBS これも完全ではなく、まだまだ条件整備していかなきゃいけない部分も多々あるのかなとそんなふうに思っております。いずれにしても学校現場から、そしてまた児童生徒を性犯罪、性暴力から守る、それは本当に教育委員会としても大事に考えて対処していかなければいけないというふうに考えているところでございます。以上です。

○向 山 (11 番)

DBS 制度についてはこれから様々検討もされてくると思いますが、法律が施行される前、既に問題は現場で起きている可能性があるという前提を持って、対応していただきたいということと、それから先ほど来出ていますけれども、これは教育現場あるいは保育現場に限らない問題であるし、大人が共有しなければならない課題だというふうに思っています。私は今年の 1 月に町が公益通報制度を制定しました。これは大変参考になるというふうに思います。東京都なんかは大きな自治体ですから弁護士を指定して、弁護士もその窓口になる、子どもからも保護者からも周りの大人からもそういう通報を受けられるような制度が構築されています。これはぜひ参考にすべき例だというふうに思いますし、何よりもやっぱり教育長先ほど申し述べられたとおり、風通しの良い職場で職員同士がそういうことをチェックできるような体制ということも重要だろうということを目指しておきたいと思っております。ちょっと時間がなくなってしまいました。最後のところまでいくかどうかわかりませんが、選択的夫婦別姓制度の問題について質問してまいりたいと思っております。法的には「氏」って言っていますが、ここでは便宜上「姓」というふうに使わせていただきます。参議院選挙前の 6 月 19 日付け信濃毎日新聞で選択的夫婦別姓制度について知事と全市町村長へのアンケート結果が掲載されました。同姓も別姓も選べるようにすべきだという回答が 78 人中辰野町長含む 46 人、59%のことでありました。まずこの信濃毎日新聞のアンケートに対する回答について、町長の考え、コメントをお聞きします。

○町 長

はい。夫婦が同一の姓を名乗るということに疑問を持ったことはありませんでしたが、既に新聞やテレビ等でも明らかにされているのであえて申し上げますと、現在、箕輪町在住で辰野高校でかつて教鞭をとられていた内山由香里先生は、自分の姓を大事にしたいという考えから、お子さんの出産に合わせて離婚と結婚を繰り返

される事実婚の選択をされ、夫である小池幸夫さんとともに、選択的夫婦別姓制度の実現を目指していることを知りました。私自身が幼少期の家庭環境ですとか、学校教育から今の時代の流れ、あるいは考え方の主流を理解できていると思っている一方で、自分が受けてきた古い価値観に未だに縛られている自分がいることに気付かされました。結婚後に相手の名字になるという日本人の常識は、世界的にはとても珍しいということで、夫婦のいずれかの氏を選択しなければ結婚できない制度を採用しているのは、世界中で日本だけという現実を直視すべきと考えています。内山さんの報道を拝見する中で、内山さんのご苦勞と取り組みに大きな影響を受け、夫婦別姓は制度として変えていかなければならない問題であると認識し、同様に苦勞されている方を何とかしてあげたいと考えています。ただ一方で、日本は家制度的な考えが底辺にある社会制度として認識していることから、同じ名字である故の家族の一体感というものも大事な問題ではあるとも考えています。いずれの考えも自分の中に存在するがゆえに、明らかな結論には至っておりません。今後も制度に関する議論を注視しつつ、自分の自身の考えを深めてまいりたいと考えているところでございます。

○向 山（11番）

選択的夫婦別姓を求める当事者の意見は、名字を改めることによる職業生活上や日常生活上の不便、不利益、アイデンティティの喪失などを訴えています。先ほど町長から答弁があった内山さんからもそのように私も聞いております。それらの不便、不利益を考慮して、夫婦別姓を選んだ場合その結果、相続の問題をはじめ別の様々な不便、不利益が生じます。どちらの不便、不利益を重んじるのか、そこに法的に夫婦別姓を強制するのではなく、夫婦別姓を選択することを法的に認め、親子関係や相続などの問題も解決しようというのが、選択的夫婦別姓の法制化だというふうに考えています。平成8年に法制審議会が選択的夫婦別姓別氏制度の導入を内容とする答申をして、国も法制化に向けて2度の試みをしましたが、いずれも国会提出に至りませんでした。先の通常国会では、民法改正案あるいは戸籍法改正案が各党から提出されましたが審議は進みませんでした。相続の問題などは、国の法整備を待たなければ対応できませんが、日常の不便を少しでも解消することは、様々な運用、工夫の中でできると考えます。例えば、同性婚についてはまだ法制上は認められていませんが、自治体によるパートナーシップ宣誓制度によって、日常

の不便の解消に繋がっています。長野県が2023年8月に制度を導入し、県下では同じ日に須坂市がそしてそれに先行するように、2021年4月に松本、2022年4月に駒ヶ根市、2022年12月に長野市がそれぞれ制度化をしています。県内のほかの市町村は辰野町を含めて長野県が制度導入したことによって、県民がその恩恵を受けることから、それぞれ単独での制度化は進んでいません。同じような状況が全国的に展開しています。33都府県が導入していることから、自治体数では1,788分の539ですが、人口カバーでは92.9%がこの制度の恩恵を受けるようになっています。注目すべきは県内では駒ヶ根市がこのパートナーシップ制度を、夫婦別姓を選択しているカップルにも適用していることです。このことによって駒ヶ根市で認証された事実婚のカップルは、病院での入院、手術同意などを含めた民間サービスのほとんどを法的な夫婦と同様に受けられるというふうになっています。辰野町でも私は同様の制度を導入すべきであると過去何回も指摘してきました。最初の質問で答えていただいたように多様な価値観、多様性を認めていくという辰野町の中で、生活しにくさ、不便の解消に應えるものとして、改めて選択的夫婦別姓についてパートナーシップ制度に連携して適用していくべきと考えますが、町長の答弁を求めます。

○町長

はい。パートナーシップ制度による認証は全国的にも取り扱われておりまして、長野県内においてはすべての市町村において取り組みがなされております。日常の不便を少しでも解消に繋げる制度の取り組みは、大いに意義のあるものであると考えています。事実婚の方々を証明する方法は現在のところなく、議員おっしゃるとおり駒ヶ根市のパートナーシップ制度のように、制度に含めて証明することは画期的であり、方向性において参考にできるものであると認識しております。町においては、辰野町行政サービスにおける長野県パートナーシップ届出制度運用要綱の第4条において、県内市町村が交付したパートナーシップ関係（事実婚関係を含む）の届け出等があった旨を証明する書類については、県が交付した受領証等とみなして運用しております。同様に、事実等を含めた内容で要綱を運用する市町村間において、連携適用により事実婚が証明されることは、当事者皆さんにとって大きな意味があることが理解できます。一方で、パートナーシップ制度との連携は、市町村の判断が及べる領域ではあるものの、地方においてそれぞれ個別に判断をすべき事案ではなく、国においてすべての国民に共通する方針を出すべき事案と考えていま

す。よって現状では、国や県の動向を注視したいと考えています。以上です。

○向 山（11 番）

事実婚を法的に認めるかどうかということではなくて、事実婚の皆さんの日常生活の不便をどのように解消していくのか、これはパートナーシップ制度におけるいわゆる同性カップル等においても同じことです。国が法律で認めてるわけではない、ということの中で、これは地方自治体が知恵の中から生み出してきた制度である、いうふうに私は思ってます。そういう意味では、国の動向をみる、いうことでなくて現実に不便を感じているそういう国民、住民の思いに寄り添う施策についてさらに研究をして、一歩でも半歩でも前に向くことを求めていきたいと思えます。大変残念ですが時間がなくなってしまいました。丁寧な答弁をいただいた結果だというふうに思っています。私の方の設問の設定のまずさかと思ひ反省をしています、思っただけお伝えしておきたいと思えます。平和行政の推進についての質問については、今年様々な取り組みをしていただきました。これからも図書館を中心に、まだ様々な取り組みが計画されているということで、大変敬意を表したいと思えますが、やはり戦争にまつわる実体験を含めて様々な記憶をしていくためには、継続した取り組みが必要だろうということについて指摘をしておきたいというふうに思えます。私も町の支援金をいただいて満蒙開拓平和記念館へのツアーをしました。新聞報道で取り上げていただいたことによって、満蒙開拓にかかわる今まで未発見だった文書が私のところにも寄せられました。大変貴重な資料だというふうに思っています。これは教育委員会の方でまた検討していただきたいと思ってます。それから森林についてはですね、これはこの間私もずっと質問をしてまいりましたが、森林の持つ多面的機能について、やっぱり今一度、森ビジョンはできたけれどもそれをどう進めていくかっていうことよりも、もう一度森の持つ多面的価値について町民全体で共有し、そしてそのことによってクマの目撃数が増えているとか、あるいは松くい虫が多発してるとか、そういう状況について森林の持つ多面的機能をどのように維持していくのかということについて、町民で共有していく必要があるんじゃないか、そういう視点で質問をしようと思いましたが、12 月以降改めて質問させていただきたいと思えます。以上で私の質問を終わります。

○議 長

ただ今より、暫時休憩とします。再開時間は 11 時 25 分とします。

休憩開始 11時 08分

再開時間 11時 25分

○議長

再開いたします。質問順位3番、議席7番、栗林俊彦議員。

【質問順位3番 議席7番 栗林 俊彦 議員】

○栗林(7番)

令和7年第7回9月辰野町議会は、記念すべき10回目の一般質問となります。議員となり多くの町民の声を聞きながら辰野町の現状を学んでまいりました。それでは一般質問通告書に沿って質問を行います。まず最初に、結婚、出産、子育て事業、少子化対策の取り組みについてです。町長はじめ職員の皆さんはご存知のことと思いますが、2023年12月22日に閣議決定された「こども未来戦略」について簡単に説明いたします。こども未来戦略が決定されたのは急速な少子化、人口減少に歯止めをかけ持続的な経済成長を達成するため、若い世代の方の将来展望を描けない現状や子育てをされている方の生活や悩みを受け止めてのものです。少子化対策を行う上で乗り越えるべき3つの大きな課題として、1.若い世代が結婚・子育ての将来展望を描けない。2.子育てしづらい社会環境や子育てと両立しにくい職場環境がある。3.子育ての経済的・精神的負担感や子育て世帯の不公平感が存在するとあります。これらの課題を解決するため、3つの基本理念が掲げられました。1.若者・子育て世代の所得を増やす。2.社会全体の構造や意識を変える。3.すべての子ども・子育て世帯を切れ目なく支援する。これらを戦力の基本理念として掲げ、若い世代が希望どおり結婚し、希望する誰もが子どもを持ち、安心して子育てができる社会、子どもたちが笑顔で暮らせる社会の実現を目指しています。さらに充実した子ども・子育て支援、子ども未来戦略の加速化プランが本年2025年4月から開始されました。施策のポイントとして若い世代の所得向上に向けた取り組みと経済的支援の強化、2.すべての子ども・子育て世帯への支援、3.共働き共育ての推進、4.子ども・子育てに優しい社会づくりのための意識改革、以上4つの大きな柱で構成されております。そして若年人口が急激に減少する2030年代に入るまでが少子化傾向を反転できるラストチャンスであり、社会経済の参加者全員が子育て世帯を支え応援していくことが重要だということも共有されております。以上のことを踏まえた上で令和7年度に策定予定の「辰野町こども計画」について質問いたします。「辰野町こども計

画」の概念、概要と策定の進捗状況についてお答え願います。

○町 長

はい。それでは私の方からは「辰野町こども計画」の概要についてお話させていただきます。国では令和 5 年に、こどもまんなか社会の実現に向けて「こども基本法」が施行され、こども施策の基本的な方針等を示す「こども大綱」が策定されました。これらにおいてすべての子どもが身体的、精神的、社会的に将来にわたって幸せな状態で生活を送ることができる社会を目指すこととされています。少子化の進行や核家族化、地域の繋がり希薄化など子どもを取り巻く環境が大きく変化していくこと、また保護者の就労形態の多様化や子どもたちが抱える発達、生活課題へのきめ細かな対応が求められていることを踏まえ、町として総合的かつ計画的に子育て支援を推進することが必要であると考え、新たに「こども計画」の策定を進め、町の今後の子育て支援施策の方向性を明らかにしていきたいと思っております。このたび策定する「こども計画」には、こども基本法において対象となる子ども、または子どもを養育する保護者やその関係者の意見を反映させるために、必要な措置を行うことが明記されています。子どもや若者にとって自らの意見が十分に聞かれ、自らによって社会に何らかの影響を与え、変化をもたらす機会となり、自己肯定感や自己有用感、社会の一員としての主体性の高まりが「こども計画」の策定や取り組みによって成長に寄与するものと期待されるところであります。また「こども計画」は「こども基本法」に基づき、これまで個別に策定してきた各種法定計画を包含できる性格を有しており、町として一体的、総合的に施策を進めることが可能となります。個別計画ではそれぞれの努力義務と必須の計画が混在している中で、今回策定する計画に包含されることから、国の財政措置の対象も拡大され、国の補助金などの活用の幅も広がり、町の施策をより安定的に推進できる効果を期待するところであります。一方で先般、議会からも要請がございましたこどもの権利であります。自治体によっては条例化の動きもあるところですが、辰野町子ども・子育て会議にて子どもの権利への認識を深めるとともに、基本的には「こども計画」と一体的に検討していくところであります。「こども計画」は、町の総合計画のいわゆる子ども版として、町としての子育て施策の方向性や、優先すべき取り組みを明確にし、関係機関や地域と連携しながら子どもを社会全体で支える仕組みを強化し、加えて保護者や地域の方々に対して、施策の見通しを示すことで、安心して子育て

ができる環境を整えることを目指しています。策定にあたり辰野町子ども・子育て会議の委員の皆様を中心に検討を進めていますが、子どもを取り巻く環境が日々変化する中で、委員の皆様をはじめ子育て当事者の皆様、そして地域の多様な立場からより広い分野でご協力をいただく皆様のお力添えが欠かせないところであります。引き続きのご支援をお願いいたします。計画の進捗状況については、子育て応援課長から答弁いたします。

○子育て応援課長

計画の進捗状況についてお答えさせていただきます。冒頭の町長の答弁にもありましたように、現在子ども・子育て会議にて検討し策定を進めております。今年度初めてとなる第1回の会議は7月8日に開催し「こども計画」の策定について承認を得ており、「こども計画」のベースとなるアンケートを実施しました。アンケートは、子どもについては、小5、中2、高校2年生相当の世代を、保護者については、小1、小5、中2、高校2年生相当の保護者を対象に実施したところで、いずれも対象とする世代およびアンケートの内容は、他自治体との比較検討が行えるよう、国や県、他市町村と同等としております。現在は回答結果を取りまとめており、10月頃に予定する第2回の子ども・子育て会議にてご報告させていただく予定であります。また、子どもの権利にも触れ、子どもの権利条約及びこども基本法の内容などについても共有したところです。今後の策定スケジュールは、第2回の子ども・子育て会議にてアンケートの結果や計画の骨子案をお示しし、引き続き子どもの権利について認識を深めるとともに、別の機会にはアンケートによらない子どもの意見聴取の場を設定していきたいと考えています。12月頃には議員の皆様にもご説明させていただき、第3回の子ども・子育て会議を得て、パブリックコメントを実施し、年度内の完了を予定しております。以上です。

○栗 林 (7番)

ただいまこども基本法に沿った内容また予定どおり策定し実施することで、少子化対策につながることを期待いたします。続きまして、少子化対策、結婚支援を進めるためにベビーファースト運動や移住婚プロジェクトを外部団体との連携・共同で実施する考えはございませんでしょうか。

○子育て応援課長

ベビーファースト運動は、議員もご認識のとおり、子どもを産み育てたくなる社

会の実現を目指し、妊産婦や子育て世帯が過ごしやすい環境づくりを推進する社会運動であります。公益社団法人日本青年会議所が中心となって提唱しており、企業や自治体、個人の参画を呼びかけています。令和4年1月には、全国知事会と公益社団法人日本青年会議所にてベビーファースト共同宣言が行われ、同年に長野県でも全国知事会の動きに合わせて、長野青年会議所と共同宣言が行われたところです。町では現在「こども計画」の策定中であり、子育て世帯が安心して暮らせるまちの実現に向けた取り組みを洗い出しているところであり、ベビーファースト運動の理念自体は「こども計画」にも盛り込まれていきます。まずは宣言を行うことへの有効性を見定めながら、近隣市町村の動向や青年会議所さんの状況を確認していきたいと考えています。以上です。

○DX地方創生担当課長

はい。私の方からは移住婚についてお答えさせていただきます。移住婚につきましては、一般社団法人日本婚活支援協会と地方自治体が連携し、都市部から地方への移住を希望する独身者に結婚の相手探しと移住先選びを同時にサポートする取り組みで、人口減少や若者の流出、高齢化、後継者不足といった地域社会が抱える課題の解決に繋げることを目指すものです。町としては結婚と移住が同時に成立して、人口が増加することが大変喜ばしいことだと思う一方で、取り組みを行っている他団体からは Web 上で見られるような優良事例ばかりではなく、支援体制の整備や町への定住化率など実効性の部分で課題が多いといったお話も聞いております。協会への入会費やサイトの掲載費用といった費用負担の問題もありますが、特に移住婚希望者に対し、サポートを行う相談員を確保することが大きな課題の一つとなっております。結婚と移住は人生における大きな決断だと考えますので、現段階ではご提案として受け止めさせていただき、それぞれの分野を一つずつ丁寧に進めさせていただきたいと思っております。以上です。

○栗 林

はい。ただいまの答弁、特に移住婚プロジェクトに関しては、メリット・デメリット両方検討していただきまして、課題とさせていただくというお答えでした。辰野町といたしましては、この問題に関しては「チアフルながの」と連携協働で実施していること多々ありますので、今言ったようなベビーファースト運動、移住婚プロジェクトなどいくつも外部団体が行っている事業ありますので、いろんなこと

を検討していただいて辰野町に合う内容を子育てしやすいまち、働きやすいまちというものを若者にアピールしていただきたいと思います。続きまして、地域少子化対策重点推進交付金活用事業に関して、概要と評価・成果及び今後の課題などございましたら答弁願います。

○DX地方創生担当課長

はい、お答えします。地域少子化対策重点推進交付金ですが、地方公団体が行う「結婚に対する取組」及び「結婚、妊娠・出産、子育てに温かい社会づくり・気運の醸成の取組」を支援するとともに、結婚に伴う新生活を経済的に支援するための「結婚新生活支援事業」を支援するなど、地域における少子化対策の推進に資することを目的とする交付金です。町では昨年度、本交付金を181万9,000円受けまして、以下5つの事業を実施しております。1つ目ですが、辰野町結婚相談事業で、結婚相談員が相談をお受けしており、昨年度の実績としましては58件の相談を受けております。また、お見合いの実績は23件となっております。2つ目に結婚セミナー・イベント事業では、婚活イベント及び事前セミナー等を開催したところ、男性18名、女性12名の参加をいただいております。3つ目に育児の日推進事業では、家庭で楽しむ触れ合うをテーマに、子どもの成長と子育てを応援するため「たつの子育て応援フェス2024」を開催したところ、700名を超える皆様にご来場いただきました。4つ目に、たつの結婚子育てさぽーとBOOK、子育て世代の生活応援に関する情報など、辰野町の結婚と子育てに関する情報冊子です。結婚を考えている方や、出産・子育て中の方、また地域の皆さんにも活用いただけるものであります。妊娠届や子育て世帯の転入届等の申請時に配布しております。子育て家庭の疑問解決を図り、子育て応援サポーターとしての役割を果たしております。5つ目に辰野町結婚新生活支援事業についてですが、新婚世帯を対象に家賃、引っ越し費用等を補助する制度で、昨年度は3件の申請がありました。課題としましては、結婚相談分野では、辰野に限ったことではありませんが、結婚セミナー・イベント等への参加者のうち、特に女性の参加者が少ないという問題があります。今年度は新たなチャレンジとなりますが、インターネット上の仮想空間で行うメタバース婚活を11月に開催を予定しており、現在準備を進めております。以上です。

○栗林(7番)

ただいまのご説明の中、大体内容はわかりました。このように、こども家庭庁の

交付金等活用いたしまして、少子化対策を積極的に推進していただきたいと思います。続きまして、辰野町が目指す教育ビジョンについて、将来像や目標ということで質問いたします。令和 5 年辰野町内の児童生徒の推移を踏まえ、辰野町立小学校及び中学校の将来を展望した学校の適正化、適正規模、適正配置及び学校のあり方について幅広い見地から、研究及び検討を行うため「辰野町立小・中学校あり方検討委員会」を設置いたしました。要項第 2 条、所掌事項の中に委員会は次に掲げる事項について調査、研究及び検討を行い、その結果を辰野町教育委員会に提言するものとする」と記載されております。1. 少子化の進展に対応した新たな学校づくりに関する事項として、少子化の進展に対応した望ましい教育環境のあり方に関する事項、2. 小・中学校と地域との連携のあり方に関する事項、(2) 就学前から一貫した支援・指導のあり方に関する事項として 1. 多様化する児童生徒への支援・指導のあり方に関する事項、2. 保育園から小学校・中学校の連携のあり方に関する事項、3. 保育園・幼稚園から高等学校、短期大学までそろった町の良さを活かした学校づくりに関する事項とされております。これらの内容を理解した上で質問いたします。まず就学前から一貫した支援・指導のあり方に関する事項をいたしまして、町内の保育園を認定こども園に移行し幼児教育・就学前教育を充実する考えはございませんでしょうか。答弁願います。

○子育て応援課長

近年、子育て世帯の多様なニーズに応えるため、県内でも公立保育園を認定こども園へ移行する自治体が増えてきております。認定こども園には法的な性格や設置主体、職員の要件等から、幼保連携型・幼稚園型・保育所型・地方裁量型と 4 つの類型がございますが、県内では保育所型への移行が多いです。当町におきましても、制度上は「保育所型認定こども園」への移行は可能でございますが、「幼保連携型認定こども園」につきましては、保育士資格に加え幼稚園教諭免許を持つ職員の配置が必要になること、施設の園長にいたっては、幼稚園教諭免許状（専修または一種の免許）と保育士資格の両方が必要であることから、人材確保の面で大きな課題があると考えております。また、当町には私立幼稚園もあり、教育的な機能を重視する保護者のニーズには対応できていると考えております。さらに町内保育園では、今年度も希望するすべてのお子さんを第 1 希望の園で受け入れており、未満児保育や延長保育も充実している状況でございますので、現時点では認定こども園への移

行は考えておりません。しかしながら、今後は幼児教育や就学前教育に対する保護者の期待が高まることも想定されます。そのため、子育て環境の充実に努めつつ、ニーズや人材確保の状況を見据え、将来的に認定こども園への移行も含め、研究してまいりたいと考えております。以上です。

○栗 林 (7 番)

はい。認定こども園は就労の有無に関わらず、地域の子どもたちに質の高い幼児教育と保育を提供し、子育て家庭を総合的に支援するための重要な取り組みだと考えております。保育園の保育に加え、幼稚園のような教育プログラムを取り入れることも可能なため、小学校で必要な学習環境や態度を身に着けることができ、小学校に入学する前に態度を身に着けることができるため、スムーズに移行ができるというメリットがあると思います。しっかり検討していただき認定こども園の設立も近々やっていただきたいと思います。続きまして、少子化の進展に対応した新たな学校づくりに関する事項として提案いたします。辰野町立「ほたる学園」構想、これは6年、6年制の施設分離型の保幼小中一貫教育ということで、これに関しての実現に向けた検討課題というものがございませうでしょうか。答弁をよろしく願いいたします。

○教育長

はい。議員質問にお答えをしたいと思います。想定を上回る少子化の進行に、1学年の子どもの数が70から80、さらにこの先減少していることも考えられます。現状の3小学校体制を引き続き維持していくことは困難だろうという判断から、議員言われるようにあり方検討委員会が立ち上がり、今、様々な意見をいただいているところでございます。委員の皆さんからも、最初から一気に小中一貫の学校にというこういう声もあります。まず小学校を集約した新たな小学校と中学校との小中一貫、さらに最初からもう小学校と中学校を1つにした義務教育学校にして9年間の学びを考えると、児童数が減少していくので、保育園と連携した学校を等々出されております。また辰野町の大きな特徴でもあります、学校と地域はどんな関わりができるのか、子どもと地域はどんな関わり、どう考えたら良いのかなど出されております。注目したいのは、この委員会の中でも出されております学校制度でございます。小中一貫校だとか、義務教育学校では1年生から9年生までという話になります。保育園を加えますと、そこにさらに3年が足されますので12年間っていう長

い期間の学び、あるいは連携のあり方っていうのを考えることになります。現在はこの9年間の義務教育を6年間の小学校と3年間の中学校というふうに分けておりますけれど、この6・3制という学校制度が良いのかこれから先も、9年間を他の分割ですね、例えば5・4制だとか3分割する場合には、4・3・2制だとか3・3・3制あるいは3・4・2制などにするのが良いのか、子どもの発達段階と学びの充実、体験その他の関わりを含めて、さらに検討していく必要があります。子どもの数が減少していても学校における児童生徒の教育環境は維持をしていく、これはやっぱり外せません。そしてまた、年々様々な個性、特性のある子どもたちが増えていく、それから社会の変化に伴う価値観の多様化の進行などから、学校に対するニーズっていうのも多様化してまいります。どんな学校がふさわしいのか、それから今議員言われるように、保育園、幼稚園とどういう連携をしていくのか。この学校制度の中に12年間というくくりでやっていくのか、あるいは連携をしながら学校制度は9年間でやっていくのかっていう部分については、まだ結論っていうのは出ておりません。また私自身もどういうあれがいいのかっていうのは、描けている段階ではございません。以上ですが。

○栗 林 (7番)

ただいまの「ほたる学園」1つの検討課題といたしまして、幼少期から義務教育修了までを1つの教育機関で継続的に行う教育方針、こども園ですね先ほどこども園のお話いたしましたので、保育園ではなくこども園、幼稚園今後3年間の幼児教育になります。あと小学校教育6年間、中学校教育の3年間、合計12年間ございますが、これを前半の6年と後半の6年に分けた6・6制、施設分離型と言っておりますけれど、分教室という概念をもってですね低学年に関しては従来の教育施設を積極的に利用して、西教室、東教室、南教室などという名前でもって勉学を励んでいただき、さらに高学年、中学校に関しては新たな校舎を作るなり中央校舎、本校舎という名前になるのでしょうかわかりませんが、そういったような制度を持った辰野町独自の学園構想というものは可能なのでしょうか。これに関してご意見をいただきたいと思っております。

○教育長

はい。学校の設置者というのは市町村でございます。一方、文部科学省が定めている学習指導要領という括りもございます。そのような中で、どういう学校にして

いくのかっていう場合、今、議員の言われるような例の場合には、特任校制度とかそういうものを取得した上で、つまり文科省から認可いただくことによって可能にはなってくるんだろうというふうに思います。結論から言えば文科省に申請して認可いただければ、特認校ということで可能になってくるのかなと思ってます。以上です。

○栗 林 (7 番)

はい。ありがとうございました。今のような提案を含めて、小中学校あり方検討委員会で検討していただけたらと思います。3つ目、両小野学園から両小野組合立「うとう学園」ですね、これは保幼小中一貫校に向けて、辰野町から何らかの働きかけは可能でしょうか。これに関して答弁をお願いいたします。

○教育長

はい。両小野小学校、両小野中学校を含めた両小野学園はどうかということでございますけれど、今までのこの町の議会でも答弁させていただきました、両小学校あるいは両中学校は、辰野町教育委員会とは異なる小学校組合教育委員会、あるいは中学校組合教育委員会が所管をしております。そしてまた、その組合教育委員会のそれぞれの教育委員さんも、辰野町教育委員会の教育委員とは別の教育委員を当てて組織ができております。そこでこの辰野町の教育委員会がこの両小野学園の学校のあり方について言うことはできませんし、辰野町教育委員会では、両小野小学校や両小野中学校のこのことについて協議は行ってはおりません。協議の対象とはしていないということですね。ただ、両小野地区の児童生徒の減少っていうのは激しくて、想定を上回っております。地域の方々も危機感を持って学園運営協議会においても、小・中学校のあり方について協議を進めており、今後、学校のあり方検討委員会を設置したり、地域住民ですね両小野地区の地域住民の意見をお聞きしたりするということは聞いております。そしてまた両小野小学校、中学校が組合立の小・中学校という特殊性を持っておりますので、この地域住民の意見というの中で、まずこの組合という組合立の学校であるという、この組合をどうするか小学校は小学校組合これは教育行政では上伊那に所属してます。一方で両小野中学校は中学校組合でこれは塩尻市つまりこれ塩尻ですね中信になります。この2つの学校、小学校、中学校が並んでいるにも関わらず、教育行政は上伊那とそれから塩尻、南信と中信にわかれているという、こういう変則的な組合になっております。この部

分をどうするのかっていうのが非常に大きなところでございます。ですから、地域住民の声を聞くというところからスタートしたいというのが、まずこの組合という部分をどう地域の皆さんをどう考えるのか、そこをまず把握してからということになってまいります。そのあと、具体的に進めていくという段階においては、辰野町教育委員会もそれから塩尻市教育委員会も支援をしていく、助言をしていくということは変わりございません。これは塩尻市の教育委員会、あるいは教育長とも確認していることでございます。以上です。

○栗 林 (7 番)

「ほたる学園」構想、「うとう学園」構想、様々な問題点あると思います。子育て、教育の質の向上、これをもって進めていっていただきたいと思います。続きまして 3 つ目の質問といたします。荒神山スポーツ公園の活性化についてですが、2025 年 3 月ウォーターパーク跡地等検討委員会により提言された「荒神山ウォーターパーク跡地利用活用に資する基本構想」について、下記の内容が記載されております。現在、辰野町では辰野町公園施設長寿命化計画に基づいて、荒神山スポーツ公園内のスポーツ施設の長寿命化に向けた整備を実施しています。この整備は令和 6 年度に完了する予定となっております。荒神山ウォーターパーク跡地利活用に資する基本構想は、辰野町にとって一大事業となりその実現には多くの予算と時間を必要とします。一方、近年、建設費は高騰を続けており、構想実現の取り組みの時期によっては、整備に必要な金額が大きく変わることが予想されます。そのため、本構想内では事業費については記載しないこととしました。また、現在の町の財政状況等を勘案すると、国の補助金等を有効に活用していくことが求められますが、国の補助金等により有利な補助制度が成立されたり、様々に変貌したりしており長期的に見通すことが難しい状況であります。そこで、国の補助金や起債等の研究を続けるとともに、今後の建設費の動向を勘案しつつ、町の歳出計画と調整を図りながらできるだけ早期の実現に向けて取り組んでいきますとあります。こういったことを考えた中で、ウォーターパーク跡地は災害的機能を持った公園に活用する計画であります。この実施するまでの間、アーバンスポーツイベント等に貸し出し、競技の普及や地域活性化を推進してはいかかでしょうかと思いますが、これに関する町の考え方を答弁願います。

○学びの支援課長

ただいま議員のお話にありましたとおり、令和 7 年 3 月に「荒神山ウォーターパーク跡地利活用に資する基本構想」がまとめられて、町長に提言をされました。内容につきましては議員のおっしゃるとおりであります。なかなかすぐには着手できないということもありまして、ウォーターパーク跡地につきましては、いまだ工事等を着手することができておりません。これまでの間にですねプールの閉鎖の経過も含めてご説明させていただきますが、まず閉鎖の後、施設がそのままになっていた状態から、平成 30 年度に施設有効利用を目的として、管理棟を改装し辰野未来館アラパとして営業が始まっております。令和元年度にはプールの敷地南側の一部を、3X3 これもアーバンスポーツの一種でありますけども、このバスケットコートとして活用を始めました。3X3 につきましては、令和 2 年度の利用者は 528 人でしたが、令和 6 年度は 935 人と利用者は増加傾向にあります。また、令和 5 年度からは地域おこし協力隊の発案によりウォーターパークの施設を解体するまでの間、流水プールの部分をサバイバルゲーム場として利活用することになり、現在は指定管理者の自主事業として実施を行っております。サバイバルゲーム場は厳正なルールに基づいて、安全面に配慮しながら様々な年代層に利用されており、令和 5 年度は 512 人、令和 6 年度は 1,192 人と利用者数は増加傾向にあります。このサバイバルゲーム場につきましてはそのほか年 1 回のチャリティーイベントを開催し、義援金などの寄付も行っているということで、現在も跡地については利活用を行っているということになります。以上です。

○栗 林 (7 番)

はい。ただいまのお答えおっしゃるとおりですが、現在でもアラパを中心にアラフェス 2021 から 25 ですか今年も開催していると思います。こういったものを含めて、アーバンスポーツイベントを開催するなどしてさらに活性化をしていただいて、人の交流にしていきたいと思います。最後の質問となります。クールシェアと熱中予防についてということで、今年度ですね上伊那広域消防本部辰野消防署に、熱中症による救急搬送人数というものをお聞きいたしました。令和 7 年 4 月 1 日から 8 月 31 日までですが、一応 10 名、男性 8 名、女性 2 名となっております。年齢は 18 歳から 64 歳が 5 名、65 歳以上も 5 名、症状といたしまして軽症が 3 名、中等症 7 名という報告をお聞きしております。また昨年、同時期ですね 4 月 1 日から 8 月 31 日までは、18 名おりました。これは男性 8 名、女性 10 名、17 歳以下が 1

名、18歳から64歳が3名、65歳以上が14名となっており、軽症が6名、中等症が12名ということでありました。全国的に今年度は非常に暑い日が多く、熱中症と思われる救急搬送が増えています。こと辰野町に関しては減少しているということで、これはどんな原因なのかということ推測しましたが、よく原因がわかっておりません。このような中、辰野町では8月6日に辰野町クーリングシェルター施設に町民ホールを追加し、7箇所になりました。クーリングシェルターというのは熱中症特別警戒アラートが発表されてる間、町民や旅行者の方が危険な暑さから身を守るための休息場所として、一般開放する施設となっております。これは各施設はクールシェアスポットとしても利用いただけますと記載されておりますが、熱中症の情報提供対策においては最もリスクの高い高齢者にいかに的確に情報を伝え、熱中症を起こしにくい行動を促すかが重要となります。現在、LINEアプリ、メール等を活用した情報を行っておりますが、デジタルを得意としない高齢者に本当に必要な情報が的確に迅速に伝わるのかということが懸念されております。このような中でクーリングシェルターではなく、クールシェアスポットということで利用を推奨し、猛暑対策とまた省エネ、節電を目的に涼活を積極的にアピールするという考えはございませんでしょうか。

○総務課長

長野県では、今年7月23日に初めて熱中症警戒アラートが発表されて以降、15回発表されています。町でも8月3日に過去最高気温である36.6度を記録するなど、災害級の暑さを感じる機会が多くなったと感じているところであります。町では昨年度からクーリングシェルター及びクールシェアスポットを指定しまして運用を始めているところであります。議員おっしゃるようにクーリングシェルターとは、指定暑熱避難施設とも言いまして、危険な暑さから避難できる場所として、市町村が冷房設備を有するなどの基準を満たす施設を指定しまして、熱中症特別警戒アラートが発表されたときに、公表している開放可能日等におきまして一般に開放するものでございます。クールシェアスポットは、オフィスや家庭での冷房時に快適に過ごすことができる工夫、クールビズからさらに一步踏み込み、エアコンの使い方を見直し、涼を分かち合うという考えのもと、公園や図書館などの公共施設やショッピングセンター等民間施設を利用することで、涼をシェアするスポットとなってまいります。現在、町民ホールを始めとしました公共施設7箇所について、クーリング

シェルターに指定をしているところでもあります。この 7 箇所については、気軽に涼みどころとして使用可能なクールシェアスポットとしても利用可能でありまして、その旨は町のホームページ等での周知やクールシェアマップへの登録などを実施していますが、効果的なアピールができていないというふうに感じてるところであります。クールシェアスポットは単なる暑さ対策の場所としてのみならず、同じ暑さを避けて来場された方々が集まる交流の場としても活用でき、地域の活性化も期待できるところであります。これらの施設を気軽に涼みどころとして使用できるクールシェアスポットとしての利用を前面に押し出しながら、大勢の方が使用していただけるよう、ホームページや LINE 等 SNS、また町広報等によるアピールを進めてまいりたいと考えております。以上であります。

○栗 林 (7 番)

ただいまの答弁、非常にわかりやすい説明でした。現在、LINE、メール等で熱中症警戒情報を発信しておりますが、やはりお年寄り等デジタル機器に得意でない方に関しては、なかなか情報が伝わりにくいというふうになっております。ただいまのクールシェアスポット等、広報たつのなどに記載していただいて「皆さんこういったところで涼みながら熱中症予防をしていただけたらいかがでしょうか」というようなこともやっていただきたいと思っております。続いて熱中症予防声掛けプロジェクトに参画し、熱中症予防啓発活動を推進してはいかがでしょうかということですが、辰野町でもいくつかの熱中症予防を行っておりますけれど、やはり町独自のことで非常に難しいと、やはりこういった全国的にいろいろ行っている団体のものを活用しながら、さらに熱中症予防に関して、有効なことを推進して熱中症にならないような状況を作っていただきたいと思っておりますが、これを推進していくということは考えていらっしゃるでしょうか。

○総務課長

クールシェアスポットやクーリングシェルターとして指定可能な場所の少なさ、アピールの方法が限定的であるなど課題を感じているところでもあります。議員おっしゃいます熱中症予防声掛けプロジェクトとは、暑さの時期に合わせて自治体、企業、関係団体等の賛同会員が官民一体となって熱中症予防の啓発活動を行うプロジェクトでありまして、賛同会員に登録することで、熱中症予防啓発グッズの提供を受けられるほか、自治体独自のクールシェアスポットのマップを Web 上で作成し

ていただけるなど、自治体独自の町単独ではできない様々なサポートが受けられるというメリットがあります。町としましてもぜひ参加したいというふうに考えております。このたび、会員登録をですれ済ませたところをごさいますて、今後はプロジェクトに関わりながら更なる熱中症予防に携わっていききたいそんなふうに考えております。以上であります。

○栗 林 (7 番)

はい。熱中症対策、熱中症予防、命にかかる問題でありますので、ただいまのようにいろんなプロジェクトに参加するなりして、熱中症になるリスクを減らすように積極的にアピールしていただけることを思い、私の一般質問を終わりにいたします。

○議 長

ただ今より、昼食のため暫時休憩とします。再開時間は 13 時 15 分ですので、時間までにお集まりください。

休憩開始 12 時 12 分

再開時間 13 時 15 分

○議 長

再開いたします。質問順位 4 番、議席 12 番、小林テル子議員。

【質問順位 4 番 議席 12 番 小林 テル子 議員】

○小 林 (12 番)

これから一般質問をよろしくお願ひいたします。私事にはなりますけれども、昨日、一昨日と辰野町町民会館を使いまして「天翔ける蛍」樋口次郎金光物語を上演することができまして、町からの後援をいただき、そして教育委員会の方からも予算を取っていただきまして、このような大事業を実施することができました。本当に感謝をいたします。この事業について少し申し上げたいと思います。実はこの私たちの寺子屋シアタープロジェクト実行委員会というものは、県の文化振興事業団の事業として 2017 年県の文化振興事業団の事業として、川島の瑞光寺において串田和美氏のお芝居をトランクシアターということでトランク 1 個を持って、県の中でどこでもお芝居ができる、そういったものに私たちが手を挙げて実施することができました。そのあと、県としてもこれはぜひこのあと地域でこういう、演劇の土壌を広げていくために実施して欲しい事業だということを受けまして、お寺で

やったということがありまして、命名を「辰野町寺子屋シアタープロジェクト」と名付けて実行委員会方式でずっと実施してまいりました。その間はコロナもありましたけれども、今回の演出家の青木由里さんとともに、辰野町の樋口次郎兼光に焦点を当てて三部作を上映することができました。その上映に当たっては、県の元気づくり支援金をいただきながら飛び飛びではありましたが、3回この事業を実施することができました。寺でやっていく中で、演者もそして皆さんからも町民の方からも、ぜひ町民会館で実施してほしいというふうにそういったお声もあり、演者さんもそういうところでやってみたいということで今回の実施になりました。町からのいろんな助成それから2日間ではないですね4日間、5日間ですけれども町民会館お世話になりながら、そのときは非常に教育委員会の方々にも好意的にもいろいろ支援をしていただきましてありがとうございました。気持ちよく実施することができまして、みんな大変感謝をしております。無事終わりましたありがとうございます。ご報告です。はい。それでは一般質問に移りたいと思います。よろしくお願いたします。通告に従い質問をいたします。令和5年5月18日、突然ではありましたが辰野町は有機農業のまち宣言をいたしました。農業では以前より有機農業を推進する複数の生産者団体にご活躍をいただいております、学校給食への食材提供をはじめ中山間地で小面積が多いことから、6次産業化やブランド化に力を入れております。有機農業対応及び環境にやさしい農業の取り組みを、生産者の確保や栽培促進に尽力し、町民が一体となって「有機農業の推進のまち」を宣言しますというのは、これは町長の宣言の言葉であります。それで今2年半、約2年5箇月が経ちますけれども、具体的な5年間の計画がそのとき提案されております。慣行農法から環境にやさしい農業への転換を進める、環境にやさしい農業に取り組む販売農家数を100戸とする。1です。2番、学校給食のデータから栽培計画を作成し、より安定した供給を図ることで農産物年間使用量の20%を環境にやさしい農産物とすること。3番です。ブランド化を図り環境にやさしい農産物に関連したふるさと納税返礼品を40品目とする。4番です。環境にやさしい農産物のPRを図るためのマルシェ等のイベントを開催する。5番です。町内堆肥製造資材の利活用や、堆肥、ぼかし等の製造技術の普及を図り、地域循環型有機農業を形成するというふうに5つの目標が書かれておりました。2年半が経過したわけですが、推進に向けて実施した具体策についてお答えください。具体的な数字のわかるものは数字でお答えください。お願いい

たします。

○町 長

はい。まずは先ほどお話がありました「天翔ける蛍」大変お疲れ様でした。私個人的には最初の串田さんのトランクシアターから見てますので、都合 5 回見てきましたけど、その時々本当にすごいなと思うのは、プロの演者だけではなくて地域の皆さんの参加も得てですね、本当に手づくりの創作劇、非常に立派だったかなと思っております。本当に感動をありがとうございました。それでは小林議員のご質問にお答えさせていただきます。令和 5 年 5 月 28 日に「有機農業推進のまち」宣言を行って以来、町では生産者や住民と一体となり、理解の浸透と実践の拡大に努めてまいりました。具体的な取り組みとしては有識者を招いた講演会や勉強会を開催しまして、延べ 135 名が参加するなど、担い手の育成と地域全体での意識向上を図っております。また試験圃場では土壌改良や堆肥活用などの実証を重ね、環境にやさしい農業技術の普及に繋げています。販路拡大の面では、町内で生産された農産物を都内で販売し、安心して食べられる、味が良いといった評価をいただいています。さらに学校給食でも環境にやさしい農作物の活用が広がっており、安定供給の体制づくりを進めているところであります。詳細につきましては産業振興課長より説明させていただきます。

○産業振興課長

それでは細かな数字をご説明させていただきます。5 年後に目指す目標の進捗状況でございますが、慣行農法から環境にやさしい農業への転換に取り組んでいる販売農家数でございますが、町で把握できている限りでございますが 69 戸でございます。学校給食の地産地消率は、令和 6 年度は 20.91%となっております。町内産の環境にやさしい農産物関係のふるさと納税返礼品は、お米を中心に令和 6 年度時点で 44 品となっております。マルシェに関しましては、池袋 IKE・SUN アグリマルシェをはじめ、JR 辰野駅、新宿ルミネ、箕輪町のイオンなどで開催をしております。また、元東京農業大学教授で、「全国土の会」代表の後藤氏を講師に土壌改良についての研修会を実施、株式会社ジャパンバイオフィームの小岩井氏には試験圃場にて、土壌検査をもとに最適な施肥の実施指導研修を実施していただいております。以上でございます。

○小 林 (12 番)

はい。具体的な数字を示していただいております。どのようになっているかというふうに思っておりましたけれども、慣行農法から環境にやさしい農業への転換とかというところでも 69 戸と進んでいる、そして学校の給食についても 20.91%ということではほぼ目標に達してるとか、非常に頑張ってこの 2 年間いろんな取り組みがされていたんだというふうに思っております。はい。そういう中ではありますけれど、私、今のところで有機農業の推進と食の革命プロジェクトの関係性はどのようになっているのかということで、このことについてちょっとお尋ねをしたいと思います。この有機農業の取り組みの中の組織図の中には、有機農業推進部会の中に、食の革命プロジェクトというのが位置づけられているというふうに私は図の中で見ているわけですけど、この部会は何をするとそれからするところなのかとかその食の革命プロジェクトというものが、この有機農業の宣言をするよりもだいぶ前からあった組織であって、そのところをどのように今、取り組んでうまく取り込もうとしているのかっていうあたりが、ちょっといろんなところから何かうまく中に取り込んでいるのかしらというようなお声とかが聞こえてまいります。それで私この始まったときの 2 年前のときにもこのことについて質問で触れさせていただいているんですけども、この食の革命プロジェクトというものが、当初の目的とそれから今、現在参加されている生産者っていうんですか生産者の参加状況とか、そういうものがうまくリンクされているのかっていうことを若干心配をしているわけなんです。そのことをどうして申し上げるのかっていうと、この食の革命プロジェクトの皆さんがやっている部分というのは、非常にこの有機農業の中の生産物を生産して、それを加工していくっていう部分での、この部分に大きく関わっている分野ではないかというふうに思っています。そしてこの農業の生産には出荷できない野菜とか余剰野菜というものがつきもので、その加工が必須なものですからこの 6 次産業化を進めるにあたって、この分野を良い形で変換をしていくっていうところが、非常にこれからのこの有機農業まちづくりの中で、重要な部分になっていくというふうに考えるわけです。この部分を担っているこの食の革命プロジェクトというふうに考えるものですから、この 6 次産業化を担ってもらえるであろう、このそれから今 44 品目特産品というか、ふるさと返礼品ができていますということなんですけれども、そのふるさと返礼品をふるさと返礼品で終わることではなくて、やはり地元で売っていくというそういった考え方のもとで、この辰野町の

観光協会認定特産品ですか、それともふるさと返礼品はリンクしているというふう
に考えますので、その辺の強化という部分で、このあたりについては、町としては
どのように考えていらっしゃるかということをお教えください。

○産業振興課長

辰野町食の革命プロジェクト運営協議会は、辰野町における良質な食材や特色あ
る食文化に着目し、生産者から加工・流通・販売業者、地域内消費の核となる商
店・飲食店等への提供事業者までを組織化するとともに、新たな生産・加工・保存
技術の取り入れなど、従来の仕組みを変える 6 次産業の先駆け的な存在であります。
有機農業推進部会は、この食の革命プロジェクトの中に位置づけられ、主に有機農
産物の生産・供給に関する情報の共有や、推進施策の企画・調整を行う役割を担っ
ております。具体的には、有機農産物の生産状況の把握や販売・加工の計画立案、
関係団体間の連携調査などを通じて、地域全体での有機農業の拡大と安定供給を支
援する部会となっております。また、農業の生産においては、出荷できない野菜や
余剰野菜が発生することもあり、これらの加工は地域の 6 次産業化に不可欠でござ
います。食の革命プロジェクトは、そうした加工部門の強化や新たな商品開発にも
取り組むことで、地域資源の有効活用と、生産者の収益向上に寄与してまいります。
現在もプロジェクトの参加者の中には、辰野町観光協会認定特産品の開発・販売に
携わっている方がおり、地域の 6 次産業化を実際に担っております。今後は、有機
農業推進宣言以降に、各団体が個別に取り組んでいる活動を集約・連携させ、各団
体の強みを掛け合わせる形で、より効果的な 6 次産業化と有機農産物の活用を進め
てまいりたいと考えております。以上でございます。

○小 林 (11 番)

考え方は私が今、申し上げたところと非常に合致するところはあって、その方向
性で進んでいるっていうことは、方向性としてはとてもいいことであるなというふ
うに思っているわけですが、その加工について言いますと加工場がね、願わ
くば辰野町があったらいいなとかっていうのありますけども、そのことについては
今日は強く申し上げるつもりはございません。また検討していただけたら嬉しいと
思います。それでそして作られた観光協会の認定品であったり、そして加工品 6 次
産業化で加工された食材とかねそういったものがいろいろあるわけですが、
そういったものを、この生産物の販路拡大っていうことについて、そのことも 1 番

大きなこの中では生産されてもそれが消費されていくってところに結びついていかなければ、これは 1 番大きな課題ではないかって思ってるわけです。町の中でいろんな人と話すと、そういうことについてのご意見をいただいたりとかするわけですが、そのあたりについての町の方向性ということについてお話をさせていただきたいと思います。

○産業振興課長

町内農業の振興と地産地消の推進を図る観点から、地元農産物の流通の場を確保することは重要だと認識しております。現在、辰野町内にはスーパーの地元農産物コーナーをはじめ、個人経営や団体によるものを含め計 9 箇所地元農産物の販売が行われており、町民や来訪者の方々からも好評をいただいていると聞いております。今後も新たな直売所の開設そのものについては、地域ニーズや運営体制、採算性等を見極めながら慎重に検証する必要があると思います。一方で、まずは既存の販路の活用、拡充を図り、出荷農家の支援とともに、消費者が町内で地元農産物を安定して購入できる環境づくりを継続してまいりたいと考えております。こうした取り組みを通じ、地元農産物が販路拡大や 6 次産業化の推進に繋がるとともに、辰野町における有機農業や環境にやさしい農産物の認知向上にも寄与してまいりたいと考えております。以上でございます。

○小 林 (12 番)

町内 9 箇所販売がされていること、それから将来的にはどっか直売所がっていうことで、お話は今、伺ったわけなんですけれども、将来的に直売場ということではなくて、このことは非常に町民のニーズの中では大きな課題になっていると思うんですね。何度も将来的には直売所っていうお言葉は、私もほかのところでもまたお聞きしているような気がするわけなんですけれども、そこについてやっぱり一步ね 6 次産業化を目指してその販路について検討していくということなんですけれども、今のところは町内にそういった施設がなくて、そして私が思うのに前にもこういうような農業振興センターという具体的な名前は出しませんでしたけれども、今、辰野町にはその JA と町とかが町が協働になって、農業振興センターというものが下田ですね、下田にありますね。看板はかかっているんですけども毎日開いている様子もなく、そしてあそこが農業振興センターなのか、有機農業のまちづくり宣言をした辰野町の農業振興センターなのかというふうに私は思いながら、あの前をとお

ります。やはり有機農業のまち宣言をしたのですから、できましたらそこに有機農業のまち宣言のとかね、辰野町の有機農業推進のまちとか、そういうセンターであるということがわかるような、農業振興センターにしてほしいというふうに思います。そこからやっぱりあそこには実は加工の施設もあるし、冷蔵の施設もあって使おうと思えば、直売所的な機能を持っている場所であると思うわけです。あんぽ柿のときに1年のうち1箇月くらい使われるだけで、それだけの農業振興センターになっているのは、非常にもったいない施設だと思います。知恵を出せば、何かの形で直売所の前の段階のものを作って、そしてそこが直売所になっていく、違うところが直売所になっていくかもしれないですけども、やはり町民はそれぐらいの気持ちで、直売所に対する思いを皆さん持っていらして、いろんなところのタウンミーティングに行っても、そのような声が聞こえてまいります。町が責任を持ってこれから場所を作っていく、早期の検討をそして令和8年から始まる後期の5年間計画の中にこういったものを入れてほしいというのが、私のこのことについての要望になります。以上です。2番に移ります。今年収穫されるお米について学校給食に提供されるお米、野菜の確保の状況についてお尋ねをいたします。昨年の収穫を前に急激なお米の価格高騰が始まり、昨年の収穫したお米については一般市場への引き合いがあり、学校給食への有機米を提供してもらうことはできませんでした。令和7年度産米については、田植えをするところから学校給食に提供していただけるという賛同者団体とも協議をしてきたというふうに聞いております。異常気象の中、町内のお米の作柄はまずどうなっているのか、一般市場のお米の動向もやはり視野に入れながら、そうした中で令和6年度産米は市場で大変なことになっていて、未だにまだ店頭ではお米が自由に買えるという状況でない。そういった中で、この辰野町の町内のお米の作柄はどのようになっているかということをお聞きいたします。

○産業振興課長

学校給食への有機米の提供でございますが、本年度につきましては、田植えの段階から学校給食に有機米を提供いただける賛同団体の皆様と協議を重ねてまいりました。こうした調整により、安定的な供給に向けた体制づくりを進めているところでございます。なお、お米の生育状況や収穫見込みを評価する指標として、約70年間続きました作況指数というものがありますが、実態との乖離が大きいなどとの理

由から、令和 7 年 6 月に小泉農林水産大臣より廃止が発表されておるところでございます。辰野町におきましてもこの 9 月から収穫が始まった段階であり、現時点では具体的な収量や作柄の数字を把握できてはおりません。ですが引き続き作柄や供給状況を確認しつつ学校給食向けに有機米、野菜の確保に努めてまいりたいと思っております。以上です。

○小 林 (12 番)

はい。令和 7 年度産については、学校給食にそういう状況ですけれども、提供ができる見込みというふうに聞いておりました。今時点では正確なことはお答えできない、町のことについてはお答えはできないということでありましたけれども、その学校給食の部分については、有機米の生産者との具体的な契約、どこで契約をしてどういうルートでお米が届くのかというようなことについて、現時点で決まっていることがありましたらお答えください。

○産業振興課長

有機農業推進のまち宣言を契機に、町では学校給食への有機米導入に向けて、有機給食米推進助成事業を立ち上げております。本事業は学校給食に有機栽培米を供給するにあたり、有機米と慣行栽培米の仕入れ価格の差額を町が補填する仕組みでございます。補填額につきましてはまだ収穫が始まったばかりでございますので、今後の市場の動向を見ながらとなりますけれども、令和 5 年の宣言以降、環境負荷軽減栽培に取り組まれている農家の皆様に協力をお願いし、現在 5 名の生産者にご協力をいただけることとなっております。有機米は慣行栽培と比べ大変な労力を要し、付加価値の高い貴重なお米であり、こうして学校給食に提供いただけるのは大きな成果だと考えております。流通ルートにつきましては、従来通り JA を通じた仕組みを活用し、保管・精米・出荷の各段階を整え、生産者の皆様の負担を軽減しながら、安定供給できる体制を構築しております。現時点では、令和 7 年 12 月から令和 8 年 2 月までの最大 3 箇月間、有機米を学校給食に提供する予定でございます。町といたしましても、子どもたちに安心安全な地元食材を届けたいとの思いのもと、有機農業推進の柱の 1 つとしてしっかり取り組んでまいります。以上です。

○小 林 (12 番)

本当に 3 箇月ですけれども、この有機米を提供していただけるこれだけ価格高騰が続いている中で、そういったことを実施して下さろうとしている生産者の方に

は、本当に感謝というかそういう気持ちで私はいっぱいになります。たとえ 3 箇月であっても、この有機米が辰野町の子どもたちに食べさせていただける、そういったことをぜひ有機米なんだよっていう、これを作るのには本当にお米は 88 の手がかかるというふうにお話をしますけども、そういったことを子どもたちにきちっと伝えながら、ぜひその期間の中に有機米のこのご生産者の方々に学校の方にお呼びして、そして一緒にこのお米を食べていただくような、そんな機会をね設けていただけたらありがたいというふうに思います。お米については進んでいることについて本当に嬉しく思いますので、これが来年はまたさらに進むように、お米のことは先ほども申しあげましたけど、もうそのときになっていっても難しいことで、もう今年の秋から種をどれだけ収穫したものを取っという、来年のもう 3 月にはそれを粃をね芽を出してそして田植えをしてというそういった作業に向かうわけですから、もう今年の生産が終わったところから、そういったことをまた生産者と話をしていく、そういった段取りを組んでいっていただけたらというふうに思います。よろしく願いいたします。次です。そして今年度、学校給食に使用する野菜の方になります。野菜の提供の方法が変わったようですが、提供の現状は昨年とは変わりなく進んでいるのでしょうか。地場の野菜の提供比率はどうなっていますか。今年度は食材提供には町の価格補填は継続されているのでしょうか。全部一緒にお答えください。お願いいたします。

○産業振興課長

流通につきましては、今まで担当とされていた方から他の方へ変更になったようでございますが、引き続きコーディネート業務と配送業務は請け負っていただいていると聞いております。そのため供給体制自体は大きな変化がなく、昨年度と同様に円滑に進められている状況でございます。地場産野菜の提供比率につきましては、先ほど答弁でもいたしましたけど 20.91%でございます。町内産をはじめ可能な限り地元で生産された農産物を優先的に使用する方針を継続しております。昨年度と大きな差はございませんが、天候や収穫量により供給できる野菜の種類や量に変動はございますが、安定供給を図りながら地元食材を子どもたちの給食に届けております。また、価格補填につきましては、学校給食における地元食材の安定確保を目的といたしまして、引き続き町が一定の補助を行っているところでございます。これにより生産者の負担を軽減しつつ、児童が安心して地場産野菜を食べられる体制を維持

しております。今後も子どもたちの健やかな成長と食育推進のため、学校給食における地元食材の積極的な活用に努めてまいります。以上です。

○小 林（12 番）

昨年と同様に地場野菜が提供されているということで安心いたしました。そうではあるんですけども、非常にいつもいろいろ申し上げるんですけども、できましたら今のお話ですとそこに関しては、あまり町の方では今のところ関与をしていなくて、その方たちが自主的に管理をして進めているということだというふうに今お話を聞きながら思いました。その部分についてなんですけれど、やはりこれが継続的にずっとやっていくっていうふうに考えたときには、どうしてもその町の担当者がこの調整機能とかがっていうんですかいろいろお話をお聞きすると、やはり何月にこの物が欲しい、ニンジンが欲しいタマネギが欲しいナスが欲しいとかがっていうのを、町が調整機能を持って年間計画を作っていくって、その中に生産者の中に入っていくっていうそういう仕組みづくりが、1 番重要なところではないかっていうふうに思っておりますので、担当者の方も変わられて、今、勢いがつくのではないかっていうふうに思っておりますので、その部分の町としてのこの調整機能っていうものですか、その部分を強化していただけて、さらにこれが継続進展していくっていうことが、有機農業のまちづくり宣言の学校給食部門での重要な部分と思っておりますので、意見として聞いてください。要望になります。以上です。そして 3 番になります。昭和橋の危険性と歩道の安全確保についてということでお尋ねをさせていただきます。令和 4 年 11 月中学生議会で質問のあった昭和橋の危険性についてです。辰野中学生からの質問です。「辰野中学生は昭和橋を通学路として利用する生徒がたくさんいます。上辰野、下辰野の地区の生徒会では、この昭和橋が必ず危険箇所として上がります。昭和橋は車の通りが多く道幅が狭いため、気をつけていても傘や通学カバンなど車との接触が後を絶えません。歩行者だけではなく車の通行も困難な場所と言えらると思います。交通量が増える出勤時には登校時間と重なり通行が非常に混雑し、歩行者が気をつけようにも手段が限られてしまいます。橋の幅が広がれば歩行者も運転者も安全が確保されるのではないかと考えます。昭和橋の道路拡幅を要望します」というのがこの中学生議会のときに出されました。そしてそのときの町長の答弁になります。「議員ご指摘の昭和橋大変懐かしい響きです」いろいろ書いてありましたけどもそこは省きます。以下「昨年、令和 3 年 6

月 28 日に千葉県八街市において、下校児童 5 人が事故に巻き込まれ、2 人が死亡するという痛ましい事故が発生しました。辰野町でもこれを受けて交通安全対策に力を入れた対応をしています。特に昭和橋は歩道がなく、交通安全、交通安全対策の必要な箇所と位置づけて、今後、力を尽くしていきたいと考えます」というふうにおっしゃっていらっしゃいます。そして、担当課長の方からということで課長がこのように申し上げております。「議員ご指摘のとおり安全対策は必須と考えます。橋の架け替えには 10 億、歩道の新設には 4 億がかかるとされています。町では橋の架け替えではなく、約 2,000 万円の費用をかけて国の補助も受けながら、通行する場所や橋を支える部分の修繕をする予定が決まっています。橋の新設や拡幅には費用の面以外にも課題について検討が必要となりますので、時間をいただきたいと思えます。」というのが 3 年前の答弁でした。そしてその後もこの事案については私も結構道路についての事案が多かったものですから、このことも含めてほかの小野のところの五差路ですか、そういったものについては修繕がされているというふうに思っております。この事案についても私も早期に対応してほしいという質問をいたしました。そしてさらに今年の 8 月、先月ですね先月の女団連と町長の懇談会のときにも昭和橋の危険性への対応を求める意見がありました。ということですがそのときの課長からの答弁ということで、3 年経っているわけですけど、ほとんど 3 年前と変わらない答弁であったということで、今回はこのことについてお聞きいたしますということで質問にいたしました。現在どのような状況になっているのでしょうか。教えてください。

○建設水道課長

はい。昭和橋ですけど 1 級河川天竜川に架かる橋梁で、昭和 38 年に供用開始されております。橋長は約 43 メートル、幅員は 4.5 メートルの鉄筋コンクリート橋であります。中学生議会では、橋の架け替えには様々な課題を解決する必要がある、すぐには架け替えができないと答弁さしていただいております。また橋梁拡幅につきましても、橋梁の構造上の観点から拡幅することはできません。したがって、現在は安全対策として、グリーンベルトの設置を実施しております。昭和橋は供用から約 60 年以上が経過しており、辰野町橋梁長寿命化修繕計画に基づき、橋梁の補修工事を予定しております。現在この路線につきましては舗装工事を実施しているため、舗装工事が終了次第橋梁の修繕工事に取り組む予定となっております。修繕

工事の際は通行止め等が発生しますので、皆様のご協力をお願いします。なお、今後の安全対策としましては、修繕工事に合わせて注意喚起ができるような路面標示等での対策を考えておりますので、よろしくをお願いします。以上です。

○小 林（12 番）

今、現在修繕工事が実施されているというお話でしたけれども、この修繕工事っていうものが、この危険性の排除っていうんですか歩道が付いたらいいとか広がったらいいとかいった、そういったことには直接的には関わってきている部分ではないということでしょうか。

○建設水道課長

はい。今回の補修工事はあくまでも寿命を延ばすということで桁の補強とコンクリートの補強をするものでありまして、橋全体の幅員等を変えるものではございませんのでよろしくお願いします。以上です。

○小 林（12 番）

私もそのあたりをきちんとこの 3 年前のところから理解ができなかったっていうところもありましたけれども、橋の架け替えには 10 億、そして歩道の設置には 4 億かかるということでもありますけれども、60 年も経っているそして、でもこの橋の危険性っていうことは、みんなが認識しているところで認識一致するところでありますので、県に要望とか国に要望とかがってということになることではあると思いますけれども、そういった要望を出しているというふうに考えたいんですけど、その部分については要望したいとそういうことを要望して、そしてもう一点ですね最後の課長の方からお言葉ありましたけれども、ここが危険であるということですね、そのことについてもしっかりとかなりわかるような表示っていうんですか、そういったものをまずはしていただく、そこはすぐ実施できる場所でもありますのでその実施と、それからやはり力強い県や国への要望というものを、町としていただくといいことを今日は要望といたします。以上です。はい。それから 4 番です。学校あり方検討委員会の現状と、学校保護者の声を聞く会はということで、学校あり方検討委員会が令和 5 年から始まって約 2 年半ほどが経過していると思います、こちらについてもこれまで正式にあり方検討委員会はこういったものか、学校を通して広報する機会はなかったように思われます。町民の方からどこまで学校統合再編のことが決まっているのか、決まってしまうのかというような不安の声が聞こえ

ております。1 番です。学校あり方検討委員会とは何を検討しどこまで答申を出すのか、またいつ答申を出す予定であるのか、その答申は何年後のことを想定して話しているのか、簡潔にお答えください。

○教育長

はい。議員の質問にお答えをしたいと思います。小中学校あり方検討委員会で協議している内容ですけれど、想定を上回る少子化の進展に対応した新たな学校づくりに関する事項と就学前から一貫した支援・指導のあり方に関する事項、この 2 つの項目になります。1 つ目の項目は、望ましい教育環境のあり方に関することと小中学校と地域との連携のあり方に関すること、この 2 つ、2 つ目の事項は多様化する児童生徒への支援、指導のあり方に関することと、保育園から小・中学校の連携のあり方に関すること、保育園・幼稚園から高校、短大まで揃った町の良さを活かした学校づくりに関することとなっております。現在第 8 回目まで検討が進み、論点整理の段階でございます。今年度末の提言作成を目指して進めております。令和 10 年度、これ前々からねこの議会で申しておりますけど、令和 10 年度代の早い段階を想定している。ここにつきましては従来と変わっておりません。以上です。

○小 林 (12 番)

今、言われたことをですね、今日は非常に簡潔にお答えいただきましてありがとうございます。そういったことがやはり町民の方になかなか理解は進んでないなというふうに思っていました。まあそうですけれども今回、広報で教育委員会の方でこのことについて少し広報していった方がいいのではないかっていうことで、教育委員会の議事録にも載ってございましたけど、そして今回この辰野町立小中学校あり方検討委員会ということで、広報の中に 8 月号と 9 月号にこういったものを入れていて、私もこれを目にすることができまして、これは良い取り組みではないかなというふうに思ってます。こういったものを出しますと、町民の方もやはり、ああこういうふうやってるんだなっていうことで、また逆に意見も申し上げたいっていう方もねいらっしゃると思うんですよね。これをいくつ発行するのかっていうのは私も存じ上げませんが、今のところ 8 月号と 9 月号で継続的に出していこうっていうふうに思っているところですけど、実際はどんなふうになっているのかっていうところもあります。こういったものを出しながら、そしてその辰野町の新たな学校の姿が掲載されているもんですから、これを見て聞きたいとか、意見を申し上げ

たいていう方の意見を吸い上げていくような、そんな取り組みっていうのを答申を出す前にもし実施することができましたらっていうことでお伺いいたします。

○教育長

はい。あり方検討委員会で協議いただいている内容、これは教育委員会が目指しているゴールですね。新しい学校の最終の姿これではありません。そのことをまずはっきりさせておきたいとふうに思っております。今、広報たつについてねお褒めの言葉をいただきました。大変ありがとうございます。8月号から町民に少しでも今、何が進行してるのかどんなところを協議しているのかというのを伝えようということで、誰が読んでもわかるような言葉遣いを使いながら、難しい用語は省いてこれから毎月いつまで続くかわからないんですけどね、町民にお知らせしていこうというふうに思っております。住民の声をというね意見、これもしばしば耳にいたしますけれど、これは住民に何も提示する資料がね、何も提示する資料がない中で住民の意見を聞くということはこれはできません。例えば、想定を上回る少子化が進んでますよ、ですから皆さんの意見を聞かせてください、学校はどんな学校したらいいですかって聞かれても、住民の皆さん何を答えたらいいかわからないということになります。そこでこのあり方検討委員会では、その資料をまず提示をしてという、こここうなってます。このあり方検討委員会では一定の方向を示したのち、その方向を今度受けて住民の声を聞くということ、これをやっていかなければならないということになります。これにつきましては1つはパブリックコメントでという話をしてございます。このそのあと整理をして検討委員会から教育委員会の方に提言という形で提供をいただきますと、今度は教育委員会主体で検討を進めていくことになります。提言をもとに教育委員会では、今度は町と協議を行いながら進めてまいります。保護者や子ども、先生方の意見をお聞きしながら、それを参考にし一つひとつの事項について協議を重ね、その後は住民説明会を開催してまいります。多くの意見をいただきながら徐々に絞り込んでいき、教育委員会が目指す、その学校の最終的な姿、ゴールを目指していきたいと思っております。ただこの学校のあり方ですけど、これは今後の辰野町のあり方とも大きく関わってまいります。辰野町の将来像、町の基本構想とも深く関わってまいりますので、教育委員会だけで決めていくということではできません。教育委員会では先ほど言いましたけれど、あり方検討委員会の検討内容を今から少しずつ町民にお伝えしていこうと、理解して

いこうということで、8月号の広報たつのから掲載を始めさせていただきました。8月号では、急速に進む少子化に伴う町内小学校の児童数の推移をグラフでお示しし、学びの集団が極めて小さくなっていくことを紹介いたしました。9月号ではあり方検討委員会立ち上げの理由と、どんな意見が出されているとか、小学校は何らかの形で集約（再編）していくこと等載っております。10月ですね、来月発行される10月号には、小学校が集約されることによって生ずるメリット、それから当然デメリットも出てまいりますので、そこらへんの部分についても載せていく予定でございます。以上です。

○小 林（12番）

私は委員もね、前半させていただいておりましたので、今、教育長の言われたこととかが理解できます。ですから町民のレベルでそういったことが理解できるようにあり方の検討であって、これからのなんていう学校をどうするかという具体的なことを決めるものではない、そういう理解でいいわけですよ。その辺をあり方検討委員会っていうものはどういうものであるかっていうことを、今回その中でしっかりと示し、やさしい言葉でね説明されていてとてもいいと思いますけども、ポイントを押さえてそういうことを説明していただいて、今の時期に教育長としてはそういった意見を聞く段階ではないというふうにおっしゃってましたので、そのことについては受け入れたいと思いますけども、それが検討委員会の答申が出された後については、やはりどっかのタイミングで住民説明会ということまでいかないうちに、何らかの形でやっぱりパブコメだけではない、皆さんの意見を吸い上げる機会っていうのは要望がありますので、どっかで検討していただいて、はい、出された後で結構ですので、そういった場を設けていただきたいということを、私の今日の要望とさせていただきます。

以上で私の質問を終わります。

○議 長

進行いたします。質問順位5番、議席13番 津谷彰議員。

【質問順位5番 議席13番 津谷 彰 議員】

○津 谷（13番）

それでは、通告に従いまして本日は4項目の質問を始めてまいります。はじめに辰野高校との包括連携協定について質問を始めてまいります。昨今ですけども、全

国的な人口減少が進む社会の中で、高校の再編が進んでいる自治体が多くなっている状況でもあります。辰野高校が当初は中山間地の存立高校として考えられていたのですが、実際には再編の整備計画の対象校となっていて、中山間地の存立高の基準から外れていることが明らかになっております。これによって辰野高校は将来的に統廃合の対象となる可能性が高いということでもあります。さらには生徒数の減少が予測をされ、令和 7 年から 8 年にかけて上伊那地区の生徒数が約 130 人は減少するのではないかというデータも出ております。このままでは辰野高校の存続が危ぶまれる状況であり、早急な対策が必要であります。全国的に先ほど申しましたが、少子化で高校の存続が危ぶまれる地域も多く、自治体が積極的に高校と連携をして魅力ある学校づくりを支援する動きが広がっております。現状では、学校と町との連携は断片的に見えますけれども、体系的な課題共有や共働の仕組み、これ十分とは言えないのではないのでしょうか。自治体が高校と課題を定期的に共有をする仕組みは全国的に広がっています。辰野町においても担当職員等が辰野高校を訪れ、生徒や教職員と意見交換を行う、例えば地域連携室の設置、あるいはミーティングを制度化する、そのような定期的な連携や協議体が必要だと考えますが町のご意見を伺います。

○町 長

はい。2 箇月前になりますけれども、7 月の 18 日の日に辰野高校同窓会、PTA 及び関係機関によって構成されている辰野高校期成同盟会理事会が開催され、議会、町、高校との間で情報や課題共有を行いました。会議では少子化により辰野高校に進学する生徒数が今後減少することが見込まれる中で、技術新校の創設により商業科が移動し普通科だけの存続を考えた場合、学校で考えた連携協定を結んでほしい、また人的配置をしてほしいといった要望が町へ示されました。このことを踏まえ町では、8 月の 29 日に辰野高校出身の職員と辰野高校同窓会の方をメンバーにした辰野高校を応援する「未来会議」を 2 年ぶりに開催しまして、改めて先生より課題や取り組みを説明いただきながら現状を把握し、会としてまた町として参加者各自が自分の部署、団体の立場で支援可能な項目を検討し、次回持ち寄ることといたしました。今後、早急に第 2 回目の未来会議を開催し、学校存続に向けた取り組みが進んでいくよう検討してまいりたいと考えているところであります。

○津 谷 (13 番)

ぜひ 2 回目の未来会議をですね、もう少し拡大を対象拡大をして、実際に辰高の OB 会も入ってると思いますけども、例えば地域探究コース、また学際コース、スポーツ探究コースの代表の生徒を入れて、生の声を聞くなどして幅広く声を拾っていただくようにしていただきたいと思います。では次でございますけども、地域おこし協力隊の活用についてお尋ねをします。近年ではミッション型の協力隊として、教育や福祉に特化した任用が今進んでおります。例えば北海道の栗山町では協力隊を学校支援コーディネーターとして配置をして、学校と地域を結ぶ役割を担っております。辰野町においても未来会議があるわけでございますけども、より一層高校との繋がりを深めるために、これをミッションとした協力隊の募集を検討することは、大変意義深いと思いますが町の見解を伺います。

○総務課長

地域おこし協力隊は、令和 2 年から 4 年までの 3 年間に於いて、1 名の隊員を委嘱しております。辰野高校商業科にマーケティングに関わる授業伴走を 2 年間、また広告と販売促進といった授業を行っていただきました。SDGs を通じた辰野町で持続可能なアクションプランを考えるとといったテーマをですね一緒に考え、また授業設計をしていただきました。こうした取り組みは、地域探究コース、また学際探究コースでも展開され、あわせて生徒会ではゼロカーボンイベントにおいてワークショップなどを開催していただくといった取り組みをしていただき、学校の中の授業に、また生徒にですね深く関わっていただいたところであります。これから地域おこし協力隊につきましては、募集をかけていく段階であります。やはりこのミッションだとか目的といったものが大切になってまいります。この点につきまして、学校側とですね相談するまた打ち合わせをする中で、どんなふうな募集をかけていったらいいのかということ議論していきたいそんなふう考えています。以上です。

○津 谷 (13 番)

これからのこの後の質問にも関連しますが、ぜひそのミッションの中にですね、包括連携協定の中に取り入れるとか、そういうこともまた 1 つ入れていくのいいのかなと提案をしておきます。それではこの質問のですね今日、本質でございます辰野高校との包括連携協定の締結について伺ってまいります。長野県内でも複数の自治体が高校と包括連携協定を結び、成果を上げております。富士見町であっ

たり安曇野市、また長野市は長野工業高校とも包括連携協定を結んでおります。これらの事例は、辰野高校との協定を検討する上で大変参考になり、辰野町でも十分に実現が可能かと考えます。ただしこの協定を結ぶにあたっては、教育活動への過度な負担を回避、また町職員との役割分担、生徒の主体性を確保など課題の整理も不可欠であります。辰野高校との包括連携協定を締結するにあたり、どのような課題を想定してどのような可能性を見出しているのか、ご所見を伺います。

○総務課長

県の再編整備計画に関する基準が改定され、募集定員また在籍数の基準の影響を考えますと、学校存続のための取り組みを推進していく、またこれが早急にですね進めることが必要であると考えています。先日開催されました未来会議において、学校側と生徒数の減少の見通し、また入学者数の状況等の課題を共有いたしました。次の会議を開催する中でさらに議論を深める中で、今後ですね意見や取り組みを整理しながら、また議員おっしゃいましたように他自治体での締結されました、連結協定の事例等を参考にしながらですね、前向きに協定の締結に向けて議論してまいりたいそんなふうに考えております。以上です。

○津 谷（13番）

これは1つ提案でございますが、辰野高校を例えば防災のベースとして位置づけて、防災を軸とした包括連携協定を結ぶことができれば、災害時における避難拠点機能の強化にも繋がると考えます。災害時に辰野高校を避難拠点として活用することを前提に、ここは辰野高校は緊急指定避難所になっております。約700名が収容できるわけでございますが、防災を軸としたこの連携を結ぶことができれば、地域の防災力を高めると同時に、高校生に助けられる側から今度は自分たちが助ける側に、町を支える存在だという意識を持ってもらえるはずであります。高校は例えば広い敷地また体育館、調理室などを持っておりますので、災害時における避難所また物資の拠点、ボランティア活動の拠点として極めて有効であります。さらに付け加えますと、例えば部屋がいろいろありますので、感染症対策としてその部屋を部屋割りとして使う、あるいは最近問題になっております避難所で課題になっております女性を対象した専用の部屋にする、避難所にする、またあるいはペットの同行避難、これも一緒にそこに結び付ける。いろんな可能性があるわけでございます。実際には2016年の熊本地震においては益城町の高校が避難所として機能して、この

協定に基づいて自治体と連携をして避難者を支援しております。長野県では木曾町が高校を防災教育避難拠点として協定に位置づけております。このように包括連携協定の締結において、辰野高校を防災ベースとして位置づけることによって、災害時の即応力を高め平時からの訓練、啓発にも活かせると考えます。改めましてこの防災を軸とした包括連携協定の締結を提案いたしますが、ご所見を伺います。

○総務課長

防災を軸としました包括連携協定ということにつきましては、特色のある地域連携に繋がっていくというふうに感じているところであります。議員おっしゃるように辰野高校の施設を考えて、その活用方法をどういうふうに展開していくのか、また生徒さんとの町との関わり方、そしてその災害時における関わり方といったものは、非常に特色のある可能性を秘めているというふうに思っているところでございます。連携協定の内容につきましては、これからまた打ち合わせをしていくところであります。そうした課題、そうした提言についてもですね、あわせて議論していけるように会議をですね進めてまいりたい、そんなふう考えております。以上です。

○津 谷（13 番）

ぜひ地域また町全体で辰野高校を支えるという意味で、可及的速やかな包括連携協定の締結を求めます。また、締結後にはですね、ぜひ町だけではなく先ほども言いましたけども地域、また辰高の OB 会そして企業・団体、様々なところを巻き込んで協力体制を強固なものとして、辰野高校を辰野町にはなくてはならない学校として、支え合っていくことを強く提言をして次の質問に移ります。はい。次はほたる祭りの活性化と未来への取り組みについて質問をします。ほたる祭りは、辰野町の夏の始まりを飾る大きな取り組みと考えております。本町の誇る観光資源でもあります。今後、これからの未来を見たときに、人口減少の影響、観光客のニーズの多様化、そしてインバウンド対応など、さらには祭りの運営に関わる人材が不足、様々な課題が懸念をされてまいります。活性化をさせるためには単なる観光イベントではなく、体験また交流そしてストーリー、物語性を重視した祭りへと進化をさせる必要があると私は思います。ほたる祭りを縮小するということがないように、柔軟な発想で開催していくため、更なる活性化や未来に向けた検討が必要になってくると思います。そこでまずお伺いいたしますが、町としてこれからのほたる祭りの活性化をどのように考えているのかお聞きします。

○町 長

はい。第 77 回信州辰野ほたる祭りは、議員の皆様をはじめ多くの方々のお力で、成功裏に終えることができました。大会長としてこの場をお借りし、御礼を申し上げます。今年は 11 万 6,000 人の観客をお迎えし、期間中、下辰野側、平出側合わせて 2 万 9,127 匹のホテルを楽しんでいただくことができました。大きなトラブルもなくほっとしているところであります。さてほたる祭りは言うまでもなく、辰野町の最大のイベントであります。先ほど大きなトラブルはなかったと言いましたが、課題があることも事実であります。来年度、さらには将来に向けてほたる祭りを充実させていくためには、課題を一つひとつ解決していくとともに、津谷議員の言われるとおりほたる祭りをさらに活性化させることが必要だと思います。ほたる祭りは町民にとって誇りを持ってもらえるイベントにならなければなりません。町民の皆さんには、今以上に深くほたる祭りに関わってもらい、ホテルを見るお祭りから何かを体験できるお祭りへと変わっていかれるよう、皆さんと一緒に考えてまいりたいと思っております。

○津 谷 (13 番)

ぜひ来年 78 回、そしてとびますけど第 100 回、そこまで目指してしっかりと活性化をまたみんな考えていきたいと思っております。次の質問に移りますけれども、先日行なわれました羽場区のタウンミーティングの中で、町民と議員のタウンミーティングを今やっているわけがございますけれども、羽場区の中でほたる祭りの活性化を求める声をいただいております。その中の内容としますと、ピッカリ踊りこれにですね、観光客が飛び入りで参加をできるようにならないのかという声をいただいております。今後の先ほどありました活性化を図る上で、祭りをそれこそ体験型に進化させ、一体感を高める観光客や外国の方向けの飛び入り参加枠を新設すると、祭りが見るだけではなく一緒に踊る一緒に楽しむものへ変わります。さらにインバウンド誘致のため、例えば浴衣の貸し出し、体験チケットなんかを仕組みを導入すると、地域経済にも寄与するのではないのでしょうか。町としてピッカリ踊りをより開かれた交流の場とする上でも、いろいろ課題はあるかと思っておりますけれども、飛び入り参加枠の新設の考えはあるのかお聞きいたします。

○商工観光担当課長

昨年復活したピッカリ踊りは、昨年の 700 人から今年は 1,000 人の参加の申し込

みをいただきました。残念ながら当日は今年雨のため参加を見送る団体がありましたが、750名の方に雨の中の踊りを楽しんでいただきました。提案をいただきましたピッカリ踊りの飛び入り参加枠でありますけれども、非常に面白い企画だと思います。また、浴衣の貸し出しなんかも、特に外国人の方が増えつつあるほたる祭りにとって、大変喜ばれる企画ではないかと思いました。歩行者天国において実際に踊る場所の選定をはじめですね、飛び入り参加をしてもらった方にどうやってほたる小唄、振り付けの関係ですけれども、どうやってほたる小唄何かを踊ってもらうのか、はたまた浴衣はどうやって手配すればいいのかなどなど、考えなければいけないことがたくさん出てくるとは思いますが、ぜひ実行委員会に提案してみたいと思います。以上です。

○津 谷 (13 番)

これは未来のほたる祭りのために意見を出し合うと非常にワクワクする内容だと思うんです。なんていうか前向きに検討できる内容ですので、ぜひここだけのやり取りで終わらないように、今後期待していきたいと思います。では次の質問に移ります。このほたる祭りを先ほど申し上げました、1つのストーリーとして日本遺産にエントリーしてはどうかということでございます。日本遺産と聞くと皆さん世界遺産を思い出して、とても何言ってんだっていうことになるかと思いますが、ちょっと世界遺産とは内容が違いますので、軽く説明をさせていただきます。日本遺産とは文化庁が2015年から創設をしました。地域に点在する文化財や伝統行事また風景などを1つのストーリーとしてまとめて認定をするものです。世界遺産のように個別の建物や自然を対象にするのではなく、地域に根ざした歴史や文化を物語として発信する点が日本遺産の特徴であります。目的としましては、地域に眠る有形・無形文化財を再評価をして、地域の誇りや魅力を高める、また観光資源として活用をして、交流人口や関係人口を増やす、さらには地域住民や文化を再認識することで、まちづくりや地域活性化に繋げる、こんなような目的でございます。またこの認定の仕組みとして、1番ここ大事なんですけどもストーリー性が重視をするわけでございます。ほたる祭り独自ではなかなかこれは認定されるものではありません。歴史的背景や文化財同士の繋がりが明確であることが求められます。この日本遺産への申請は市町村また広域の自治体で行いまして、文化庁の審査を経て認定されるものであります。認定後は国の財政支援また専門家による助言を受けながら、

観光振興や情報発信を進めることが可能になってきます。今、簡単な概要を紹介しましたが、これを踏まえた上での最初の質問です。この日本遺産制度の認識また辰野町の可能性をどのようにお考えでしょうか。

○商工観光担当課長

恥ずかしながら、学びの支援課長に教えてもらうまでは、日本遺産の制度を深く理解してませんでした。ただ、間違っていなければ、辰野町もメンバーである信州シルクロード連携協議会という団体がありまして、日本遺産を理解する上で良い例になるのではないかと思います。つまり、戦前まで蚕糸業、蚕の糸ですけれども、戦前まで蚕糸業の面で日本をリードしてきた長野県には、生糸ですね生糸で発展してきた歴史や文化が地域ごとに存在し、それらが今でも地域ごとに残っていて、辰野町にも武井製糸や小野製糸にまつわる遺産、それから荒神山にある赤羽焼の窯、辰野美術館で所蔵する焼き物など、独自の文化や歴史が残っている。そしてその地域ごと異なる歴史や文化が生糸をキーワードに1つの物語、ストーリーですけれども1つの物語として結びつくことで、信州シルクロードを訪れた人の興味を引くということではないのではないかと考えた次第であります。そういうことであれば、辰野町にも広域で取り組める日本遺産として、何か素材があるのではないかと考えたところでもあります。以上です。

○津 谷 (13 番)

はい。仮に日本遺産に認定されると地域振興への効果として1つは観光振興ですね。ほたる祭りを核とした広域観光ルートの構築、これ伊那谷また諏訪地域の連携でございます。また、教育効果として環境学習またふるさと教育により、次の世代に継承していくことができる。また地域アイデンティティとして、ホテルとともに生きるまちというブランドが確立できます。さらには経済効果として観光客が増加による商店街また宿泊施設の活性化、このように辰野イコールホテルの町という全国的なブランド化がされるわけでございます。このように日本遺産認定による効果をこのように私は考えますけれども、この認定後これからの話ですけれども認定がされた場合、このような効果をどのように捉えていますでしょうか。

○商工観光担当課長

先ほどの信州シルクロードとほたる祭りの関わりを見てみると、岡谷で繭から生糸を取る際に使われた大量のお湯が天竜川へと流され、蚕に含まれる養分を含んだ

お湯、水ですかねによってカワニナが増え、そのカワニナを食べるホタルが岡谷の観蛍橋から辰野の松尾峡にかけて乱舞した、そしてそのころほたる祭りが誕生した。ところが、次第に製糸工場以外の工場が増え、そこから出される工業排水の影響でカワニナが消え、ホタルも激減してしまった。ほたる祭りの開催が危ぶまれたが辰野町の様々な人の努力のおかげで、現在までほたる祭りが続いているという語り口で信州シルクロードの物語の1つとして、ほたる祭りをPRすることも可能かと思います。辰野町が関係する何かで日本遺産の認定を受けられれば、観光的な効果はもちろんですが、辰野町で暮らす住民に誇りを持ってもらえるという効果が期待できるのではないかと思います。以上です。

○津 谷 (13 番)

先ほどから私ストーリー、ストーリーと言っておりますが、実際に私は個人的でございますけども、ストーリーを考えてみました。ストーリーの名称として「光の舞う清流の里ー辰野のほたる祭りと人々の暮らし」これがストーリーの名称でございます。ストーリーの概要として、辰野町は日本一のほたるの里として知られ、戦後間もない昭和 23 年から「信州辰野ほたる祭り」を継続して開催をしてきた。この祭りの背景には清流を守りホタルを保護する住民の長年の努力がある。松尾峡を中心とする自然環境、天竜川と農業用水路の営み、そして町民の環境教育と文化活動が重なり、ホタルとともに生きるまちという独自のストーリーを私は考えてみました。このストーリーは自然・文化・暮らしが一体となった光と共生の文化として日本遺産にふさわしい価値を持っていると私は思います。その特色としてホタルの保護を通じた自然と人間の共生、また住民参加による環境保全と教育活動、そして観光と文化振興の融合、これらの私の考えたストーリーでございますけども、この観光を主とした地域振興の増進のため、ぜひ日本遺産の認定に向けてチャレンジしてほしいと思います。エントリープロジェクトを立ち上げることを提案いたしますがいかがでしょうか。

○商工観光担当課長

辰野町単独でエントリープロジェクトを立ち上げることは、いっぱいハードルが高いかと思いますが、物語を構成する1つに辰野ほたる祭りを入れてもらうことは大歓迎です。広域的な取り組みの中で、日本遺産となりうる物語がないか、各市町村へ呼びかけてみようと思います。日本遺産という新たな観光の、そしてほたる祭

りの活性化に対する切り口をご提案いただきありがとうございました。以上です。

○津 谷 (13 番)

なかなか町単独でこれエントリーするには相当な勇気と努力と知識が必要でございますけども上伊那全体です、例えば北の砦からということで辰野町がぜひ声を上げて、このエントリープロジェクト何とか進めていっていただきたいと思えます。では次の質問に移ります。次はあさひ美術館の環境整備について質問をいたします。このあさひ美術館、本日取り上げましたけども、こちらはですね先日赤羽区で行われました町民と議員のタウンミーティングの中で、冒頭出された意見でもあります。皆さんご存知かと思えますけども、あさひ美術館は東小学校の中で存在をして、彫刻家の瀬戸団治先生、また中川紀元先生ら著名な芸術家から、現在地域で活躍をする現役の芸術家まで 100 点を超える美術品を展示してあります。東小が位置する旧朝日村地域一帯は、多くの芸術家を輩出してきた歴史があります。地域住民がこの作品を寄贈して、代々の教職員がこの保存に力を注ぎ、環境が今なお整備をされております。地域の学校が一体となった教育文化の創造という目標に向かっており、これからの学習に求められる主体的・対話的で深い学びにも通じております。子どもたちが文化や芸術に触れる機会は、創造性や感性を育む上で極めて重要であります。しかし、これほどの素晴らしい美術館ですが、実際に児童たちがどのようにこの芸術に触れて学んでいるのか、また東小以外の児童たちは学びの場として活用できているのかちょっとわからない部分もありますので、まずは児童たちの利用実態とそこから見える課題についてお答えください。

○学校支援課長

あさひ美術館は長野県でも 2 例しかない学校美術館でありまして、学校に美術館を常設していることに対し、高い評価を受けております。その美術館には貴重な絵画など美術品が多数展示されています。そのように類まれなあさひ美術館でございますが、辰野東小学校では毎年、3 年生と 6 年生が校内作品展に合わせて鑑賞を行っております。昨年度は、あさひ美術館館長の村上忠志さんに講師をお願いし、3 年、6 年生合わせて 87 名が見学をしております。また、児童からの希望によって見学を行っているようで、昨年度におきましては 1 年生が生活科の授業として校内探検をする際、美術館の見学をしております。このように、東小では多くの児童の皆さんが見学をしておりますが、普段は毎日施錠しているため、ほかの学年ほかの学校も

そうですけれども、教職員については気軽に鑑賞できる環境にはありません。よって美術品を目にする機会が限られてしまっていることが課題であるかなと思っております。

○津 谷 (13 番)

関連で東小以外の子どもたち、具体的に何か利用されているか。

○学校支援課長

教頭先生にお聞きする中では、ほかの小学校からの来校者はないということでございます。

○津 谷 (13 番)

ぜひ、これだけの素晴らしい美術館がありますので、ぜひほかの小学生の皆さん、児童生徒の皆さんにも鑑賞する場を与えていただきたいと思います。あさひ美術館は一般の方でも鑑賞できますけれども、もちろん児童の生活の場そして学びの場でもありますので、そこは十分な配慮が必要であることを前提として話をします。現在の展示室配置は、必ずしも一般町民の方ですけども、高齢者また障がいのある方に優しいとは言えません。ユニバーサルデザインに配慮をした動線を確認して、高齢者や障がいのある方も快適に利用できる整備も大切になってくるかもしれません。あさひ美術館において、広く町民が鑑賞しやすい環境として、校内移動、例えば 1 階に下ろすとか展示室の配置など鑑賞環境を改善する取り組みがあるのか伺います。

○学校支援課長

あさひ美術館は北校舎の 3 階のひと部屋を設け、多くの美術品を展示しておりますが、そのひと部屋だけではなくて、廊下や階段、庭など、校内の各所に美術品を展示してありまして、学校全体が美術館であるといえると思います。そのような学校に通う子どもたちは、誰一人その美術品にいたずらをすることなく大切に扱っており、東小学校の教育が素晴らしいものであるそんなふうに思います。そんなあさひ美術館には、校外からも多くの見学者が来ており、昨年度は 160 名を超える方が来校しております。そのほとんどは町外の教育関係者ではありますが、一般のご家庭の方も見学をされております。このように希望があれば、他の小学校でも一般の方でも見学をしていただくことは可能である。ただし個人での見学ではなく、なるべくお友達、地域の皆さんでまとまっていただき、事前に教頭先生に予約をお願い

したいということでした。先ほども申しましたけれども、北校舎の 3 階に多くの美術作品を展示しておりますので、一般の方が見学する際、特に高齢者の皆さんが見学する際には、階段を上り下りしていただくことが大きな問題かなと思います。議員から提案ありました町民が閲覧しやすい場所への展示室の校内移動、これは必要なんだろうと思います。ただ、今すぐということは非常に難しくて学校の事情、特にそういった特定の場所を確保するっていう問題、それと移動のための費用というものも必要になりますので、これは今後の課題とさせていただきたいと思います。

○津 谷 (13 番)

質問にはありませんけど、教育長、現在学校あり方検討委員会が進められておりました、どのような結果になるかわかりませんが、どのような結果になるにしてもこのあさひ美術館をこれから将来にわたってなくすことがなく、しっかりと管理をして、また皆さんに利用の場としていただきたいと思いますけど、その辺はお約束をしていただけますでしょうか。

○教育長

はい。あさひ美術館でございますけど、北校舎 3 階に 1 室を設けてありますけれど、このあさひ美術館という名称は、庭園にブロンズ像が 7 体ございます。それから中校舎を中心として 1 階、2 階にそれぞれ絵画がございます。これを全部含めて丸々含めてあさひ美術館となっておりますね。北校舎 3 階はあさひ美術館の 1 つということになります。これは旧朝日村から輩出されました著名な芸術家たちの作品を主にね、それから現在でも活躍されてる方たちの作品が、中校舎 2 階に展示されています。これらは本当に町の財産というふうに考えております。ですので学校の姿がどうなるうともこのあさひ美術館っていう美術館は、今でも辰野美術館と連携をして様々なイベントをやっておりますのでね、これからもそれは大事にしていきたいと思っております。

○津 谷 (13 番)

子どもたちが次の質問にも関連しますが、文化や芸術に触れる機会は創造性や感性を育む上で極めて重要であります。ぜひこれからも更なる学びの場として、この利活用を推進していただきたいと思います。では本日最後の質問の項目に移ります。

文化芸術の継承・推進と子どもの育成について移ります。辰野町に受け継がれている地域行事、また伝統文化芸術は町民同士を繋いで世代を超えて、地域の絆を育んできた大切な財産であります。これらは単なる催しや娯楽にとどまらず、子どもたちにとっては生きた学びの場となり、郷土への誇りまた地域を大切に思う心を育む教育的な役割を担っております。学校教育や社会教育と連携しながら祭りや芸能に参加することは、未来を担う世代に地域文化を受け渡す大切な機会であり、まさに次の世代への投資とも言えると思います。しかしながら、少子高齢化の進行や担い手不足の現実、こうした文化の継承を難しくしつつあります。今こそ行政と地域そして教育現場が力を合わせて、持続可能な仕組みづくりに取り組む必要があると考えます。そこで今回は教育との連携を軸とした町として、地域行事また伝統文化芸術の継承をどのように進めていくのか伺ってまいります。

○学びの支援課長

地域の伝統行事や民俗芸能等の継承に関しましては、町の公民館の依頼もしまし、ぜひ続けていただきたいということで、育成会や分館行事などとして、しめ縄づくりやどんぶや、どんど焼き、鳥追いなどが行われておりました、各育成会・分館で熱心に継承に取り組んでいただいております。また、これらの呼びかけによって、組織的に行っている行事ではありませんが、北大出などの大文字などのように地域ぐるみで伝統行事を継承している状況もあります。そのほかにも、平出の騎馬行列や平出囃子のように、町民俗指定文化財に指定し保存を図っている民族芸能もあります。このように町教育委員会としましても伝統芸能、伝統行事について次世代への継承を図るといような取り組みを行っているところであります。半面、子どもの減少や高齢化によりまして川島地区の数珠まわしとか小横川地区の鳥追いなど、また、仲間内で行っていた庚申講などといった伝統行事が行われなくなってしまった事例も見受けられております。教育委員会としては、伝統行事を行っている地区には、郷土愛の醸成や地区の交流を図る機会として、次世代に引き継ぎながら続けていただきたいというふうに願っているところです。以上です。

○津 谷（13番）

辰野町においても国の制度特に文化庁が推進をしているわけでございますけれども、これらの事業を積極的に活用して、子どもたちが芸術を通じて創造性を伸ばせるようにすべきと考えることから、文化芸術による創造性豊かな子どもの育成について、

現在、文化庁が推進している 3 つの事業をこれから紹介をしながら、それぞれの推進活用についてお考えをお聞きをしております。まず 1 番として芸術等における子供舞台芸術鑑賞体験支援事業の推進でございます。この概要は芸術・音楽堂等で行われる子どもたちの鑑賞・体験の機会を提供する公演を実施するための費用を支援するものであります。18 歳以下の子どもが無料で親が同伴した場合半額になりますが、これ鑑賞できる公演の当該座席料金を支援、これ最も高い席が 5,000 円以上、また東京都以外で開催をする公演の場合は 3,000 円以上でございますが、これ目的として子どもたちが劇場・音楽堂ですねライブハウスも含めて、本格的な舞台芸術を鑑賞体験する機会を提供する取り組みを支援することによって、子どもたちが舞台芸術に親しむことができる環境づくりの推進を図ると、同じようなことを 2 回行ってしまいましたけども、ここで文化芸術振興費補助金というのがありますが、これを積極的な活用をして推進していくのはいかがでしょうか。

○学びの支援課長

先ほど津谷議員のお話のあったとおり、劇場等における子供舞台芸術鑑賞体験支援事業でありますけども、劇場等における子供舞台芸術鑑賞体験支援事業ということで、子どもが音楽鑑賞等にする際、費用を援助するというものになりますが、これにつきましては本格的な実演芸術を鑑賞・体験等する機会を提供する取り組みを支援することによって、子どもたちの豊かな人間性の涵養を図るとともに、将来の芸術文化の担い手や観客育成等に資することを目的とするということの補助事業であります。これにつきましては実際に補助対象者となりますのは、舞台公演を実施する主催者で、子ども用の席を一定程度用意するなどの要件を満たせば、補助を受けられる制度ということになっております。これまで町民会館で実施している自主事業におきましては、18 歳以下の入場料が 3,000 円を超えるようなこと、その設定をしているという事例がありませんので、この補助金の対象とはなっておりませんが、これからも町民会館として質の高い鑑賞の場を設けまして、より鑑賞しやすい料金設定で舞台芸術鑑賞の機会を設けていきたいというふうに考えております。以上です。

○津 谷 (13 番)

2 つ目の伝統文化でございますけれども、伝統文化親子教室事業の推進でございます。これは子どもたちが親とともに武道、茶道、華道、書道、和装、五節句、囲碁、

将棋などの伝統文化等を体験習得するきっかけづくり、また体験また習得する機会を計画的、継続的に提供する取り組みを支援するものでございますが、これについての取り組みはどのように考えていますか。

○学びの支援課長

伝統文化親子教室は、平成 25 年度文化遺産地域活性化推進事業の地域の伝統文化に触れる親子体験事業というところで始まりました。この翌年に伝統文化親子教室事業として実施されるようになったということでもあります。この事業につきましては、文化遺産を活用した活動など、各地域の実情に応じた特色ある総合的な取り組みに対して補助金を交付することで、文化振興とともに地域活性化を推進することを目的するという事になっております。この伝統文化親子事業ですけれども、平成 26 年の創設以来平成 29 年度まで辰野町の華道協会が補助金を受けて、生け花教室を実施しておりました。現在は教室で習得した技芸等の成果を披露する発表会を開催するための取り組みを補助対象とする教室実施型や、自治体などが幅広い伝統文化等の分野に親しむきっかけづくりなどを行う地域展開型、伝統文化の統括団体が実施主体となり、親子で体験する事業を対象とすると統括実施型の 3 形式、教室実施型、地域展開型、統括実施型の 3 形式に分けて、生活文化、国民娯楽これは先ほど津谷町議のおっしゃったとおり、茶道・華道などのようなものや囲碁、将棋などについて、計画的、継続的に体験習得できる機会を提供する取り組みに対して補助が受けられるようになっているということになります。恥ずかしながら教育委員会として、この伝統文化親子教室事業につきまして、ずっとまだ継続して行われているということによって情報を得ておりませんでした。ぜひ今後地域に根ざした伝統文化を通して、多くの皆さんが郷土に愛着を持ち、生き活きと過ごすことができるきっかけとするために、この補助制度について周知して活用してもらえようように取り組んでいきたいと考えております。以上です。

○津 谷 (13 番)

最後、3 つ目でございます。学校における文化芸術鑑賞また体験推進事業の推進でございます。この事業は学校教育において文化芸術、団体や個人、少人数の芸術家による実演芸術の公演、また芸術家の表現手法を活かしたワークショップを実施して、将来を担うすべての子どもたちの豊かな感性を育む場を作り、芸術鑑賞能力の向上を図るとともに、文化的な地域格差の解消を促進するものであります。学校教

育における文化芸術体験は、子どもの表現力や感性を育みます。辰野町の小・中学校における実施をぜひ取り組んでいただきたいと思います。この辺はいかがでしょうか。

○教育長

はい。文化芸術が子どもたちの情操教育に大きく貢献するっていうことはね議員も言われました。先ほどあさひ美術館の例が出されましたのでちょっと触れますけれど、大体小学校、中学校というのはどこの学校に行っても、辰野町町内だけじゃなくて、どこ行っても廊下の腰板には落書きがあるんですね。ずっと歩きながら鉛筆かなんかで線を引くっていう。ところが東小学校行きますと、特に中校舎にはこの線が1本もないんです。なぜないのかって私は非常に不思議で考えていましたけど、東小には先ほど言いました廊下に著名な作家の画家の絵がいっぱい飾られております。やはりああいう本物をずっと入学した時から見ている東小の子どもたちは、自然とこう身に付いているのではないかなっていうね、そんな気がするんですね。ですからこういうの見ましても、子どもたちに文化芸術が与える影響というのは非常に大きいなそんな気がいたします。この文化芸術が与える良い影響って先ほどから議員述べておりましたので、特にあえて同じことを言いませんけど、やはり感受性豊かな児童生徒の本物のね音楽、あるいは演劇だとか、芸術を鑑賞するということ、しかもこの五感で感じるってことはね、健全な心身の発達に極めて有効に働くんだというふうに思っております。ですから、これからも小中学生には、本物の芸術に触れる、五感で体感できるこの機会を積極的に提供していく必要があるんだろうというふうに思っております。でも現実問題としてなかなか厳しいそんな部分もございまして、実際に今年度、町内の小・中学校で取り組んでいる例をちょっと紹介させていただきたいと思っておりますけれど、1つは町内の小学校では毎年8月末に行われます「セイジオザワ松本フェスティバル」この鑑賞に出かけております。ただこれは、計画しても必ず行けるわけじゃないんですね抽選になってますので、外れてしまうと駄目なんですけれど、毎年どっかこうかの小学校が当たってますのでね、見て本物のコンサートなどを体感してきております。また北部、辰野町、箕輪町、南箕輪村で構成されております先生方の団体、教職員会でございますけれど、この事業としては演劇鑑賞教室、それから音楽鑑賞教室これ隔年で実施しております。学校で本物の芸術を鑑賞する機会となっております。それから先ほどちょっと触れ

ました辰野美術館と連携して、小学校の図画工作とか中学の美術の授業などでは、美術館を訪れて鑑賞したり、学芸員の話聞くということもしております。また西小学校の遠足の目的地に辰野美術館をしているこんな例もございます。また、町外の小学校ですね、これ毎年ではないんですけど、例えば箕輪町とか、あるいは伊那市内の小学校の遠足の目的地が辰野美術館になっていると、こんな例も見ましてもやはり本物の芸術を見させてあげたい、体感させたいそんな思いからなんだなあと思っております。辰野中学校の美術部も連携をして取り組んでおります。本物の芸術に触れる機会をさらに確保したいわけですけど、一方ではいつもこの議会で言っておりますけど、学習指導要領という縛りがこれあるので今のこの状況が限界なのかなという気がしております。以上です。

○津 谷（13 番）

文化芸術継承の町宣言を求めようと思いましたが、これはおいおいまたすることとして、以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議 長

ただ今より、暫時休憩とします。再開時間は、15 時 10 分とします。

休憩開始 14 時 54 分

再開時間 15 時 10 分

○議 長

再開いたします。質問順位 6 番、議席 2 番、林政美議員。

【質問順位 6 番 議席 2 番 林 政美 議員】

○林（2 番）

それでは通告書に従いまして質問をさせていただきます。最初に、辰野町の将来展望として魅力あるまちづくりについてということで、ここ数年の辰野町の事業への取り組みはコロナ禍の影響によりまして、当初予定した計画に取り組めず、ワクチン接種などのコロナウイルス感染対策が目立った取り組みとなっていたのではないのでしょうか。このコロナの影響により日常の生活様式や人々の価値観が変わり、地域コミュニティの形成にも変化が生まれております。こうした背景から計画変更を余儀され、積極行政とはいかなかった面も多かったのではないかと思っております。このような中、課題となっていた板沢地区最終処分建設問題、小野太陽光発電施設建設問題など解決されまして、事業として計画していた病児・病後児

保育施設や、平出上町と樋口矢の坂の道路改良工事などの完成なども行われてまいりました。やはり辰野町としては課題が多く、課題対応に終始し本来計画的に取り組む方策に対処できなかつたと思うところでもあります。このような中で計画のあった下辰野商店街と JR 辰野駅前振興について、商店街と辰野駅前の活性化は計画策定がされ、住民の合意も進んでいたとお聞きしております。コロナ禍によってこの計画が頓挫している感があります。下辰野商店街はトビチ商店街など新しい発想の中で取り組みが展開され、対外的には一定の成果、評価ができると思いますが、下辰野商店街としての一体的な取り組み、商店街の人たちと調和のとれたまちづくりができていくかわからないところもあります。このことを含めて、改めて商店街再生計画や JR 辰野駅前振興計画を再考するのか、町としての思いや今後の取り組みについて答弁をお願いいたします。

○町 長

はい。辰野駅前から続く商店街は長い歴史とともに、地域の皆様の暮らしを支え、賑わいをもたらしてきました。私自身もこの商店街で育ち子どもの頃の楽しい思い出が、今も色あせることなく心に残っております。時代の変化とともに、商店街の賑わいは少しずつ変わってきていますが、新たな店舗が少しずつ増え明るい兆しも見えております。若い世代によるチャレンジや地域外からの出店など、確かな動きが起きております。毎年 6 月に開催されるほたる祭りには、毎年 10 万人以上もの方々が訪れ、商店街に笑顔と活気があふれます。その光景を見るたびに、今も変わらずこの町の未来に希望を感じます。この商店街で育った私にとってここは単なる通りではなく、人と人が繋がる場所でもあります。そしてこれからも人が集い、心が通い合う場所として、次の世代に受け継いでいきたいと強く思っております。しかし少子高齢化、空き店舗の活用、地域経済の再生など課題も抱えております。簡単な道ではありませんが、今ある魅力を活かしながら、新たな価値を取り入れ融合させていくこと、それこそがこれからの商店街のあり方であり、まちづくりの鍵であると思っております。まちづくりにおいて最も大切にしたいのは、町に住む人々が幸せを感じることであります。人々が安心して暮らし、笑顔になれるまちづくりこそが持続可能な発展の基盤だと考えております。また重要なことは若い世代がこの町に希望を持てる社会をどう築くかということだと思っております。そのためには教育、雇用、子育て支援といった制度的な支えと並行して、地域の魅力や繋がりを育む場

づくりが不可欠だと考えております。私は地域の中心にある商店街にその可能性を見えています。商店街の賑わいは単なる経済指標ではなく、この町に住んで良かったと感じる幸福感そのものだと私は考えています。今後も皆様のご意見を伺いながら、地域の皆様とともに未来に向けて歩んでまいります。商店街の賑わいと伝統を守りつつ、新しい挑戦を続けていくことで、辰野町がより魅力的で幸せな場所になることも願っております。

○林（2番）

次に指定管理制度の問題につきまして、その今後の進め方また展望についてお聞きをしたいと思います。地方の公共団体に代わって、公の施設の管理を代行させることで、多様化、高度化する市民ニーズへの効率的、効果的な対応を図り、市民サービスの向上、行政コストの縮減を図ることを目的とした制度というふうに指定管理者制度については理解をしてるところでございます。また、管理委託制度とは違い設置者たる地方公共団体は、管理権限の行使は行わず設置者としての責任を果たす立場から、必要に応じて指示等を行うとしてます。現状、指定管理者制度の目的に沿った事業の展開がされているのか、必要に応じた指示はされているのか、詳細な説明は結構でありますので、今後、町としての現状を2つの施設について判断は難しいとは思いますが、指定管理者制度以外の管理委託制度や、あるいは画期的な方法で進めるのか極論として売却等を考えているのか、考えていることがあればその進め方と展望について見解をお願いしたいと思います。

○まちづくり政策課長

指定管理施設の今後のあり方につきましては、町全体の課題であり予算も関係していることから私の方から説明をさせていただきます。町が所有する公共施設について、これまで指定管理者制度を活用し、民間企業のノウハウを活かして運営を行ってまいりました。これにより、効率的な運営やサービスの向上を図ることができたと思っております。しかしながら、たつのパークホテルや湯にいくセンターなどの大型施設の多くは、平成初期に建設され、現在では老朽化が著しい状況にあります。施設の安全性や快適性を確保し、今後も住民の皆さまに安心してご利用いただくためには、適切な維持管理と更新が不可欠です。そこで、今後の公共施設のあり方について、いくつかの選択肢を検討していく必要があります。まず1つは、引き続き指定管理制度を活用し、民間のノウハウを最大限に活かしながら、施設の維

持管理を行う方法です。これにより、コストの効率やサービスの向上を図ることが可能となります。次に、小野図書館等で活用している PFI 制度の活用です。PFI を導入することで民間の資金やノウハウを活用し、施設の再整備や新たな運営モデルを推進することが期待されます。さらに、施設の売却も選択肢の 1 つとなります。老朽化が著しい施設については、適切な評価と判断のもと売却を検討し、新たな活用方法を模索することも重要です。これらの選択肢を総合的に検討し、地域のニーズや財政状況を踏まえた最適な方針を策定していくことが必要だと考えております。以上です。

○林 (2 番)

それでは次に現状 JR の駅ビルまたときめきの街の建物等、遊休不稼働施設が目につきます。目的を持って建てられた施設もその役目を終えている現状で、寂しさを感じ町に活気がないことの象徴とも言えます。課題解決の事業展開から前向きに夢をもって将来に向かって取り組める事業展開を進める必要があると思います。単に農産物の販売を中心とした道の駅的なものではなく、農・商・工・官が一体となった産業振興に結び付いた拠点施設の設置が必要かと考えます。地域経済の活性化を目指し、農・商・工連携促進法の活用により、国からの補助金や低利融資などの支援措置により、地域経済の活性化を図られればと思うのですが、町としての見解をお聞かせください。

○まちづくり政策課長

議員ご指摘の拠点施設の設置ということになりますと、産業振興部門だけではなく横断的な取り組みとなるため、複数の部署が関わってまいります。今回のご質問につきましては、魅力あるまちづくりについてということですので、私の方からお答えをさせていただきます。農商工連携の拠点施設に関しまして、現段階ではその設置の必要について明確に確認ができていないため、具体的な計画は進めておりません。ただ今後、魅力あるまちづくりを推進する上では、こうした拠点が地域の産業振興や交流の促進に寄与する可能性があると考えております。今後、産業振興の進展に伴い、農商工連携の重要性がより高まったり、具体的なニーズが明確化したりした場合には、拠点施設の設置について検討を進めるべきだと認識しております。今後、状況やニーズを見極めながら、必要に応じて検討・推進をしていきたいと考えております。以上です。

○林（2番）

次に辰野町は先ほどもご説明ありましたが、芸術家が非常に多く、美術館や図書館の充実など、文学的振興が図られて進められています。また荒神山スポーツ公園に象徴されるように、スポーツ振興に力を入れてきたと理解をしております。さらにこれを発展させ姉妹都市、友好都市交流に注力していただきたいと考えます。過去の一般質問において、姉妹都市、友好都市に加えるには、市民レベルでの努力の結果と成果を見て判断していくとの回答がありました。時間の関係で、スポーツ振興について等細かなことは話しませんが、愛知県春日井市、人口 30 万の春日井まつりに有志で出向いて長年、農産物の販売を行い辰野町を PR してまいりました。春日井市は書なので知られます日本書道に大きな影響を与えた小野道風の生まれた町としても知られ、書の町、筆の町として大きくアピールしています。辰野町は龍溪石硯が有名で、書道家や画家からも評価が高いと聞いております。この繋がりのあるご縁かと思えます。そんなところからも考慮し、都市交流に力を入れて欲しいと願い質問をさせていただきました。回答をお願いいたします。

○まちづくり政策課長

姉妹都市や友好都市交流により、繋がりを深めることは地域の魅力を高め、住民の誇りや地域の発展に寄与する大きな可能性を秘めていると思えます。しかし、交流を進めるにあたっては、十分な検討と慎重な判断が必要であると感じております。資源の配分、長期的な効果の評価、住民の理解と協力、そして交流の継続的な維持など慎重に検討しなければならない要素が多くあります。そのため、交流活動を進める際には、これらの点を十分に考慮した上で、段階的に実施することが望ましいと考えております。交流活動は行政だけではなく、地域住民の理解と参加が不可欠です。住民がこの活動にどれだけ共感し、積極的に関与するかが成功の鍵を握ると思っております。まずは地域の皆様の機運が高まることが、こうした交流を推進する第一歩だと考えております。今後も地域の皆様とともに、様々な可能性を模索してまいりたいと思えます。以上です。

○林（2番）

それでは次に事業の選択と集中により、魅力あるまちづくりを進めるためにという事で、今、辰野町の事業課題として人口減少、少子化、少子高齢化による地域の担い手の不足、大規模な自然災害への対応、そして健康で生きがいをもって暮ら

し続けられるまちの実現に向けた健康福祉対策が課題となっております。これらの課題に対し、DXによる行政サービス向上、災害に強い森づくりの推進、健康寿命の延伸と支え合いの地域づくりなどが取り組みが進められているというふうに理解しておりますが、辰野町は取り組むべき事業が多く、優先順位をつけて事業を選択し、それを集中的に行うことが必要と考えます。この中で特に何に力を入れていくのか、魅力あるまちづくりを進めるために、どのようなことを考えているのかお聞かせいただきたいと思いますというふうに思います。

○まちづくり政策課長

事業の選択と集中を通じて魅力あるまちづくりを推進していくことを重要な方針としています。具体的には、地域の特色や住民のニーズに基づき、優先すべき取り組みに絞り込み、効果的な施策を展開していくことを中心に取り組んでまいります。しかしながら、財源には限りがあるため、すべての取り組みを実現することは容易ではありません。そのため、限られた資源を最大限に活用し、地域の魅力向上に直結する施策に集中して取り組む必要があります。来年度の予算編成にあたっては、これらの方針をふまえ、計画的かつ戦略的に予算配分を行い地域の発展に寄与できる施策を着実に推進してまいります。引き続き地域の皆様の声を大切にしながら、魅力あるまちづくりに努めてまいります。以上です。

○林（2番）

少し質問のテーマが大きすぎましたが、町を元気にと活性化を進めるという思いを感じたところであります。ありがとうございます。次の質問に移ります。物価高騰対策、生活支援対策についてということで、独自の物価高騰支援給付金また生活支援給付金の考え方ということでございます。ご案内のように物価高騰支援給付金は、令和7年において、住民税非課税世帯を対象とした政府の経済対策の一環として実施される給付金ですが、物価高騰の影響を受けた低所得世帯を支援するため、令和6年度住民税非課税世帯を対象に給付金が支給されます。また長野県での10万円給付金ということで、定額減税4万円と7万円給付の両方の対象外となる世帯に10万円の給付が支給され、さらに低所得世帯の子育て世帯には、18歳以下の子ども1人当たり5万円の給付金が上乗せ支給されるとしています。高森町では、電気・ガス・食料品の価格高騰による負担額をふまえ、家計への影響の大きい低所得世帯への負担軽減を図るため、国の支援制度、住民税所得割非課税世帯への長野

県事業支援として、1世帯当たり2万円の支給給付をしております。また年金生活支援金として65歳以上の老齢基礎年金の受給者、また同一世帯の全員が市町村民税非課税者というような支給要件はあるようですが、支援金が支給されると聞いています。そこで、辰野町として独自の物価高騰支援給付金・生活支援給付金の支給の考えはあるのかお聞きしたいと思います。

○DX・地方創生担当課長

はい。お答えします。町では、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を受け、物価高騰の影響を受ける方向けに様々な取り組みを行っています。先ほど議員おっしゃられたような低所得者等への給付金のように、国からの要綱に基づき対象の方に支給を行うものとは別に、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対し支援を行う事業として、令和6年度は9件の推奨事業を実施しました。今年度におきましても辰野町省エネ家電等買い替え補助金事業、学生支援事業（第1弾デジタルギフト）それから学生支援事業（第2弾エール便事業）、学校給食費補助事業、それからほたるシールポイント4倍事業の5事業を実施予定しております。ご質問の町独自の高騰対策については、現時点で町独自で一般財源を使った事業は、財政的にも非常に難しいと考えております。国からの交付金を活用する中で、推奨事業を実施していきたいと考えております。以上です。

○林（2番）

それでは次に昨年、一昨年と支給のありました農業生産コスト低減緊急対策事業の肥料、飼料などの価格、資材価格の高騰に対しまして経営悪化を緩和するとともに、農業者が生産コスト削減に取り組むことを促進して、農業経営の体質強化をこの事業の目的として取り組みがされ、給付がされたかと思いますが、農業生産に関わる生産費は、原材料の高騰に伴い特に施設等の鉄骨資材、燃料等の高騰により農業経営に大きな打撃を与えております。本年も引き続きこの事業の継続を希望するものでありますが、町としての見解をお願いいたします。

○産業振興課長

お答えします。肥料や飼料、燃料などの農業資材の価格高騰は、農業経営に大きな影響を及ぼしており、町といたしましても重要な課題であると認識しております。これまで町は、令和4年度から令和6年度まで国の地方創生臨時交付金を活用し、辰野町肥料・農薬・飼料価格高騰緊急支援金を支給してまいりました。今後につき

ましても、国の交付金等の財源が確保できる場合には、それらの交付金等を活用する中で、農業者の経営安定に資する支援を行ってまいりたいと考えております。以上です。

○林（2番）

はい。続きまして持続可能な農業のための相互扶助的な仕組みづくりという問題でございますが、持続可能な農業を進めるためには協力とパートナーシップが必要とされています。生産者それから供給業者、消費者が力を合わせ生産者が生活できる十分な収入を得るとともに、土地・農地といった方がいいかと思えますけれども、これを保護し健康で手ごろな価格の食料を提供していけるような、相互扶助的な仕組みづくりが必要と考えますが、辰野町農業の現状をふまえ辰野町における持続可能な農業のため、町として心に感じていること、所感をお聞きしたいと思います。

○産業振興課長

持続可能な農業を進めていく上では、農業者が個々に努力するだけでは限界があり、地域全体で支え合う相互扶助の仕組みが重要だと考えております。資材価格の高騰や人手不足、獣害被害など課題に対する対応のため、地域ぐるみの協力体制が求められております。町といたしましては、農業委員会や JA、関連団体と連携しながら、相互扶助の仕組みについて研究を進めてまいりたいと考えております。また、農地の地域計画の推進を通じて、農地の集約化を進め、効率的で持続可能な農業経営に繋げてまいりたいと考えております。以上です。

○林（2番）

持続可能な農業の推進には、食品ロスを無くすことはもちろんですが、地産地消を心がけ食料自給率の向上を応援し、食への意識を高める必要があります。令和の米騒動を教訓として、町内の農商工連携の必要性を強く感じたものであります。環境に配慮し経済的に成り立つと同時に、社会的な公平性も確保しながら、将来の世代のニーズを満たす農業を進めたいものであります。次に視点を変えて、生活困窮までとはいかないものの、物価高騰による日常生活での支障や課題の声が町に届いているかということでお伺いをしたいと思います。過去の一般質問で、町から情報発信と町民からの声という観点で質問させていただいた経過があります。町民と議員とのタウンミーティングから所見として、町の頑張りが町民に繋がっていない、伝わってないところから、誤解や認識不足があるように思いました。そこには不平

不満も生まれています。町の活性化は町民との対話にあると思います。ぜひ各区や業種、組織、各種団体、ひいては世代別の懇談会を開催し、町と町民の多様な機会をたくさんつくり、閉塞感を無くした活気あるまちづくりを進めていただきたいと思います。町としての見解をお聞きしたいと思います。

○総務課長

毎年4月に開催されております第1回区長会におきまして、町では町政懇談会を各区の方に紹介をいたしまして、各区でこの懇談会を計画された場合につきましては、事務局、秘書室にございますけれども、日程調整、また懇談される事項等ですね、事前に打ち合わせをする中で、ということで説明をしているところであります。コロナの前はですね町政懇談会というような行われていた区もあつたんですけども、ここ数年はなかなか要請がないという現状となっております。区の役員さんをはじめ町政に深く関心を持っていただいている住民の皆様など、参加していただきご意見をいただいたものであります。住民の皆さんの生の声を聞くことの重要性というものは感じている中で、公共事業への要望は区において取りまとめをいただいておりますので、区長さんを中心とした懇談の場を各区に期待したいというふうに考えているものであります。こうした呼びかけにつきましては、今後も区長会を通じて行っていきたいというふうに思っております。町では、PTA 联合会また女性団体連絡協議会、JA 上伊那等々の様々な団体の含めた対話の取り組みも行っているところであります。それぞれご意見をいただく中で、機会を捉えて今後も取り組んでまいりたいと考えております。以上であります。

○林（2番）

支援対策、農業施策、また町民との向き合い方の一端をお聞きすることができました。次の質問に移ります。事業推進のための資金対策ということでございますが、地方債この現状と活用ということで、町の事業推進のためには資金財源が必要となり、一般会計・特別会計予算の中で事業が執行されています。新たな事業展開をするには、一般財源の不足を補うため地方債やふるさと納税寄附金により財源補填をする必要があると考えます。そこでまず地方債について伺います。町が建設事業などを将来にわたって利用される公共物の整備に必要な資金を、銀行や証券会社から借り入れる地方債ですが、辰野町の地方債、一般会計債の現状はどのようになっているか伺いたいと思います。併せてこの活用状況についてもお答えをいただければ

と思います。

○まちづくり政策課長

まず地方債の現状についてお答えをさせていただきます。一般会計の令和 7 年度当初予算において、歳入総額 103 億 5,000 万円のうち、8 億 2,270 万円、7.9%の割合を占めております。令和 6 年度の決算においては、歳入総額 106 億 307 万 4,695 円のうち 6 億 1,920 万円を発行し、5.8%の割合を占めております。内訳は辰野西小学校体育館長寿命化改修工事へ 2 億 4,400 万円、庁舎エレベーター設置工事へ 8,680 万円、病児・病後児保育施設建設工事へ 3,680 万円、公共施設等 LED 化改修事業へ 3,780 万円、道路や橋梁等の改良事業へ 9,450 万円などとなっております。また、令和 6 年度末時点での地方債の残高は 65 億 4,064 万 5,228 円となっております。地方債は、学校や道路などの公共施設の建設事業や災害復旧事業、公営企業の経費など単年度に多額の財源を必要とする事業について、地方債の発行により所要資金を国や金融機関から調達することで、円滑な事業実施を可能としております。事業に関わる経費の財政負担を今年度に平準化するという年度間の調整機能のほか、建設時の負担を将来の利用世代にまで公平に分担することで、現役世代と将来世代との負担の公平性を図ることを目的としております。地方債の種別によっては、償還額等に対して交付税措置があります。交付税措置率が高い方が、町の将来的な財政負担を軽減することができます。地方債はあくまでも債務となりますので、事業実施の際はまず補助金やその他特定財源を優先した上で、事業の内容により地方債の意義も含めて活用可能で有利な地方債を検討し、実質公債費比率や将来負担比率の影響も鑑みながら選択をしているところであります。また、地域活性化事業債におきましては、多岐にわたる単独事業への充当が可能である一方、充当率 90%に対するの交付税措置率が 30%であり、ほかの事業債と比較しても特段に有利ではないことから、先ほどの将来への負担や事業の内容により、補助金採択の可能性などの財政負担の軽減を研究した上で活用を検討したいと考えております。以上です。

○林 (2 番)

地方債は、1 会計年度を超えて資金を外部から調達するというものでありますので、発行する負債になりますのでいわば借金ですから十分な検討が必要となりますが、長期にわたる事業の財源を確保する役割があり、辰野町の活性化のためには思い切った事業の展開が求められると思います。地方債活用も視野に積極的な事業展開

を希望するものであります。次に財源確保の面で辰野町のふるさと納税の計画というところでございますが、全国でふるさと納税寄附金を活用して、まちづくりや町の課題解決を図っているという話をお聞きしました。特に茨城県の境町は令和 5 年のふるさと納税の受け入れ額が 99 億円と、辰野町の一般会計総額に匹敵するふるさと納税額と聞いております。令和 6 年にはコメ価格の高騰によりまして、返戻金のコメ不足から金額は前年の 4 割減で 54 億円と聞いております。それにしても驚きです。これをすべて事業に転化しているとは思いませんが、このふるさと納税寄附金が事業推進のための大きな資源、財源、資金になっているのは確かであります。このようなことから辰野町のふるさと納税についてお聞きしたいと思います。ふるさと納税は自分の故郷や応援したい自治体など、好きな自治体を選んで寄付ができる制度ですが、現在、辰野町のふるさと納税返礼品の数はいかほどでしょうか。また既存の返礼品の数から辰野町でふるさと納税給付金がどのくらい見積りできるのか、その見通しとして、辰野町における過去のふるさと納税寄附金の最高額はどのくらいだったでしょうか。①②合わせてお聞きをしたいと思います。

○DX 地方創生担当課長

はい。お答えします。当町で令和 7 年度現在受付中の返礼品の品目は 239 件となっております。お米や果樹、野菜、マツタケなどの農産物が主なものとなっております。それから過去の寄付金額についてということですが、令和 4 年度が 8,921 万 9,000 円、令和 5 年度 9,130 万 1,000 円、令和 6 年度が 1 億 717 万 7,000 円となっております。過去の最高額は令和 27 年度の 1 億 6,633 万 8,000 円となっております。過去の最高額は令和 27 年度の 1 億 6,633 万 8,000 円となっております。当時の主な返礼品はデジタルカメラなどの工業製品と精肉、お米などの農産物となっております。以上です。

○林 (2 番)

実績のことを報告いただきました。この実績をふまえて町としてふるさと納税の目標額これを設定しているのか、それによっては事業計画によって進める目標金額を決めることもあるかと思っておりますので、目標額の設定があるかどうかお聞きをしたいと思います。

○議 長

あれ今、質問したけど手を挙げてとりあえず次ですね、今 3 番の質問いいですか。併せて訂正してもらっていいですか。

○DX地方創生担当課長

すいません。先ほど令和7年と申し上げてしまいましたが、平成27年が最高の金額で1億6,633万8,000円という形ですので、ちょっと訂正させていただきます。すいませんでした。質問の方にお答えさせていただきます。ふるさと納税に取り組むことは、町の財源確保の手段としても必要と考えております。また返礼品に携わる地域の業者にとっても重要な位置づけと考えられます。しかしながらあくまでも寄附なので制度の趣旨を踏まえ、運用の中で目標というよりは辰野町の取り組みや返礼品を通じた魅力を、1人でも多くの方に知っていただくよう継続的に取り組んでいきたいと考えております。今年度1件お受けしておりますが、企業版のふるさと納税もという制度もございます。一般的な個人版の寄付に比べ寄付額も多く、返礼品等の報酬が必要ありませんので、経費的にも少ないということからメリットもあります。また、寄付の使い道を特定したクラウドファンディング型のふるさと納税も事業実施には有効な手段と考えておりますので、今後研究をする中で積極的に取り組んでいきたいと考えております。以上です。

○林(2番)

はい。現状のふるさと納税寄付金の使途と今後の使い方の計画であります。茨城県の境町ではふるさと納税の使い道として、教育文化の向上、社会保障の増進、都市基盤と生活環境施設の整備、農業振興と商工業の育成、防災災害の対策、スポーツ振興、国際交流海外教育、利根川の大花火大会の開催、新型コロナウイルス対策、指導クラブへの支援、こども食堂設置などのごちめしサービス、自律走行バスの実用化に向けたまちづくり、これ特に特徴的なことではないかというふうに思います。そして、異質は使い道の希望がない場合やその他の善意の寄付は、町の優先課題をふまえて町長が指定するということもあるそうです。ふるさと納税では寄付者がこれらの使い道を指定できるという点があります。地域の未来を支える事業を応援する意味でも、事業拡大の財源として、ふるさと納税の役割は大きいと推測できます。このような中、辰野町では現状でふるさと納税寄付金がどのように使われているのか、また今後の使い方計画はあるのか、この2点をお聞きしたいと思います。

○まちづくり政策課長

令和6年度のふるさと辰野寄付金の使途につきましては、議員のおっしゃるとお

り寄付者に選択をしていただいているところでございます。具体的には割合の高い順におまかせは全体の 42.6%となっており、福祉・医療、道路、教育などに充当し、続いて子育て・教育・文化については 27.0%、自然環境の保全是 20.3%となっており、それぞれに該当する事業に充当をしているところでございます。ふるさと納税につきましても、地域を発展させるための貴重な財源となります。寄付金を有効に活用することで、地域住民の福祉向上、地域経済の発展、さらには持続可能な未来に繋がる事業を進めていきたいと考えております。地域住民の皆様が安心して暮らせるようなまちづくりを進めるために、ふるさと納税を有効に活用していきたいと考えております。以上です。

○林（2 番）

今、お話ありましたように、ふるさと納税の本来の目的は、税収が過疎などによって減少している地域と都市部との地域間格差の改善のために作られたものだと思いますが、辰野町の未来をささえる一翼を担う意味でもふるさと納税寄付金の拡大は重要であると思います。また先ほど紹介がありましたように、本年、辰野町でも企業版ふるさと納税の寄付金があったと聞いております。ぜひ、企業版ふるさと納税の検討を進めるとともに、ふるさと納税による事業推進のための資金対策、財源確保の検討をお願いして、次の質問に移ります。最後の有機農業の推進についてということですが、有機農業の推進状況の取り組みにつきましても、先のご質問の中で話がありました。重複してくる点がございますので、省かせていただきながら質問の内容を省かせていただきながら、特に新規の取り組みの内容があるのかどうか、この辺をちょっとお聞きしたいと思います。この 4 月から産業振興課に有機農業担当係長職を置いて、有機農業の推進になお一層力を入れていくという考えと推測をしております。国からのみどりの食料システム戦略緊急対策交付金を令和 6 年まで受けて、有機農業の推進にあたってきたものと思います。そして令和 7 年度からは、辰野町独自の資金によりまして、有機農業を進めることとなりまして、今まで以上の成果を求められることとなりました。そこで 3 年間の振り返ってということですが、先ほど事業計画に基づいた報告を、進捗状況報告をいただきましたので、そのことは省かせていただいて、次に現在の進捗状況の概要をつかむことができた中で、当初から有機農業の取り組みが町民に知られておらず、有機農業の取り組みの理解と醸成が挙げられ、いかにして町民的な一体的な取り組み

としていくのか、有機農業の広がりにつなげていくのが課題であったかと思えます。町民や内外に向けて有機農業に関する推進の情報をどのように発信していくのか、このことをふまえさらに有機農業の取り組みとして、新規の取り組みを考えていることや、すでに取り組み始めた内容があれば、お話をいただければと思います。

○産業振興課長

はい。それではお答えいたします。新規の取り組みでございますが、信州の環境に優しい農産物認証制度取得に向けた勉強会を開催しております。現在 11 の生産者が認証を取得しておりますが、さらに多くの人や品種で取得を目指し、申請費用の補助や制度の周知を進めてまいっております。また県の認証取得者に対しまして、近隣市町村での直売所での販売手数料の補助も行う予定であります。それと有機種子を巡る取り組みでございます。本年度から国内では極めて稀な国産の有機種子を栽培する会社と協力体制を築きまして、勉強会や試験圃場での講習会を実施していく予定でございます。かつて日本では 1,200 種以上あった有機種子が、現在は半数以下に減少していると言われております。在来種を未来につなぐ取り組みであり、加えて販路開拓、雇用創出、遊休荒廃地の利活用、さらには移住者増にも繋がると考えております。以上です。

○林 (2 番)

(2) の地産地消の促進と町自給率向上対策をとということでございますが、辰野町は農業の生産基盤が非常に弱く、農産物生産の町よりむしろ農産物消費の町でもあります。辰野町農業の良さを模索し、有機農業の推進によるメリットを考えていく必要があります。今、新規事業の紹介いただきまして取り組みをお聞きする中で、有機農産物の種子を辰野町で作る、町外から農業者を集めるという施策は極めて意義深いものであると考えます。農産物の辰野町ファーストではありませんが、地産地消、自給自足また管内商品の展開によって、遊休農地の減少、新規就農者の増加、食による循環経済の発展など相乗的な経済効果が見込めるものと思えます。地産地消の促進と町自給率の向上に繋がるよう期待をいたします。次に有機農業推進目的の再確認でありますけれども、有機農業推進の狙い、趣旨は、有機農業推進のまち宣言でされておりますとおり、農業将来を見据え慣行農業と調和を図りながら生産者から消費者までが一体となった環境にやさしい農産物の生産拡大に取り組み、有機農業を推進する考えであるということをもとに、辰野版として有機農業の定義は、

本来の有機栽培はもとより、環境にやさしい農産物栽培、循環栽培、自然栽培等を幅広く有機農業と捉え、安全安心な環境にやさしい農産物の拡大と消費の拡大を図り、食から健康で明るく元気な長寿の町づくりを進めていくということであるかと思えます。そして最終的には、有機栽培を含めた環境にやさしい農産物の生産により、辰野町における地産地消体制の確立と、究極はその推進によって辰野町の食料自給率の向上にあるものと考えますが、町としての所見をお聞きしたいと思います。

○産業振興課長

町の有機農業のまち宣言は、国の有機 JAS 基準の取得を求めるものではございません。これから農業を始める人や、慣行栽培から転換を考える人、環境負荷軽減栽培などより取り組みやすい形を目指しております。そのため、信州の環境にやさしい農産物認証を基準とし、地域全体で実践推進していくことを目的としております。この宣言は、生産者だけではなく消費者にも農業に関心を持っていただき、ともに地域の食と環境を支えていただきたいという思いが込められております。今後は消費者と生産者らが繋がる機会を積極的に設け、ともに学び、育て合うような取り組みを進めてまいります。有機農業は地域の自然を守り、健康で持続可能な暮らしを支える大切な手段と考えております。以上でございます。

○林（2番）

有機農業に推進する関する現状と今後の取り組みがよくわかりました。有機農業推進の意義が町民に伝わることに期待いたしまして、質問の方を終了させていただきます。以上をもちまして私からの質問を終わらせていただきます。

○議長

進行いたします。質問順位 7 番、議席 4 番、吉澤光雄議員。

【質問順位 7 番 議席 4 番 吉澤 光雄 議員】

○吉澤（4番）

それでは質問を始めさせていただきます。はじめにクマの出没対策についてです。まず出没状況の認識と対策について。全国でもクマの出没、人身被害が増えていきます。町での出没状況を過去 5 年間の推移、地域的な特徴、箕輪町との比較から出没警報基準の関係で私なりに整理してみました。はじめにこれをお伝えして町の見解を求めたいと思います。まず、出没件数の推移と特徴です。過去 5 年間の推移をグラフにしたものです。昨年、今年と急増しております。今後、昨年のペースでこれ

からクマが出るとしますと、今年度の推計値は 51 件になり急増した去年の 2 倍近くになります。そのグラフを表します。これが今年度の推計値にした過去 5 年間の推移になります。3 点目に地域的な傾向ですけれども、小野、川島、上野、鴻ノ田を除くいわば町の中南部での出沒件数、これが急増しているんです。令和 3 年から 5 年の件数に対して昨年がその 3 倍、今年は 6 倍というふうに急増しております。それをグラフに示したものが次です。このようになります。もう一点、この地域的な特徴を出沒箇所、過去 5 年間の出沒箇所を地図に図示してみました。表示します。すみません。表示してください。左側が塩尻側、右側が伊那川で、真ん中の緑の線、矢野、青い線で囲ったのが天竜川、横川川になり、下の太い黒線が国道 153、上の黒い二重線は中央道、その上は県道になります。国道 153 号線から西側の山際に出沒が集中しているのが見えると思います。少しクローズアップします。左側、北側の集中してるところはかたくりの里になります。丸い点が出沒箇所です。緑が令和 3 年、オレンジが令和 4 年、青が令和 5 年、紫が 6 年、赤が 7 年になります。紫・赤の点が増えていることも見えるかと思えます。また、国道の西側の山側ですけど、その中でも 9 箇所くらいのところに繰り返し出沒している傾向が見えると思います。結構です。これらはいずれも町中や集落の端で人身事故の危険性が高まっていると思います。このことはあとで述べますが、地域ごとの対策の重要性も示してるんじゃないかと思うわけです。クマの出沒は非常に増えている、言わずもがなですけれども、数字で見たり図面を見て改めて確認しました。2 点目、地理地形が似ている箕輪町との比較を見ました。辰野町の出沒件数は箕輪町の倍から 4 倍で推移してはいますが、今年は 10 倍です。町でのクマ対策の重要度は近隣の他の自治体よりも高いと思います。3 点目、クマ出沒警報っていうのがあります。昨年 9 月、県は初めてクマ出沒警報を出しました。上伊那等県下 5 地域に出しました。この時の上伊那のクマ出沒件数は上伊那全体で 20 件です。今年は辰野だけで既に 36 件です。県の出沒警報基準を上回る危険な状態ではないかと思うわけです。そこで最初の質問です。以上の 3 点などに照らし、これまでになく人身事故発生の可能性が高まっているという認識と、情報の発信そして対策の強化が必要だと考えますがいかがでしょうか。

○町 長

はい。本年度のクマの出沒状況につきましては、8 月末までに目撃情報、痕跡を含め 36 件と確認されておりまして、昨年度の同時期と比べまして 17 件増加しております。

ます。本年も全国的にクマの目撃件数が増加傾向にあり、本町においても例外ではございません。町といたしましては、人身被害の未然防止を第 1 に考え、目撃情報があった場合は迅速に広報することを心がけております。中央の千歳橋付近や湯舟など市街地におけるクマの出没も増えてきましたので、注意看板や監視カメラの設置をはじめ、回覧板や広報車で注意喚起や、県や町、地元関係者で行う緊急点検を実施し、現地における具体的な対策を講じてまいりました。今後につきましても、県や警察、猟友会とも連携を図り、出没状況の迅速な共有、ほたるねっと等による周知、クマ鈴やラジオなどの携帯や誘因物となる農作物や果樹等の早期収穫などの注意喚起を行い、被害防止に努めてまいります。

○吉 澤 (4 番)

町が従来対策を超えていろんな新しい取り組みをされているとは感じております。敬意を表します。ですが私こういうことを言われたんですよ。「自分のうちの庭や目の前の道にクマが歩いてるとしたら、議員さんはどう思いますか。役場の職員の方はそういうことを考えてみたことはあるんですかね」ということです。クマの話をしてははっきり言って東側の人たちは、えらそうだねっていう程度なんですけども、西側の方は出て歩いてるんですよ。その中で暮らしてる状況です。この皆さんの危機感や危険性を我がこととして、できる対策に取り組んでいくという立場で頑張っていたらと思います。そういう情報発信と一層の取り組みを求めたいと思います。2 点目です。出没情報の把握と周知方法の改善についての質問です。正確でリアルな出没情報をできるだけ早く住民に知らせることは、人身被害を防ぐために大事です。また先ほど図示に示しましたが、出没情報はクマの分析傾向の対策を立てる意味で大変重要なデータでもあります。そういう点で、今のやり方には改善の余地もあるんじゃないかということで質問します。今年 7 月 1 日千歳橋付近で川のブロックをよじ登ってガードレールを越えて民家の庭にクマが入ったケース、これが目撃者がたまたま撮ったその写真です。ブロック塀をスタスタと登って、ガードレールを越えて道を渡って民家の庭に入ったところを散歩で一緒に連れていた犬に吠えられて、河原に戻ったということです。この河原ですけれども、その後、町が専門家を招いて行った現場調査で、河原にはクマが潜んでいた跡があったというふうに報道されています。このケース、目撃されたのは 6 時 15 分から 20 分、防災無線が流れたのは 6 時半過ぎ、もうちょっと後かな。これまでの間この近くの公

園ではマレットゴルフが行われていました。散歩や畑仕事をする人が大勢いました。学校に登校を始める子どももいたわけですが、しかし、私その後近所の皆さんに聞き取りで歩かせてもらったんですけども、千歳橋近くの方を含めて、クマが出たことすら知らない方が結構多かったですよ。びっくりしましたが、どうしてかって言ったら防災無線が聞き取れなかった、ほとんど聞こえない、いつも聞こえないという方、から町のメールも確認しなかったということです。人身事故が起きかねない危険な状態じゃなかったんじゃないかと思うわけです。その点で、私は町民への呼びかけと町の対応の改善が必要じゃないかと思って質問します。まず第1点、通報は役場と警察どちらが望ましいのか、どちらでもいいのか。ここははっきりして発していただきたいです。2点目、昨日見たとか一昨日見たとか、見たけど言わなかったっていう人も結構いるんですよ。ですけどクマの目撃情報は大変貴重な情報ですし、防災上も大事ですからクマを目撃したり、痕跡を発見した場合は必ず知らせてください、できるだけ早く知らせてください。そしてその場合には通報者の名前とその方の連絡先を伝えてください。こういうメッセージを町民に呼びかけてはどうでしょうか。これが1点目の質問です。2点目、役場の対応の改善についての提案です。土曜日、日曜日、早朝でも速やかに警報を発信できるよう、役場の宿・日直者が発信できるようにできないでしょうか。現状では連絡を受けた担当職員が役場へ出勤して捜査しているんですけど、まあ本当に気が休まることはないと思うし、本当に一生懸命やってくれてるんですが、どうしても2、30分、30分はかかると思うんですよ。町中の場合それはそれが事故に繋がりがねませんので、その点、宿・日直者が発信できないかということ。3つ目、出没箇所をできるだけ詳しく広報した方がいいんじゃないか。個人宅を出したりするとプライバシーがなんて言いますが、これプライバシーじゃあない、災害級のことですから詳しく出した方がいいんじゃないかと思います。この点で県はクマ出没情報アプリを運用するって言ってます。これではもうかなり具体的なピンポイントで場所がわかるのでしょうか。とすればどうせわかるんですから、放送でも詳しい場所を出した方がいいんじゃないかと思います。まず3点目、町長さん先ほど広報車をまわしてらっしゃいましたが、町中で出た場合での広報車はまわしているのでしょうか。ぜひまわしていただきたいと思います。以上です。

○産業振興課長

はい。質問にお答えいたします。まず第 1 点のご質問ですが、クマを目撃した場合の通報先でございますが、こちらにつきましては役場または警察どちらでも構いません。町では住民ですとか警察からの情報をもとに出没情報を集約し、ほたるねっとや LINE、メールを通じて住民の皆様にご周知しております。先ほど議員おっしゃいました、昨日、一昨日という部分でございますが、数日経ったものにつきましては現状では放送はしておりません。周知はしておりませんが、この辺に関しましてはまた検討の余地があると思っておりますので、今後、課の方で検討させていただきたいと思っております。本年はクマの出没件数が非常に多い増加傾向にありまして、情報の迅速な伝達や周知も課題となっております。被害防止の観点からも住民の皆様から目撃情報が大変重要となっております。ただ、クマを目撃した場合でございますが、まずは避難等により身の安全を確保した上でお願いをしたいと思います。目撃の日時、場所、頭数、あと成獣か子熊か、これはわかっただけで構いませんがと目撃したときの状況をお知らせいただければと思っております。警察や猟友会とともに連携し、現地のパトロールなどをしてまいります。また市街地での目撃など緊急性の高い場合につきましては、防災行政無線による広報を行い、あわせて広報車による注意喚起などを行っており、多くの皆様に情報が届くようにして取り組んでおります。箇所を詳しくというお話がございましたけれども、通報される方が何々さんのお宅とか、なかなかこのピンポイントで限定した場所で通報されることが多くありません。どこどこ付近、例えばかたくりの付近、小野の津島神社の付近と付近できてしまいますので、なかなかこのピンポイントで放送するという事は難しいかなと思っておりますので、この辺もまた今後の研究課題だと思っております。夜間・休日の対応でございますが、議員おっしゃる様に確かに一刻も早くの周知は必要だと考えておりますが、夜間・休日で宿直しかいないような場合ですと、目撃された場所ですとか時間、クマの状況、これは単体でいるのか子連れているのか等、そのときの状況に応じて判断ですとか、関係各所への連絡が必要となってまいりますので、現状どおり役場産業振興課の職員が対応させていただければと思っております。以上でございます。

○吉 澤 (4 番)

広報車をまわしていただけてるちゅうということで改善でありがたいと思っております。この関係で 1 つ課題があると思っております。千歳橋の事例では、発見者から直接聞き取

りしたのは警察の方だったんですね。この方の警察が把握した詳しい情報が役場に伝わっておらず、クマは河原から上がれずに逃げたという誤った情報が流れていました。役場の記録では今も橋下の河川内というふうになってます。先ほど示した写真のとおり違うんですよ、上がってるんです。川から上がって民家の庭に入ったっていうのと、河原で上がろうとしたけど上がれなくてウロウロして帰ったつうのでは認識が全然違います。恐い食い違いだと思います。そういう点で、警察との情報共有等連携では食い違いが生じないように改めて連携をお願いしたいと思います。3点目です。地区住民のクマ出没対策への支援強化についてです。クマ出没対策としては、安心してえさが食べられる地域にしないこと、緩衝帯を整備すること、野外活動のときに音が出るものを持つことなどが勧められています。西山一帯への電気柵を設置したり、個々の圃場を囲う電気柵、あるいはクマなどが食べられないゴミステーションにしていくことなどは、先進地や町内で有効性が確認されています。今年、特に宮木、新町、北大出までクマがスイートコーンを狙って、繰り返し同じような地域に出ていることを見ればその効果は高いと思います。そして、町は現地調査も踏まえて、スイートコーンなどの栽培地には電気柵を設けてください、できれば作付けは止めてください、あるいは早く収穫してくださいなどを勧められています。これ最もなんですけども、これを勧めるためにも私には町の補助が必要じゃないかと思うわけです。つまり、個別の圃場に設置する場合でも補助制度を設けてやると、結果的にクマはここへ来たら安心して美味しいえさが食べられるっちゃうのは、餌付け、学習効果になりますから、そこが電気柵で囲われてれば食べられなかったということになります。そういうために個別圃場への電気柵の設置の補助も必要じゃないかと思います。箕輪町では今年、通学路沿いの刈り払いに対して町が補助を出したそうです。それで区が実行して、その結果今年はこの地域でクマが出ていないってことです。そこで質問です。区や住民の出没対策を支援するために、電気柵の設置や維持管理、緩衝体の刈り払い、ゴミステーションの改良などに特別交付税制度を活かした町独自の補助制度を作ってはどうか。2点目、町は町内の全小中学生にクマ鈴を配ってニュースにも取り上げられた、とてもいい取り組みだと思います。大人も必要です。大人の野外活動時の防災グッズとして町でクマ鈴を斡旋できないでしょうか。2点質問します。

○産業振興課長

クマの出没は全国的に深刻化しており、町でも民間近くでの目撃や農作物被害が相次ぎ、住民の皆様が不安が高まっております。こうした状況を踏まえまして、町有害鳥獣対策協議会では国の交付金を活用し、くくり罠の購入配布や猟友会と連携した研修会の開催、さらには山林や竹やぶの刈り払いによる緩衝帯の整備など、実効性のある対策を進めております。ご指摘のございましたとおり電気柵ですとか改良型のゴミステーションの整備というのは、クマの出没防止には有効であり、また、農作物の栽培方法の見直しや、環境整備と併せて地域ぐるみで取り組むことが重要だと感じております。町といたしましても、スイートコーンなどクマが狙いやすい農作物への対策を勧める中で、電気柵の設置や維持管理についても支援のあり方につきまして、他自治体の取り組み等を参考にしながら研究してまいりたいと思っております。特に特別交付税を活用した町独自の補助制度の創設につきましては、住民や区の主体的な取り組みを後押しできるよう、町有害鳥獣対策協議会で引き続き協議を進めてまいりたいと思っております。地域住民の安心安全を最優先に、住民や区と力を合わせながら、着実にクマの出没対策を推進してまいりたいと考えております。以上です。

○総務課長

クマ鈴の斡旋ということでお話がありましたので、私の方から回答させていただきたいと思っております。長野県警のライポリスというアプリがですねあります。こちらは犯罪者や不審者また交通事故等各種の情報をですね、タイムリーに伝達してくれるというアプリとなっております。このアプリの中にですねクマ鈴の機能というのがあります。産業振興課でも推奨しております。当課におきましてもこのダウンロードと活用をですねお勧めしているところでございます。このサイトの中でですね防犯ブザーというコンテンツがあるんですけども、その中にこのクマ鈴というものが格納されております。農作業や運動の場面において、スマートフォンさえ持っていれば、例えば立ち止まっても、しゃがんで農作業をしていても鈴の警告音がしてまいります。アプリのですねダウンロードは無料であります。スマートフォンの機能の中にですね、結局その集約ができますので、いつでも持ち歩いているということになります。また、音がですねうるさいというときはですね止めることもできます。また災害時に家の倒壊等で例えば閉じ込められてしまったときにはですね、自分の存在を知らしめるということにも活用もできますので、多くの方にこの

アプリをダウンロードしていただければと思います。ネット等 Google でですね、ライポリスということで検索をしていただきますと、それぞれダウンロードの箇所へもたどり着けますので、ぜひ活用をお願いしたいと思います。以上です。

○吉 澤 (4 番)

鳥獣対策交付金の範囲では今までの事業費しかできませんので、それでは足りないで特別交付税を使った町独自の補助制度をぜひ作っていただきたい。それから、ライポリスこれ先日私も教えてもらって初めて入れました。有効だと思いますけどスマホのない方や操作が苦手な方もいます。「おばあちゃんが朝晩、草むしりに出るのに持たせたい。私も欲しい」ちゅう声も聞きます。これやった場合には、町が費用を負担した場合に町の負担した費用の半額が特別交付税、出るはずですね。こういうこともありますので、ぜひ検討いただきたいと思います。クマ対策 4 点目、最後です。地域ごとの対策が有害鳥獣対策と一体での地域ごとの対策が必要じゃないかということです。環境省のクマ出没対応マニュアルでは、地域ぐるみでクマだけでなくイノシシ、サル・シカへの対策もあわせた総合的な鳥獣対策として取り組むことが望ましいと指摘しています。実際クマ出没対策と他の有害鳥獣対策は共通して重なります。この点で、町内の先進地に学ぶべき教訓があるんじゃないかと私、感じました。川島区、令和 3 年には年間 14 件あったクマの出没件数が去年は 4 件、今年は国道に出たのを除くと 0 件です。先進的な有害鳥獣対策が効果を上げているのではないのでしょうか。今村区、サル対策でしっかりした電気柵を山際に張り巡らしました。これで鳥獣被害を 9 割減らしたそうですけども、このところからクマは出ていません。実際にクマの出ているところを見ると、西山山麓で電柵がないところ電柵が切れているところ、そしてトウモロコシが食べられるところに繰り返して出てる傾向があります。各地域別にここに穴がある、ここに対策の必要があるという特徴があるんじゃないかと思うんです。完璧にはできないけれども今よりは対策を強化することはできると思います。そこで質問です。町が主導して、地域単位で区や住民と一緒に有害鳥獣対策とクマ対策を考えていく、そして実行していくという取り組みが必要じゃないかって。そのためには、担当課には予算と人の確保が必要じゃないかと考えますが、いかがでしょうか。

○産業振興課長

有害鳥獣対策、クマ対策を含め地域ごとの地形や植生、作付け状況、住民の活動

状況などによりまして、有効な手段が異なるため町全体の方針に加え、地域の実情に即した取り組みを進めることが重要だと考えております。議員がおっしゃった川島区におきましては、有害鳥獣対策委員会を中心に、耕地間の連携、檻の適正管理、研修・学習会の開催、猟友会との協力、被害実態調査、免許取得者の増加支援など様々な取り組みを継続的に行っており、これらの活動が被害の抑制に一定の効果を上げているものだと承知しております。町としましては、川島区の事例を参考としつつ、こうした地域に根ざした活動を広げていくための方策について研究を進めてまいります。今後も関係団体の皆様と連携し、出没の抑止や被害の軽減に繋がる実効性の高い施策を推進してまいりたいと思っております。以上です。

○吉澤（4番）

大項目 2 番目の住民検診負担額の改定の質問に移ります。先日、保健福祉推進委員として、健診料金自己負担額の改定されてることを知りました。この町民の影響があり慎重に検討する必要があると思いますので、以下質問します。1 点目、今回の負担額改定の目的と内容、影響を受ける住民の人数、町財政に与える影響額はいくらかでしょうか。お答えください。

○保健福祉課長

町では「健康づくり計画辰野 21（第 5 次）」でございますが、その基本理念としまして「自分の健康は自分の手で こつこつ取り組む健康づくり」としております。自らの健康を維持するために必要な健診については、自己負担をもって受診していただいているところでございます。そのうえで、数年来、健康自己負担額につきましては据え置きとなっております、健診料金と住民の皆様にご負担いただく自己負担額の乖離が生じていること、健診の種類によって自己負担額の割合が様々であることから、今回、健診自己負担額の改定の検討に至っております。今回の自己負担額の改定につきましては、近隣の市町村の自己負担額の状態を鑑み、また、町の各種健診の自己負担額の均衡を保つよう、おおよそ健診料金のうち 3 割の自己負担を基準として検討していただいております。影響を受ける健診の自己負担額及び対象者数としましては、令和 7 年度予算ベースで U-39 健診が 3,000 円から 1,500 円へ減額、対象者数は 70 名です。いきいき健診の巡回型健診を無料から 500 円とし対象者数は 700 名です。胃がんバリウム検診の内、35 歳から 39 歳の方の自己負担額を 200 円増額、それから 40 歳から 79 歳の方の自己負担額を 400 円増額とし、全対象者

数は 400 名です。あと大腸がん検診の自己負担額を 100 円の増額とし対象者数は 1,700 名です。子宮がん検診の自己負担額を 700 円増額とし対象者数は 400 名でございます。町の財政への影響につきましてでございますが、令和 7 年度予算ベースで、歳入につきましては胃がん検診・大腸検診につきましては、受付時に自己負担額を町が収受いたしますので、今回の自己負担額改定に伴い、収受する額が増えることに伴いまして、32 万 2,000 円の歳入額が増となります。歳出につきましては、U-39 健診、いきいき健診、子宮がん検診は、委託した健診支援事業者が受付時に自己負担額を収受します。健診事業者は健診料金から収受した自己負担額を差し引いた額を委託料として町に請求いたしますので自己負担額は増となった分だけ委託料請求額が減となりますので、52 万 5,000 円の歳出額が減となるところでございます。以上です。

○吉 澤 (4 番)

今回の改定は 1 つの健診が値下げ、4 つの健診が値上げ、影響人数は値下げが 70 人、値上げが 3,200 人、多くの町民が値上げになるわけです。そして、これの町の財政効果は合わせると 85 万円程度ということです。住民の負担額をできるだけ安くして健診を受けやすくすることは、病気の早期発見、早期治療に繋がって、町民の健康と保険会計の健全維持のためにも大事なことだと思います。住民負担が他市町村より低いのは良いこと高い方に合わせる必要はない。また委託料の 30%を目指す必要もないのではないかと私は考えます。町の胃がん、大腸がん、子宮がん、乳がん、肺がんの受診率は町の健康づくり計画の目標値に対しては、昨年度末でその半分から 3 分の 2 の水準、検診の受診率が目標の半分から 3 分の 2 の現状です。例えば大腸がん検診は、受診率 30%の目標に対して 15.3%、乳がん検診は 40%の目標に対して 20.7%、肺がんは 18%の目標に対して 10.3%。目標値は令和 12 年度の到達目標でありますし、現在の受診率についてはつかめてない受診の数字もあるので、実際これよりも高いだろうということですが、今後、受診率を高めなきゃいけないことは確かではないでしょうか。受診を増やすには、住民の負担額が低い方が良いことは確かではないでしょうか。また年間 85 万円程度の財源はほかで何とかできるのではないのでしょうか。そこで 2 点目の質問です。物価高騰で町民の暮らしが苦しい現在、また受診率を上げていくためにも、住民負担額の引き上げは避けられないのでしょうか。考えをお聞かせください。

○保健福祉課長

健診受診率につきましては「健康づくり計画辰野 21」にも掲げておりますとおり、受診率向上を目指して取り組んでいるところでございます。全国他市町村とも統一的な比較資料がございませんので、その比較っていうのは難しいところでございます。町としましては健診事業として受診率の向上のため健診受診啓発に一層取り組んでまいります。改定しますそれぞれの健診につきまして、自己負担額を下げた健診もでございます。一定の自己負担につきましてはご理解をいただき「自分の健康は自分の手でこつこつ取り組む健康づくり」を実践いただきますよう、健診の必要性につきましてこれからも広報、各種健康教室等一層力を注いでまいりたいと思っております。以上です。

○吉澤（4番）

私はぜひ引き上げを避けていただきたいと思います。3点目です。町有地・町の公共施設の雑草等の管理についてです。これは大事な仕事だと思うんです。これまでも町民の方から何件かの要望をお聞きし、町に伝えその都度対応いただいています。役場倉庫の雑草と蔦、町営住宅の公共エリアと空き部屋の雑草、樹木、町の廃棄物処理施設での雑草、学校の樹木、住宅地近くの町有地の土手などです。今年も町の資材置き場の雑草について相談を受けました。その方が言うには「以前はもっと早めに刈ってくれてたと思う。私たちはその周辺の町道や川の土手などの雑草を年何回も刈って綺麗にしてる。町は『ほかに迷惑をかけないように管理してください』と言っているわけなんだからこれでいいんでしょうか」と、このことを担当課に伝えたところ「年2回は刈っています。苦情や要望があったところは優先してやります」という返事でした。そこで疑問が生まれたわけです。宮木の中央公園、地元の中央町内がやっていますが年度6回草刈りと落ち葉処理をしています。草刈りは年2回でよいのでしょうか、公園と土手は違いますが。それから苦情が要請があればやるのではなくて、できるだけ苦情や要望を受けないような管理ができないだろうかと思ったわけです。そこで質問です。町有地、町の公共施設敷地の雑草・樹木管理の基本方針や、草刈り等の統一基準のようなものはありますか。実際には作業は誰がどのような形でやられてるのでしょうか。お答えください。

○総務課長

それでは私の方で代表してお答えさせていただきます。基本的な考え方でござい

ますけれども、公共施設や公有地は、所管する課が主体となって草刈り等環境整備を行っているところであります。おおむね空き地等になっている場合は、担当課の職員によりまして対応しております。2箇月に1回のペース、もしくは1シーズン2回から3回の作業を目安に実施しております。しかしながら、草の繁茂等によりまして対応も変える場合もあります。町内に分散している複数の箇所をですね、できるだけ1日で回りたい、もしくは複数の日にかけて回りたいということでもありますので、課の方ですね職員総出で作業するというものが一般的になっております。また頻繁にですね人の出入りが多い施設につきましても、そういった箇所、施設また箇所につきましても、役務を提供する事業者へ委託するという場合もあります。以上であります。

○吉澤（4番）

温暖化で草木の伸び方や年によって伸びる時期も違ったり、また管理を要するところは本当に多いと思いますので、難しい面はあるとは思いますが、できるだけ苦情が出る前に作業をするように改善してほしいと思うんです。役場の職員が作業するのも悪くはないんですけども、住民ニーズや業務量に比べて職員が足りない現状ですので、民間に頼めるお金を使って民間に頼める仕事は頼んで、草刈りの量を増やした方がいいんじゃないかと思うわけです。そこで質問です。作業の民間委託をもっと増やして、できるだけ苦情が出ない管理にするために、雑草・樹木管理の予算を増やすという方針を出していくことはできないでしょうか。お考えをお聞かせください。

○まちづくり政策課長

予算に関するご質問のため私の方からお答えをさせていただきます。町有地や公共施設への敷地の草刈りにつきましても、一部の箇所で対応が遅れていることから住民の方よりご指摘、ご意見をいただいているところであります。ご不便・ご心配をおかけしておりますこと、まずもってお詫びを申し上げます。町としては、限られた予算の中で、できるだけ経費を抑えつつ可能な範囲について職員での作業を優先して行っております。ただし、計画的に行えない場合や作業の効率性を考慮しますと、やむを得ず委託を検討せざるを得ない状況もあります。予算をかけて委託すれば、効率的に作業を進めることが可能となりますが、限られた財源の中で最も効果的な運用を心がけているところであります。今後はさらにスケジュール調整や作

業体制の見直しを進め、効率的な運用と適切な予算配分を模索してまいりたいと考えております。以上です。

○吉 澤（4 番）

私は草刈り等はずっと民間に有償で頼んだ方がいいと思いますがご検討ください。質問の最後 4 点目、アラパの活性化についてです。若者、子どもからお年寄りまで多くの方が利用しているアラパ、まちの魅力の 1 つ私も利用させてもらっています。行くたびに気になるのが、ジムは混んでいるんですが、最近ますます混んでます。ボルダリングはほとんど空いている、人がいない。昨年度の施設別の利用実績をもらい、ちょっと分析してみました。ちょっとグラフで表します。これは施設別の利用者で年間 4 万 4,000 人ほどの利用のうち、ジムが 66%、2 万 9,000 人、スタジオが 19%、8 万 2,000 人、ボルダリングは 6%、2,800 人等です。ボルダリングはジムの 10 分の 1 っていう状況です。今、示した利用者は町内外合わせた人数ですけども、これを町民の利用で見るとどうかということで、1 日あたりの町民の利用者数を出してみました。ジムが 1 日あたり 47 人、スタジオが 16 人、ボルダリング 3 人です。1 営業日あたりボルダリングの町民利用は 3 人ということです。最後に、ボルダリングはご承知のようにかなりの面積をとっております。施設投資もしていると思います。アラパの主な施設であるジム、スタジオ、ボルダリングのそれぞれの施設の床面積当たりの利用者を比べてみました。ジムが 121 人、スタジオが 86 人に対してボルダリングが 20 人、1 平米あたりの利用者数です。ボルダリングはジムの 6 分の 1、スタジオの 4、5 分の 1 という状況です。アラパの特徴であるボルダリングこれが利用が少ない、なかなか有効に使われてないという状況が確認できたと思います。そこで最初の質問です。ボルダリング設置の目的、利用状況は何でしょうか。そして利用状況はどのように見ておられるでしょうか。お答えください。

○学びの支援課長

アラパは平成 30 年度に「子どもたちや若者が集うウォーターパークリノベーション事業」という事業名で、子どもや若者が集い、活躍できる新たな拠点として整備を行いました。その際、東京オリンピックの追加種目として初めて採用され、日本人の競技者が世界的に活躍するなど注目を集めていたボルダリング競技施設を整備し、集客を図ったものです。施設開業当初は町直営で管理しておりましたが、令和 3 年度からは指定管理施設とし民間事業者が運用しております。コロナ禍以前は 5,000

人を超える利用者がいましたが、先ほどの議員の説明のとおり、現在は 2,000 人台にとどまっております。開設当初はインストラクターが指導しており、立ち上げの時期でもあったため多くの方に利用していただきました。その後、コロナの影響で利用者が減少しております。ちなみに昨年度のボルダリング利用者は 2,864 人、前年度比でいいますと 24%の増加となっております、徐々にですが回復の傾向にはありません。議員のご指摘のとおり、現在はアラパ内のほかの施設に比べて利用者が少ない傾向ではあります。これは近隣にボルダリング施設が増えてきていること、平成 30 年度の開設では正確な数字はつかめませんでした。3、4 施設程度県内に設置されていたものが、令和 7 年度、このところで私がネットで調べると 17 施設、山と渓谷社のホームページでボルダリング施設を紹介されていますが、これでは県内 14 施設あるというふうで紹介をされております。これだけのボルダリング施設が増えてきている、そういうことも 1 つの要因ではないかと思えますし、町内の競技人口が少ないということも 1 つあるのかなというふうに考えております。以上です。

○吉 澤 (4 番)

ボルダリングはやってみると楽しくて、多くの方ができるスポーツです。これはたつの新聞先日、フェスティバルで無料開放したときの写真ですけれども、とても賑わっています。実家に帰省してる人は小学校 4 年生と 2 年生の子どもさんの声、千葉からですけど千葉でもボルダリングができる場所は少ない、楽しいと言って親子で楽しんでいかれたそうです。私が調べた近隣のボルダリング施設、箕輪町、諏訪、松本くらいです。ですから課長さんおっしゃったように増えてはいるんですけど、まだまだ貴重なんですよ。もう 1 つ注目すべき点は、この箕輪、諏訪、松本のボルダリング場は営業日は毎日じゃないんですよ。週 4 日か 5 日、営業時間はというと夜だけとか、昼間だけとかなんですよ。まだまだメジャーなスポーツじゃないもので、経費を抑えないと成り立たないちゅうことです。その点、辰野のアラパは年間 333 日、朝 10 時から夜 10 時まで使えるわけです。そして施設は綺麗だと、何より子ども用のエリアがしっかりとあるじゃないですか、子ども用のエリアが。そういう特徴がある。これ本当にボルダリングがアラパの特徴、町の強みだし思い切った選択だったと思うけど、私は活かしていけるし活かすべきだ、活かしたいと思うんです。なぜ利用が少ないか私なりに考えると料金が高いからだと思えます。施設の割の料金です。直壁が中心でありますし、コースの変更もあまりや

られてませんしね。安くすればあれだけの施設、町民の利用が増えると思います。ですからまだ町の公共施設ですから町民にもっともっと使ってもらえるようにした方がいいと思うんです。そこで 2 点目の質問です。利用増やすために、基本料金の引き下げや気軽にチャレンジできるようなお試しの料金プラン、あるいは地元の方が有利になる回数券ですね。近い人のほうが通いやすいですから、それを作るものとして利用料を見直してこの利用を増やしていくということを検討する必要があるんじゃないかと思いますけれども、いかがでしょうか。お考えをお聞かせください。

○学びの支援課長

利用料金につきましては、近隣のボルダリング施設と比較しましても、規模の大小や料金設定の違いっていうものがありますが、他施設よりは安価な利用料となっており、指定管理者によると、これ以上の低料金での運営は難しいということでありました。このため、今後はより一層の施設の周知を図るとともに、競技人口の拡大のため、現在も受け入れております小学生の更なる受け入れを進めたいというお話でありました。更に専門業者に委託して、アラパのボルダリングのコースのレイアウト、大規模なレイアウトの変更なども検討していきたいというふうな話をしておりました。

なお、現在指定管理者内にボルダリングの指導者がいないということに加えて、事業者として依頼できそうな指導者もいないため、今のところ講習会などの予定はないということだそうです。以上です。

○吉 澤 (4 番)

仮に料金を半分にしても利用が 3 倍になったら収入が増えて町の持ち出しは減りますよね。そういう可能性が大いに私はあると思ってるんです。公共施設使ってもらってなんぼですから。使わなくても劣化していきますし時代に合いませんから、使ってもらうためには私は料金の見直しが必要じゃないかと思います。もう 1 点はですね、ジムはそろそろパンパンだという話を聞くんですよ。特に平日の夕方、夜の時間は本当にいっぱいです。あの皆さんにボルダリングの魅力に触れてもらって、ボルダリングにもトレーニングできる、ボルダリングもなかなか楽しいね、ジムは言えばトレーニングですね、一人ひとり寡黙にやる。ボルダリングはそれこそ声をかけあったり、教え合ったりそういうことができるゲームでもありますので別の楽しみがあるんですよ。そうすれば、今ジムに来てる人たちがボルダリングに向かっ

てその利用も増えると、そしてアラパがもっと町民、地域住民の健康づくりの場になっていくという可能性が開けるんじゃないかと思いますので、ぜひ検討いただきたいと私は思います。以上を持ちまして私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長

お諮りいたします。本日の会議はこれにて延会としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

ご異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会といたします。長時間大変ご苦労様でした。

9. 延会の時期

9月8日 午後4時50分 延会

令和7年第7回辰野町議会定例会会議録(9日目)

1. 開会場所 辰野町議事堂
2. 開会年月日 令和7年9月9日 午前9時30分
3. 議員総数 14名
4. 出席議員数 14名
- | | | | |
|-----|------|-----|-------|
| 1番 | 樋口博美 | 2番 | 林政美 |
| 3番 | 牛丸圭也 | 4番 | 吉澤光雄 |
| 5番 | 古村幹夫 | 6番 | 松澤千代子 |
| 7番 | 栗林俊彦 | 8番 | 高木智香 |
| 9番 | 小澤睦美 | 10番 | 本田光陽 |
| 11番 | 向山光 | 12番 | 小林テル子 |
| 13番 | 津谷彰 | 14番 | 舟橋秀仁 |

5. 地方自治法第121条により出席した者

- | | | | |
|-----------|-------|-------------|-------|
| 町長 | 武居保男 | 副町長 | 山田勝己 |
| 教育長 | 宮澤和徳 | 総務課長 | 三浦秀治 |
| まちづくり政策課長 | 高津稔 | DX・地方創生担当課長 | 赤羽謙一 |
| 住民税務課長 | 桑原高広 | 保健福祉課長 | 矢島秀教 |
| 子育て応援課長 | 高倉健一郎 | 産業振興課長 | 丸山貴之 |
| 商工観光担当課長 | 菅沼隆之 | 建設水道課長 | 熊谷健司 |
| 会計管理者 | 上島淑恵 | 学校支援課長 | 竹村智博 |
| 学びの支援課長 | 福島永 | 辰野病院事務長 | 桑原さゆり |

6. 地方自治法第123条第1項の規定による書記

- | | |
|-----------|------|
| 議会事務局長 | 菅沼由紀 |
| 議会事務局庶務係長 | 原梢 |

7. 地方自治法第123条第2項の規定による署名議員

- | | | |
|----|-----|------|
| 議席 | 第7番 | 栗林俊彦 |
| 議席 | 第8番 | 高木智香 |

8. 会議の顛末

○議会事務局長

ご起立願います。（一同起立）礼。（一同礼）

○議長

皆さん、おはようございます。傍聴の皆さまにおかれましては、早朝よりご来場いただきまして誠にありがとうございます。定足数に達しておりますので、第7回定例会、第9日目の会議は成立いたしました。欠席の届け出ですが中村代表監査委員より欠席届が提出されておりますので報告いたします。直ちに本日の会議を開きます。日程第1、一般質問であります。8日に引き続き、一般質問を許可してまいります。質問順位8番、議席6番、松澤千代子議員。

【質問順位8番 議席6番 松澤千代子 議員】

○松澤（6番）

おはようございます。早速ですが、通告に従いまして質問をさせていただきます。町民からの町長への声として置かれているポストについてお伺いいたします。町民の皆さんの中に折に寄せて行政に対し、「こうだったらもっといいのに」「こうして欲しいのに」という希望や要望が胸の中にあるとき、そしてそれを伝えるすべがないと思うとき、思い浮かぶのは町長への声、昔で言うなら目安箱、直訴です。憤懣やるかたないときも、思い浮かぶは町長の声、町長への声です。町民の皆さんが町政や行政を真剣に考え、心に留め置いてくださっている証拠だと思います。それはご存知のように町民ホールに設置されております。まずはその要望が町長に届いているのか、町長は目を通してくださっているのか、その内容についてどのようにお考えか、件数はどのくらいあるのかといったような現状をお伺いしたいと思えます。

○町長

おはようございます。役場1階、町民ホールに設置してあります「町長への声」ポストの投稿につきましては、投稿があれば必ず私も目を通しております。平日、毎日職員が回収しております。内容を確認し所管する課へ情報を共有し住所やお名前の記載があれば、回答を作成して担当課を通じて郵送しております。無記名の場合は、ご意見のみ頂戴する形となっております。「町長への声」には令和6年度に19件、令和7年度は8月末現在で6件の投稿がございました。以上です。

○松澤（6番）

無記名のときには返事をしないということ、はい、そういうことがわかってい

らっしゃるかっていうことです。皆さんがそれを知らないんじゃないかっていうふうに思いました。ご意見をお寄せいただけるということは、皆さんがそれだけ真剣に向き合ってくださいというところに相違ありませんので、誠にありがたいことです。実は先頃行った羽場のタウンミーティングでは「返信がないため町側から公開されないと自分が出した意見を、どう受け取ってくれているのかわからない」とのご意見が出されました。また、私個人のところへも寄せられたご意見では「町長が本当に読んでくれているのか疑問だ」ということなのです。このような疑問を持たれるのは、ご自分の意見に対し、改革や変化がないからではないのでしょうか。もし置かれている用紙に返信先が記述されていたとしたら、返信は出ているということですね。はい。その用紙に名前を書くところがないってようなことじゃないかと思います。その町長からの回答をもし公開できるとしたら、またできないとしたら、そのあたり近隣市町村の状況と合わせて、町のお考えをお聞かせください。

○総務課長

現在「町長への声」につきましては、住所、氏名等の記載を書く欄は特に設けてなくてですね、ご意見のみを自由に記載できるような形となっております。今回のこのお声を受けまして、今後の対策としましては、「町長の声」ポストに備え付けてあります用紙に住所、氏名そして町からの回答希望の有無等の欄をですね設けて、回答希望の方に回答をしたいと考えております。今回のご質問を受けて、いわゆるご意見箱の運用について、近隣市町村にアンケート調査を行ったところ、投稿された内容をですねホームページで公開している上伊那の市町村は3団体ということで、少ない状況がわかりました。その理由としましては個人的な内容が多く、公開するに値しないものが多いことが挙げられております。また公開の可否を確認した上で、建設的なご意見、アイデアを実現したものなどを例示として、ホームページ等に公開しているという市町村もございました。辰野町の町長の声ポストに投稿されたものの中にも、町政に対する要望のほかに、真偽不明な情報提供、また職員やですね特定個人に対する誹謗中傷といったものもございます。近隣市町村の事例をですね参考にしながら、記載欄にですね合わせて投稿者に公開の可否を確認した上で、ホームページに公開するものを合わせて、投稿者が例えば公開を希望したとしても、内容から公開に適さないと考えられる場合はですね、町の方で判断さ

せていただいて公開しないというふうにさせていただきたいと思います。今後ですね公開をですね、前向きに考えていきたいと思っております。以上であります。

○松 澤 (6 番)

近隣の市町村でも公開しているところは少ないということよくわかりました。個人情報保護とか、それからあまりにも個人的なものとかいう感じのものは、やはり伏せておいた方がいいかなというふうには思いますし、公開の可否を町で判断するというのは正しいことだと思います。そのように用紙は変更していただくということですので、ぜひそのようにお願いしたいと思います。そういうことを少しでも公開できるような方向に進めていくということが、行政の透明性を高めそして町民への信頼を深めていくっていうことに繋がっていくと思いますので、ぜひこの検討した結果を実行していただきたいと思います。ありがとうございます。次の質問に入らせていただきます。荒神山マレットゴルフ場の整備についてです。マレットゴルフを楽しむ年齢層が高くなってきていることから、ゴルフ場内の整備作業に苦慮しているという話です。20 数年前は地区や職場、年金友の会といった金融機関のチームなどたくさんありまして、マレット競技の人口はかなりのものでした。あちらこちらにマレット場が作られ盛んに行われました。特に荒神山のマレット場は、町が造成してくださったものですから無料で使用でき、とてもありがたい屋外スポーツの場です。荒神山のマレット場は無料ですしそのように無料ですし、地形的にも誰でもがどこからでも自由に出入りできるというマレット場です。その環境整備を当初 120 名から 130 名加入していた、辰野町マレットゴルフ協会というチームにお願いしていたのですが、高齢化が進み、今では会員も 16 名ほどに減り解散を余儀なくされているため、環境整備が困難になってきてしまいました。しかし、町の中にはマレットのチームがまだ 10 以上存在して、少なくなったとはいえマレット人口は健在です。このような状況をどう捉えておいでなのか、お伺いしたいと思います。

○学びの支援課長

マレットゴルフ愛好者につきましては、マレットゴルフコースを無料開放していることから、正確な利用者数は把握はしておりませんが、競技団体としては、14 団体に利用していただいているということは承知をしております。先ほど議員さんからもお話があったとおり、このうちのスポーツ協会に所属しておりますマレッ

トゴルフ協会さんにつきましては、高齢化によって会員数がだいぶ減少しているということで、協会の維持自身が難しくなっていることから、このマレットゴルフ協会中心となって、関係競技団体と組織の再編成について協議を行っているということとは伺っております。

○松 澤 (6 番)

はい。再編成をしているとは伺っております。マレットチームのメンバーの皆さんが悩んでいるこの環境整備の問題について、町にお願いするということは可能でしょうか。

○学びの支援課長

マレットゴルフ協会の皆さんには、これまで利用者が気持ち良くプレーできるように、きめ細やかにコースの整備をしていただいております。感謝をしているところであります。今年の 7 月にマレットゴルフ協会さんから、会員の減少に伴いこれまで実施してしていたマレットゴルフコースの整備が難しくなってきたとの相談がありました。それまではマレットゴルフ協会の会員さんのみで整備を行っていたところを、今年度から 14 団体でこのコースを 4 ブロックに分けて、それぞれが担当して整備をするというような工夫もしているというようなお話も伺っているところです。競技人口が減少傾向にあるとはいいいましても、個人的にプレーされてる方も加えれば、一定数の利用者がいるというふうに考えられますので、コース自体の維持はしたいというふうに考えております。このため、現在、協会の役員さんと協議を実施しまして、今後の整備方法につきまして話し合いを持っているところですが、コース周辺の草刈りにつきましては、教育委員会、学びの支援課の公園管理係の方で実施できないかなということで検討しているところです。以上です。

○松 澤 (6 番)

この整備についてご自分の体力や体調など、やりたくてもできない状況にある高齢者にとっては、歯がゆさと同時に悲痛な叫びとなっております。チームによっては自分の地区のマレット場の整備だけで手一杯というところもあります。整備を担当しなくてはならないのなら、自分たちのチームは人数も少ないし、荒神山には少し遠いし、荒神山マレット場はもう利用しないと抜けてしまうチームもあつたりします。そのために、高齢者の健康保持ができなくなってしまうとしたなら、元も子もなくなってしまうのではないのでしょうか。高齢者の健康維持のためだった

としたら、整備は町が受け持ってくださいっても問題ないのではないかと考えます。たとえその解決策がシルバーさんの手を煩わせる結果となっても、心の健康である仲間とともに楽しい時間を過ごすことのできるマレット競技です。様々な難題を考慮していただいた上で、屋外スポーツの存続にご尽力いただきたいと思います。これに対する返答は、まだ町と協会との話し合いが進んでいるその途上であるということから不要ですが、何とか考えていただきたいと思います。以上で、この質問を終わりにさせていただきます。次に、下田踏切の拡幅が完成し本当に良かったと思います。先日、私もあの道を樋口方面から通ってみました。午後 2 時ごろでしたが、通行車両の多さと中でもトラックの多さに驚きました。便利になったのだとつくづく実感いたしました。そこへ小学校低学年らしき男子児童が自転車で、新しくできた歩道を通過していきましたが、私は危ないと思いました。その歩道はそこで途切れており、外側線は羽場駅に向かって、それも途中で途切れているのです。そこは通学路です。通学路は現在、今まで工事中だったということもありまして、近隣の方のご厚意によりまして私有地を通学路として使わせていただいているようです。現在は、そのためこの歩道の使用頻度は高くないのかもしれませんが、先日のように長期休業などで子どもたちの交流が活発になれば、他地区の子どもたちも利用することになります。この危険事項については羽場にお住まいの方も同意見だとおっしゃっておいででした。母の目から見れば、このままでは危険と隣り合わせだと思うのです。いかがお考えでしょうか。

○建設水道課長

県道与地辰野線下田踏切拡幅工事は、踏切の拡幅工事が主なものでありました。以前、改良前の踏切は 1 車線であったことから、羽場駅方面からの車両は踏切のすぐ横の町道から踏切内に進入することができましたが、改良後の踏切につきましては、2 車線で両側に歩道が設置されたことにより、町道の取り付けにつきましては、安全に県道に進入できるように、踏切から離れた位置となっております。また、あくまでも踏切改良工事のため、現道町道との擦り付けについても、長野県の買収事業用地内で町道に擦り付けなければならないことから、現在の S 字形態となっております。そのため、安全対策としてエンジのカラーペイントや歩行者注意表示、カーブミラーを設置しております。議員ご指摘の羽場駅方面には、今回の施工内におきまして、外側線を設置してありますが、その先、外側線が途切れてしまった箇

所がありますので、車道と路肩がわかるように、外側線の設置をしたいと考えております。以上です。

○松 澤 (6 番)

はい。外側線を作ってくださいということで、ありがたいことだと思います。ひとつお聞きしてもいいでしょうか。エンジのカラーペイントっていうのは、どんな意味があるのか教えていただいてもよろしいですか。

○建設水道課長

はい。現地に設置してあるエンジのカラーペイントにつきましては、あくまでも車両の誘導線ということで、車両が中心線よりはみ出さないように優先するようにペイントで表示しております。以上です。

○松 澤 (6 番)

中心線より離さないようにっていうことですね。なるべく内側を通るっていうことですか。そうではなく、外側を通る。はい。

○建設水道課長

外側を通るという意味でございます。以上です。

○松 澤 (6 番)

外側を通るということになると、どちらかというと歩道側を通るということですよ。もっと危ないかなあっていうふうに考えてしまいます。それなので、ぜひとも外の外側線っていうんですか、路肩をはっきりさせておいていただければありがたいと思います。よろしくお願ひしたいと思います。次の質問です。そもそも道路は外側線なり路側帯なり、車道、歩道ははっきりと見た目だけでわかるように分けなくてはなりません。大人の理解と子どもの理解は別物ですので、ぜひとも子どもにとって目だけでわかるようにしていただきたいと思います。先ほどのその路側帯も同じです。また路側帯がはっきりわかるように、草刈りなどもお願ひしたいです。例えば、小さな木、小さな植物が道端に芽を出して、歩道を阻んでいると歩行者は避けて通るのにわずかでも回り道をするため車道に出て歩きます。今時は草が伸びて、路側帯に被さって白線が見えないところもあります。樹木が大きくなって枝が歩道やいろんなところを遮っている場合も同様です。草取り、枝払い等の環境整備は、きめ細かな見回りをぜひその PTA 役員にお願いしていただきたい。そして特にその通学路については、その場所がもしも JR の敷地だったとしたらどうなのか

ということをお伺いしたいと思います。

○建設水道課長

議員のご質問の JR の敷地につきましては、JR 敷地であれば JR の方へお願いをしていきたいと思っております。なお現在、ご指摘の場所につきましては、道路敷きというふうに考えております。道路敷きにつきましては、現在羽場駅周辺につきましては、地元の皆さんで環境整備等を取り行っていただいておりますので、引き続き地元の皆様に整備をお願いしていきたいというふうに考えております。以上です。

○松 澤 (6 番)

先ほど申し上げました下田踏切のあたりは JR の敷地になるのかなっていうふうに思っておりましたが、それは区の皆さんにお願いできるということですので、ぜひ子どもたちが安全に通学路を通れるように、一応まだそこが通学路になっているわけですから、通学路を確保していただくということをお願いしたいと思っております。続きまして企業誘致についてお伺いいたします。これもまた羽場のタウンミーティングで出されたご意見ですが、あらゆる分野で前向きに町自体が進展していくような意気込みが欲しいということなのです。意気込みが感じられないということに尽きます。令和元年の 12 月議会で私は子どもたちの故郷での就職のために、夢や希望が持てる企業そして学生への対応について質問いたしました。様々な企業に誘致のお声がけをされていらっしゃるのか、1 社でも 2 社でも新たな企業が増加しているのか、現在どのようなのか、そのあたりをお伺いしたいと思っております。お願いいたします。

○商工観光担当課長

前向きな姿勢が、企業誘致の面から感じられないというご指摘をいただいたということで、もっと頑張らなければいけないと反省しているところであります。町には現在のところ、工業団地のような、商工業用地として確保している場所が新町の工業団地しかありません。ここも長年、工場として進出してもらえる企業をそれぞれ何社も誘致してきましたけれども、ここでようやく町内の企業に将来の工場増築用地として進出してもらえることが、具体的な話としてまとまってきました。ただし、企業名などはもう少し伏せておく、もう少し様々な事情で伏せておかなければならないものですから、企業誘致をしているということが住民の方にもしかしたら見えづらいのかなという要因の 1 つであるとも思います。先ほど 1 社でも 2 社でも

というお話がありましたが、伊北インターチェンジの近くにオリンパスさんと扶桑化学さんを誘致することができました。両社とも町内の工場から社屋を増築するという格好になり、今まで通り町内で活躍をしてもらっております。新たな企業を誘致することも大切だと思いますが、限られた土地でありますので、町内の企業を優先に希望をかなえ、希望に応えられるような体制をとっていきたいと思います。以上です。

○松 澤 (6 番)

ありがたいことです。1つ決まって新しく会社ができる。なんかすごく嬉しいです。皆さんにお伝えしたい気持ちでいっぱいです。そうやってね一生懸命やったださっていることが伝わらない、何年もかかる1つのことに何年もかかるってということがはっきりわかりまして、この一般質問でさせていただいたことが皆さんに伝わればいいなっていうふうに思います。ものづくりは辰野町のお家芸です。レンズで発展した町です。先頃、岡谷市で行われた工業メッセを今年も拝見させていただきにまいりました。想像を絶する方向で世界一という、世界に進出している辰野町の企業の現実の姿もを見せていただいまいりました。そして、その経緯や、日夜立ち止まることなくされておいでのご努力を伺ってまいりました。すごい、感動ものです。そのような素晴らしい企業が地元が存在することは、同じ町民として誇りです。でも、企業の努力だけでは希望が見えにくいのも現実です。産業が繁栄していくこと、そして住民の生活が豊かになることを望んでおりますが、町長にお伺いしたいのは、町が描く未来の商工業の姿です。町としてのお考えをお聞かせいただきたい。そして私の希望は、町内の産業が繁栄して町が栄えて、人々の生活が豊かになっていくことです。それで企業が増えて、商工業が発展していくことなので、その根底にあるものは安定して安心できる豊かな財政だと思っています。財政があらゆる分野での基本です。町としてはどうしたら町全体が優良企業となって法人税が増えていくのかを試算していただければありがたいなと思っています。町長の考えなどをお聞かせください。

○町 長

はい。私も諏訪工業メッセにお邪魔しまして、辰野の企業を中心にお話を伺ってまいりました。議員おっしゃるとおりですね、会場は熱気であふれておりまして、辰野町から出展されている企業は、皆さん元気いっぱい自社の製品の優れている

ところを PR されておりました。特に松澤町議にすごい感動ものと言わしめた企業の社長さんも、おそらくあの方ではないかと 1 人、2 人、想像するところもあります。私は未来の辰野町の商工業には、そこで働く人すべてが楽しく働きがい、生きがいを持って仕事に打ち込める姿であってほしいと願っています。そんな働く姿こそが、若者に夢や希望を与え、この企業で働きたいと思わせることはできるのだと思います。辰野で活躍してもらっているすべての企業を応援させてもらう意味でも、企業訪問も続けてまいりたいと思っております。議員ご質問の法人税等については、課長の方からお答えさせていただきます。

○商工観光担当課長

企業が法人税を納めてるということは、利益を出しているということでありすけれども、利益を出すというのはとても大変なことであります。目標は売上を伸ばすこと、コストを下げることになりますが、どちらも昨今の人手不足や物価高騰などがあり、また現在ではトランプ関税など海外情勢の不安定さによる影響がとても大きい状況にあります。町では、企業相談員を配置し、こまめに町内企業を訪問しながら相談に対応しています。また、長野県や近隣市町村との情報交換をする中で、引き続き企業を応援できるような施策を考えたいと思いますので、そんなことでよろしく願います。以上です。

○松 澤 (6 番)

きめ細かな訪問で各事業所を回っていらっしゃるの十分承知しておりますし、それが企業を留めておくそして留めておきながら発展していく、それ町が応援してくれてるんだっていうことを企業にわかっていただく、それが一番大切なことなんじゃないかっていうふうに思っております。ただ私とすると子どもたちが学業を終えて、そしてここへ戻ってきて就職する。そのときにこの町内に子どもたちの希望するようなそういう企業がたくさんあったら選べていいなっていうふうに思っております。ですので、できるだけいろんな企業を呼び込んでいただいて、企業から発展していく町であってほしい。もちろん農業もそうなんですけれども、企業は子どもたちが卒業してすぐ就職したりするのに、便利なところで一般的な企業ですので、ぜひそんな形で反映させていってほしいなというふうに思います。町長がおっしゃられた、働きがいがある楽しく働くそのようなことをおっしゃっていただきましたが、子どもたちの夢、どんな夢があって、そしてこの職業に就きたいんだって

というようなところも、町の方で調査していただいて、たくさんの企業に少しでも来ていただけるようにしていただき、全部が全部大きな企業じゃなくてもいいと思うんです。小さな企業でも、子どもたちが自分が勉強してきたことをここで活かせるっていうような企業だったらいいと思うんです。なので、そんなようなことも考えながら、いろんな企業を集めていただきたい、そんなふうに思っています。そして私の気持ちとしては、企業誘致ができて、そしてたくさん子どもたちが帰ってきて、そして良い社会ができつつあるなら、次は宅地の造成をお願いしたいなっていうふうに思っております。次の質問にいきたいと思います。パークホテルについてお伺いします。たくさんの方が聞こえてきます。まずは環境整備のこと、挿花のこと、黒い家具のこと、売店のこと、辰野町としての土産物のこと、料理のメニューのことなどです。このようなことは、先日行われた8月19日に行われた女団連との町政懇談会以外にも、町民の声として届いているのでしょうか、お伺いしたいと思います。

○まちづくり政策課長

議員ご指摘のようなご意見、ご要望、苦情等につきましては、先日の女性団体連絡協議会の町政懇談会の席でもご意見をいただいているところでありますが、そのほかにも届いております。町といたしましては、利用者の皆様からいただいたご意見などは、今後のサービス向上のために、真摯に受け止め、責任を持って指定管理業者にお伝えし、今後活かしてまいりたいと考えております。しかしながら、すべてのご意見等に対して、例えば改修工事などの即時に対応できないものもあり、内容に応じて調査や関係部署との協議、改善策の検討など一定の時間を要する場合もございますので、ご理解のほどをよろしく願いいたします。料理、料理メニューにつきましては、日々工夫と改善に努めていただいているところでありますが、今月6日、3日前になりますけれどもランチメニューが一新しまして、和定食のラインナップにリニューアルしたところでございます。ぜひ皆さんもお出かけいただけたら幸いです。地域の皆様にもっと気軽にご利用いただきご満足いただけるよう、指定管理業者と連携しながら、より良いサービス提供に努めてまいりたいと思います。また、利用者の利便性の向上を図るため、自動精算機と客室の鍵をカードキーにしまして、お客様がスムーズにチェックインでき、ホテルスタッフは接客に注力することができるようになりました。インターネットを使った旅行の予約

サービスの口コミにおいてもですね、評価の方が上がり好評を得ているところでもあります。今後も皆様からの声を真摯に受け止め、より良いサービス提供に努めてまいります。ご要望やご意見等ございましたらお聞かせいただけますと幸いです。以上です。

○松 澤 (6 番)

改革に取り組んでくださっているということで少し安心しております。たくさんのいろいろなことをあちこちから聞きました。そして女性としての声というのは、やはり何か特別感のあるところであってほしい。ホテルですので、少し特別感のあるところ、それで食事の方も少し特別感があって、そして季節感があってということ望んでおります。美しい盛り付けであったり、そしてそこに季節感が漂っている。エントランスの挿花も、やはりサクラとキクとヒマワリが一緒になったそういう挿花ではなくて、春には桜、春らしく、夏には夏らしく秋には秋らしくという、そういう特別感を求めています。そんなふうに変革していただければありがたいと思います。さて次の質問です。ホテル業は初めてということで、フードアーキテクトラボ、当初は心配する声もありましたが、その時の説明ではホテル業に携わったことのある経験者の採用により大丈夫ということでした。ホテル業としてのおもてなしという根幹について、意識不足も感じておりますが町はホテル業、ホテル機能についての方針を把握されていらっしゃるのでしょうか。

○まちづくり政策課長

ご指摘いただきましたおもてなしの根幹についての意識については、私たちも重要なポイントと認識しております。指定管理施設としてのホテル運営において、地域の特性やお客様の期待に応える質の高いサービスを、提供することを基本方針としております。ホテル業におけるおもてなしとは、お客様に対して心地良さと満足感を提供することが基本だと考えております。、具体的には丁寧な接客態度、清潔で快適な環境の提供、細やかな気配りなどを心がけることで、おもてなしの精神を実現しお客様にとって忘れられない滞在となるのではと思います。しかしながら、対応やサービスにおいて、おもてなしの精神が十分に伝わっていないと感じられる場面があったことについては、ご指摘を真摯に受け止め今後の改善に向けて、町と指定管理業者が一体となって取り組む必要があると認識しております。今後は、指定管理業者の運営状況を継続的に把握し、必要に応じて改善指導を行うことで、皆

様にご満足いただけるサービスの実現を目指し、引き続き住民の皆様や関係者のご意見を踏まえながら、適切な管理運営に努めてまいりたいと考えております。以上です。

○松 澤 (6 番)

次に、指定管理という立場の町は、話し合いやご指導はどの程度でどのように行われているのかをお伺いしたいと思います。

○まちづくり政策課長

町と指定管理業者との間で定期的な連絡・調整を行っております。具体的には、月に一度の定期会議を開催し、運営状況や課題について協議しております。また、必要に応じて随時報告を受けており、状況の把握と適切な指導、支援を行っているところであります。これにより、町の方針や要望を的確に伝え、円滑な運営を図る体制を整えております。しかし、これまでの運用においては、連絡や指導の頻度や内容について、十分に徹底できてなかった部分もございました。今後は、より密な連携と適切な指導を行うため、会議内容や頻度の見直し、報告体制の強化を進めてまいります。具体的には、定期会議の内容充実や、必要に応じた臨時会議の開催、報告の質の向上に努めてまいりたいと考えております。以上です。

○松 澤 (6 番)

月に一度でこの程度だったんだなっていうふうに思います。それでももう少し増やしていただくとか、それから現場の方たちのご意見も聞くとか、その辺りもちょっと手を出して、何とか私たちにとって町の施設ですよ、どちらかという町民の保養施設としての役割もあると思うんです。それからあとホテルとして観光業に貢献する役割、そのあたりもあると思うんです。そのあたりをホテル側とそして町との意見交換、そしてそこに何か生まれるものがあるんだったら、新しい企画とか何か考えていただきたいなというふうに思います。私たちにとってパークホテルは身近な施設です。確かに特別感のあるのを望む施設ですけれども、でも女性にとってはそこが気安く使えるお喋りどころであったり、みんなが集まれるところであったり、みんなで話し合えるようなところであってほしいと願っております。ちょっとなんていうかな、個人的なことですけど、もしね、女の人がそういうところに集まるとしたら、そしたらなんかコーヒーと紅茶、ケーキってふうと思うんです。実はね、女団連で会合があった後「今日からケーキが出てくるっていうわけ

だから、じゃあみんなで行こうよ」っていう感じで伺いました。10人くらいで伺ったんですけれど、結局その日はその日からケーキが出るって聞いてたんですけれど、ケーキは出ませんでした。なかったんです。何だろうな、あのスピーチは何だったんだろうっていうふうに思ったんです。そんなこともあったりして、やっぱり女の人って楽しみたい、楽しむときにはちょっとなんていうかな特別感で楽しみたい、そんな気持ちがあります。ですので、例えば、茶道で言ったら喫茶去、喫茶去は仏教用語ですけども、今で言えば茶道ではゆっくりお茶を飲んでいってくださいっていう意味合いです。そんな場所が欲しいと思っているんです。例えば和風だったらお抹茶で主菓子、それも季節によって変えてくる、毎月毎月変えてくる。そんなアイデアとか、それから洋風だったら、アフタヌーンティーにちょっとしてみるとか、ちょっとそんなようなことも考えていただいて、新しいことを考えていただいて、お客さんが何を望んでいるかっていうことを考えていただいて、そして運営の筋に持って行っていただきたい、そんなふうに思います。体制がどうだったか今、9月3日から新しいメニューが出て、和風和定食でランチができる、ランチは大好きです、女性は大好きです。それで、それが特別感があるかどうかというところに行ってしまうんですね。そこへ飛びついてみんなが行きたいか「ああ良かった、みんなでもた行こう」そういうふうになっていかなければ続かないと思うんです。ですから考えて考えて新しい企画を出して、そして続けて行ってほしいというふうに思います。それからホテルのね泊まり客もホテルの夕食後、ご飯を食べて夕飯を食べた後のこの時間っていうのは、お土産物を物色する時間なんですね。だからお土産物をみんなケースの中みんなしまっていてある、そんなに大事なものでいう感じのところではなくて、できれば物色して歩いて楽しめるところ、そこも楽しめるエリアなんです。そういうふうに考えていただく。例えば朝取り野菜の朝市をしてみるとか、何かそういうたくさんの方のいろんなことを考えて、そしてパークホテルを盛り上げて行ってほしいと思います。私だったら、和風のお抹茶と主菓子のその喫茶去を望みますけれども、そして1月だったら花びら餅、5月だったら柏餅、そんなような楽しい場面に、楽しいところにしていただきたい。エントランスが自動ドアが開くと同時にエントランスが賑わっていて楽しい雰囲気がある、ウキウキする、ワクワクする、そんなところにしていただきたいと思います。長々とお喋りしました。はい。私の質問以上で終了いたします。ありがとうございました。

○議長

進行いたします。質問順位 9 番、議席 3 番、牛丸圭也議員。

【質問順位 9 番 議席 3 番 牛丸 圭也 議員】

○牛丸 (3 番)

私が 6 月定例会の一般質問で取り上げ、議会だよりに写真を掲載いたしました松本市の災害協力井戸について、個人的に松本市役所の危機管理部危機管理課にお話を伺いに行きました。ご担当の方のお話によると、能登半島震災で生活用水に井戸水が有用だったという情報がきっかけだったそうです。実施内容は、条例の改定等をせず井戸の登録と松本市オフィシャルサイトでの公開、登録した井戸に設置するプレートの発行とのことでした。かかった経費は、ほぼプレートの制作料金のみだそうです。さらに市役所の駐車場、松本城側の出入口付近に公園スペースがありまして、そこに災害用の井戸として現在でも使用可能な手押し式ポンプの維持が設置されており、私も動かしてみたんですが常日頃子どもたちの遊ぶ姿が見られるそうです。それでは、事前通告に従い、私の一般質問を始めさせていただきます。まず、保育園のエアコン設置状況についてお尋ねいたします。現在も残暑が続いておりますが、今年の夏は記録と記憶に残る酷暑です。記憶は気温の高い日が続き、熱中症が社会問題となっています。最高気温がおおむね 35 度以上になることが予想される場合に発表される、熱中症警戒アラートを様々なメディアで頻繁に目撃しました。内容は、熱中症の危険が特に高くなります。特に外出時や屋外での作業時、高齢者、乳幼児、体調の優れない方がおられるご家庭などにおいては、水分をこまめに補給し、大量に汗をかいた場合は塩分も補給する、カーテンで陽を遮る、冷房を適切に維持をし室温に留意するなど、熱中症に対して十分な対策をとってくださいといった内容になっております。さて、学校におきましては、夏場の熱中症を予防するとともに、生徒や教員が快適に過ごせる施設環境を維持するために、空調設備を用いた温度管理が求められます。文部科学省では、公立学校のエアコン設置については、様々な予算措置により進めており、2014 年 9 月 30 日現在で公立小中学校等の冷房設置率は、普通教室で 99.1%、特別教室で 68.7%、体育館等で 22.1%だそうです。今後は特別教室や体育館の設置率を上がっていくことが予想されます。さて、保育園を所管する省庁はこども家庭庁ですが、公立保育園へのエアコン設置については、国や県からの補助がなく自治体の独自予算で賄わなければなりません。しか

し、補助金の有る無しや所轄官庁の違いに関わらず、学校や保育園で児童生徒や職員が快適に過ごせる環境設備を維持する必要があることに変わりはありません。そこで質問です。町内保育園のエアコン設置状況についてご答弁願います。

○子育て応援課長

保育園におきましては、各クラス及び給食室にはすべてエアコンを設置しており、子どもたちが快適に過ごせる環境を確保しておりますが、遊戯室につきましては、羽北保育園を除き、いずれの園にも設置されていない状況でございます。以上です。

○牛丸(3番)

町予算による町内保育園のエアコン設置状況は、今、ご答弁いただいたとおりだと思います。小野保育園、中央保育園、平出保育園、新町保育園、東部保育園の保育室と給食室にはエアコンが設置済み、遊戯室においては羽北保育園のみの設置済みということ、今、答弁いただきました。中央保育園では見積もりを取っているというお話を耳に届いており、設置整備をしていることかと思われま。この質問でエアコンの設置状況に施設による差があることがわかりました。真夏の日中、外での遊びやエアコンのない遊戯室での遊びが困難であろうことは想像に難くありません。炎天下では運動会の練習も子どもたちの身体に大きな負担になることでしょう。そこで質問です。エアコンのない遊戯室へのエアコン設置の検討は、町のお考えをご答弁願います。

○町長

はい。議員からご指摘いただいている遊戯室のエアコン設置につきましては、近年の猛暑の影響により、子どもたちの屋外での遊びが制限されることが多くなっていること、室内で安全に体を動かせる環境づくりが課題でもあることから、エアコン設置の必要性が高まっているものと認識しております。また今年の夏の暑さは例年にも増して高温となる日が多く、今後のことを考えますと保育園は地域の指定避難所としての役割も担っていることから、防災の観点からもエアコンの設置は重要であると考えております。一方で、設置にあたっては、遊戯室は天井が高く広さもあるため通常の教室とは異なりまして、設置方法に工夫が必要であり利用状況や建物の構造上の制約、機器の選定や空調の効率など費用対効果を総合的に勘案する必要がありまして、直ちに導入することが難しい面もございます。町といたしましても、子どもたちが安心して遊び、学べる環境整備の早期充実が重要であると考えており、

保護者や地域の皆様の声にも耳を傾けながら、遊戯室においてのエアコン導入に向けて取り組んでまいりたいと思っております。

○牛丸(3番)

今、積極的にご検討いただいているという力強いお言葉を頂戴しました。来年以降の夏もおそらく暑い日々が続くことが予想されます。園児たちの元気に遊ぶ姿や笑顔は町の元気に直結すると考えております。早期実現に向け、今後もプロの技術者等に相談しながらご検討を要望いたします。また、検討内容については追跡させていただきます。次に、昨年から何度か質問しております町営バス「おのり一な」についての質問です。綺麗なラッピングをして、町内を走っている姿をよく見かけます。利便性を図り、デマンド型の予約制とした運行方針とし4箇月間運行されておりましたが、予約が煩わしいとの理由で利用数が伸びずに不調でした。そこで、今年5月より運行方針を見直し、名称を町営バス飯沼線から「おのり一な」へと変更し再スタートしましたが、予約方式が変更になった現在、5月以降の乗降者数についてご答弁願います。

○まちづくり政策課長

昨年度に小野区内で導入しました予約制デマンドバスでは、恒常的に利用していた方が都合により利用できなくなってしまったことで、利用者数が落ち込みまた利用者アンケートの結果も、定時定路線での運行を望む声が多く集まる結果となりました。そのような状況をふまえ、3月の辰野町地域公共交通協議会で、定時定路線への運行方式の変更を承認いただき、5月から現在の町営バスおのり一なとなっております。乗降者数につきましては月平均98人となっております、予約制デマンドバスの月平均66.8人と比較すると、ひと月あたり30人ほど増えており、1日平均は5人ほどとなっております。平均利用者数は増えているものの、現時点では国庫補助金の交付要件を満たすには至っておらず、安定した運行のためには更なる利用促進が必要な状況となっております。本路線が地域にとって便利で持続可能な公共交通手段として、定着するよう引き続き取り組んでまいりたいと考えております。以上です。

○牛丸(3番)

当初目的であった補助金を可能にするための1便あたり2人には至っておりませんが、利用者数は30名以上伸びておるという数字が出ております。この見直し、9月以降の見直しが間違いなく住民ニーズを捉えている証しだったと考えます。次の

質問に移ります。料金の見直し、バス停の増加、バス停間の乗降、両小野中学への延伸、町中直行便には小野区以外の住民の利用可能にした等の、積極的な改善がなされた定時定路線への運行方式を施行しているわけですが、運行方式の変更後の傾向について利用に新たな傾向が見られましたでしょうか。新たな方針に対して、利用状況に何か新たな傾向が見られたでしょうか。ご答弁願います。

○まちづくり政策課長

町営バスおのり一なの運行状況をより詳細に把握するために、8月末から乗降調査を実施しております。調査は10月末まで実施する予定で、現時点では短期間の集計結果となってしまいますが、把握している利用傾向をお答えいたします。おのり一なは右回り、左回り2系統のダイヤがあり、右回りでは第2便の利用が最も多い状況となっています。1時20分に辰野駅を出発し、町中心部を周遊しながら小野地区に着き、遅くも14時30分過ぎに再度、町中心部に來ることが出来るダイヤ設定となっております。乗車場所で最も多いのがデリシアと小野駅、降車場所については小野駅となっております。この時間帯で塩尻市の地域振興バス「すてっぷくん」や鉄道と接続はないため、小野駅から徒歩圏内にお住まいの方がお買い物の帰りにご利用されていると思われまゝ。次に左回りですが、こちらも第2便の利用が最も多く、その他の便は利用者数に差異はありませんでした。第2便は10時40分に辰野駅を出発し、町中心部を周遊しながら小野地区に遅くとも11時半過ぎに着くダイヤ設定となっております。乗車場所で最も多かつたのが、デリシア前と今村となっております。降車場所は小野駅と両小野診療所となっております。これまでと異なる点としては、新たに今村から乗車される方がいるということです。今村から乗車された方は小野駅で降り、この時間帯は「すてっぷくん」に乗り継ぐことが可能なため、塩尻市へお出かけしている可能性があります。右回りと左回りの全体では、両小野診療所で降りる方が多くなっており、加えて春宮地区に新たに設置したバス停でも利用があることから、一定程度のニーズがあったと認識しております。以上です。

○牛丸(3番)

小野区民以外での利用も今あったというお話を伺いました。この新たな傾向が住民ニーズのヒントになると思えます。引き続き、情報の収集と分析を要望いたします。私も何度も利用しておるんですけども、申告すればバス停でなくても、途中での降りられるというのはすごい便利な感じでした。あと、町中に向かうバスに

乗るんですが、北に向かわなきやいけないバス停に乗るっていうのはちょっと今混乱してしまったっていうのはあって、何かバスが来るまでちょっとドキドキしながら待ったっていうのを感じました。町民の皆様、小野区民になしなんでしょうけども、どうやって使ってるかっていうのを、基本的なレシピとして周知して、こんなふうに使えると便利だよっていうようなことを思ってもらえば、利用者数増加に繋がるのではないかなと思いますんで、それもまた町のオフィシャルサイトを有用に利用すればと思います。次に、料金に対する反応はいかがでしたでしょうかという問いになります。小野区内の移動は一律 100 円、区外への移動は一律 200 円と大きく料金に変更されましたが、利用者の声は届いておりますでしょうか、お聞かせください。

○まちづくり政策課長

料金につきましては、定額運賃となっているため、わかりやすいといった意見がありました。そのほかのご意見につきましては確認できておりません。料金の設定につきましては、今後も利用状況を確認していく中で、運賃に対する満足度を把握するとともに、燃料費の高騰、人件費の増加及び車両の老朽化による修繕費の増大などの課題や事業効率化の観点もふまえて、評価、検証していきたいと考えております。以上です。

○牛丸(3番)

利用増加の一因は今ご答弁いただいたように、料金の変更によるものも大きいかなと思われま。今後の検討には、おそらく料金の検討はすごい大きなウエイトを占めてくると思います。高すぎるとおそらく利用しない方が多いのかなというふうに思います。経費も含めて、適正な値段を算定するよう調査結果をご参考になさってください。次に、今後の方針について伺います。新たな定時定路線となり 4 箇月ほど経過しておりますが、現在の運行形態も試験運行とのこと。この試験運行期間がいつまでなのか、そして試験運行が終わったらどうなるのか等、今後の方針についてご答弁願います。

○まちづくり政策課長

おのり一なにつきましては、町の重要な公共交通機関として、地域住民の皆様の生活の足を確保するため、今後も現在の運行方式を継続し、利用状況や住民ニーズの把握に努め、運行にかかるコストを抑制しつつ、住民のニーズに応えられるよう、

柔軟な運行方法を模索してまいりたいと考えております。また、あわせて広報や地域との連携強化を通じて、更なる利用促進を図っていく予定です。またこのたびの5月のダイヤ改正によって、利用実態がどのように変わったのか改めて公共交通協議会や町営バス運営委員会等を通じて報告をさせていただきたいと思っております。以上です。

○牛 丸 (3 番)

必要なものであることは間違いありません。免許をしてもバスが便利で、すごい利用してる、助かってるそんなような声が届くような公共交通が必要だと思えます。おのり一なに限らず町営バス川島線も含めての検討にはなるでしょうが、今後も交通弱者目線で持続可能なより良い運行方法の検討を要望し、次の質問に移ります。次にクマ対策の質問についてそちらの質問に移ります。今年是全国的に例年よりも明らかにクマの出現が多く、当町の公式 LINE にクマ情報が入らない日の方が少ないと言ったら大げさかもしれませんが、かなり多くの情報が上がっております。報道では人的被害も複数報告されています。8月末現在、辰野町を目撃件数は35件、9月の目撃例が2件ありましたので、37件ということになるのでしょうか。昨年27件を多く上回っております。9月3日夕刻にも小野区雨沢明倫館西周辺、私の自宅なんですけど、自宅の直近で目撃情報が公式 LINE に上がりました。何軒かの住宅に隣接する場所での目撃情報でした。畑の水やりをする時分でしたが中止しました。それで夜には庭にクマがいないかとちょっと怖い思いをしております。そこで当町の LINE による情報収集の基準についてお尋ねします。今年の6月7日、小野区雨沢耕地、人家にも近い畑で成獣と思われるクマが目撃されました。地元住民が役場に通報したそうですが、熊警報の LINE には上がりませんでした。そこで周知のために至急回覧を制作し回しましたが、回覧による周知ですから当日にはもちろん周知できません。幸いにも人的被害はありませんでした。この場所は昨年もクマの痕跡があり、町に対応を依頼しておりましたが、そのときは目撃でないと動けないとのことでしたので、地元住民による花火での追い払いをしておりました。最近でも花火での追い払いの音が何度も近所に響いています。ですが、6月7日はクマの目撃の通報にあるにも関わらず、LINE には上がりませんでした。最近では痕跡だけでも LINE に情報があげられるようになったようですが、そこで質問いたします。町公式 LINE で掲載に必要な情報量の基準と周知へ至る手順についてお尋ねします。役場に知ら

せるために必要な情報の内容等、周知へ至る流れについてお願いいたします。

○産業振興課長

6月7日のクマの目撃情報に係る不手際につきましては、通報された方また関係者、区民の皆様、住民の皆様にご心配をおかけしまして申し訳ございませんでした。町としましては、ツキノワグマ出没情報聞き取り表の作成をし、役場内の情報伝達の再確認を行いました。今後このようなことがないように再発防止に努めてまいります。町からの情報につきましては、クマの目撃や足跡などの痕跡があった場合、LINE、ほたるねっと、メールで情報発信をしております。また、市街地などでの目撃など緊急性が高い場合におきましては、防災行政無線での周知を行っております。住民の皆様や警察から連絡があった場合、迅速に発信するよう心がけてはおりますが、目撃から日数が経過している情報については現在発信をしております。また、夜間に連絡があった場合につきましては、翌朝の発信となる場合もございます。クマの痕跡につきましては町の職員が現地を確認させていただき、クマの痕跡と確認でき次第発信をしております。続きまして役場の連絡時に必要な情報内容についてということでございますが、クマを目撃された場合につきましては、まずご自身の安全を確保した上で、日時、場所、クマの状況、これは頭数ですとか成獣ですとか子熊か、あと目撃者のお名前、目撃者の連絡先についてご連絡をいただきたいと思っております。万が一被害がありましたらわかる範囲で構いませんのでお知らせいただければと思っております。なお、クマを目撃された場合につきましては、大きな音を立てたりすると、クマを刺激して攻撃的になる場合がございますので、ご注意をいただきたいと思っております。あわせて、クマがどこへ移動するか確認をしようと、後からついていくのは大変危険でありますのでおやめください。クマの痕跡などにつきましては、町職員が現地確認を行いますので、現地での立会い等のご協力をお願いしたいと思います。クマを目撃した際の必要な情報内容につきましては、町のホームページで周知していきたいと考えております。また、クマ鈴やラジオの携帯、農地や住宅敷地の草刈りなど、住民の皆様にもご協力いただきたいことを周知していきたいと思っております。以上です。

○牛丸(3番)

今、かなり詳細なご答弁をいただきました。時間と場所、新しい情報であること、過去の情報は掲載しない、寄せられた情報がクマの目撃情報の場合はすぐ掲載する。

夜間の場合は翌朝になる可能性がある。痕跡の場合は役場で確認してからの情報掲載であるとの答弁をいただきました。答弁いただいた基準を理解した上で、次の質問に移ります。先ほど詳細にいただいた情報ですが、役場への連絡時に必要な情報内容についてもっと周知すべきではないのかなというふうに思います。クマの目撃や痕跡があり、役場に連絡する場合あの情報がなかったから LINE に上げられなかったというような状態を防ぐために、どんな情報が必要かをあらかじめ共有しておくべきだと考えます。情報を発信する側も受ける側も、先ほど連絡票の作成があったと伺いますが、それも十分な進歩だと思っておりますが、情報漏れがあったり通報したのに LINE に上がらなかったというような事態がおそらく減ると思います。そこで質問です。LINE にクマ情報を載せるための必要な情報内容の周知を、ホームページなどですべきという提案をいたそうと思いましたが、先ほどある程度お答えいただきましたが、先ほどの情報以上に答弁があるようでしたらお願いいたします。

○産業振興課長

はい。お答えいたします。先ほどもお話をしたように、クマ出没情報聞き取り表というものを作成しまして、聞き取るものの基準、内容を役場内で共有させていただいております。それによりまして情報の偏りですとか、情報の聞き漏れがないように努めております。先ほども答弁させていただきましたが、ホームページで様々な周知をしていく中で、住民の皆様にご知っていただければと思っておりますので、よろしくお願いたします。以上です。

○牛丸(3番)

ぜひどんな方にも理解していただけるような内容で、ホームページに掲載していただければと思います。基準を共有し情報を迅速に発信できれば、人的被害の発生率はかなり下がることは間違いありません。本日のこの答弁の内容をふまえ、クマ目撃情報の報告方法について、町のオフィシャルサイトでぜひ詳細に周知していただきたいと思っております。早めのご対応を要望いたします。次に、クマについての最後の質問になります。市街地など、人が生活する場所へのクマの侵入、被害防止の緊急性、他の方法での捕獲困難、住民などに弾丸が当たることのない安全確保と以上4つの条件を満たした場合に、市町村の判断で猟銃を使った駆除が特例で可能となりました。市街地へのクマの出没が増加し、人的被害が発生している現状に対応するため、法改正が行われ9月1日に行われました。麻酔銃ではクマを興奮させる恐れ

があり、従来、警察官の命令が必要だった猟銃の使用を、市町村の判断で可能にすることでより迅速かつ的確な対応ができるようになりました。猟銃を使用して捕獲するまでの一連の流れを確認する訓練を行う自治体もあったようです。9月4日千曲市ではぶどう被害のあった畑近くに市が設置した捕獲用の檻にツキノワグマ1頭が入っているのが見つかり、市では猟友会に依頼して殺処分したという報道がありました。この法改正後、長野県内では初の事例ではないでしょうか。かたくりの里でクマ目撃情報が頻発しておりますが、かたくりの里は自動ドアということで、利用者も多分不安をよまれているのかもしれませんが。クマが自動ドアから入ってくる。ただし出るのは暗証番号等が必要。クマ出れなくなっちゃうんですね。それかなり危険なのではないかと思います。そこで、この9月より法改正で、町長の判断により猟銃を使ったクマの駆除が認められるようになりましたが、町がどうお考えになっているかその所感についてお尋ねいたします。

○産業振興課長

クマなどの野生鳥獣が人里や住宅地に出没し、人身被害が発生するおそれが切迫している場合に、自治体の判断で銃器を使用して捕獲駆除できる、緊急銃猟可能とする改正鳥獣保護管理法が9月1日に施行をされております。緊急銃猟の実施におきましては市町村にその権限が与えられる一方で、体制整備など多くの課題があり、今後検討が必要となっております。課題としてはまず第1に、出動が突発的に生じるものであり、直ちに対応できる人員の確保が難しいということ。また、担い手である猟友会員の協力が直ちに得られるかが課題であります。第2に、住宅地や人家周辺における銃猟は、安全面での配慮が極めて重要でございます。流れ弾等による事故防止のために活動が制約を受ける場合もございます。第3に、出動に伴う経費や謝金、保険料等の費用負担、また、住民への安全周知や避難等へのご理解をいただくことにも課題があると感じております。長野県でも緊急銃猟の発砲判断の手順や、住民の避難誘導や通行規制の手順を定めたマニュアルを年内に策定する予定だと聞いております。県のマニュアルを参考にしながら、町でも実施体制について検討してまいりたいと考えております。以上です。

○牛丸(3番)

現段階では取りうる最終的な手段だと思うんですね。法的な改正がなされたばかりですが、間違いなく決断が迫られるときがそんなに遠くない将来に来ると思うん

ですね。人的被害は間違いなく防がなくてはならない、これが根底になればなりません。昨今の檻に捕まったツキノワグマを屠殺というのは、すごいある意味理想的な感じなのかなと思うんですね。避難も必要おそらくないですし、クマも逃げない。そのような状況がもしかしたら理想なのかもしれないなっていうのは私は感じております。今答弁にありましたが、県からのマニュアル等を参考にしながらご対応ということですが、この町での事前の検討もおそらく必要だと思われれます。住民が取り得るクマ対策についてもご提示いただきました。住民が取り得るクマ対策も含めて合わせて町のオフィシャルサイトへのわかりやすい掲載を要望いたします。クマの質問はこれで終わりにします。次に、町民会館についてお尋ねします。町村会館で開催される行事のリハーサルに参加する機会がありました。そのときスタッフに言われた車椅子席が少なくありませんかという言葉がこの質問のきっかけになっています。近隣市町村にあるコンサートホールの車椅子席数を調べてみました。最大は可動式ではありますが、上田市交流文化芸術センター、サントミュージゼ大ホールが最大 36 席設置可能、長野市芸術館メインホールが最大 20 席設置可能、次に伊那文化会館大ホールの 18 席、そしてキッセイ文化ホールの 11 席、その次にホクト文化ホールが 10 席と、以上が 10 席以上車いす席を準備しているホールです。今回調べた中で最低席数が 2 席でした。一方、辰野町町民会館ホールの車椅子席に目を向けますと、正面入口よりバリアフリーになっているエントランスを抜け、A 扉よりホールへ入ると扉付近に車椅子スペースがあります。ホームページ上では 3 席と公開されていますが、実際のところ一般席 3 席分を車いすスペースにしているというのが現状で、私の見たところ 2 つの車椅子が入るスペースぐらいしかないのかなというふうに感じております。車椅子席数の変動は、主に建築物のバリアフリー基準の改正によって生じるようです。以前は固定的な数値で定められていましたが、2021 年 4 月 1 日施行の改正バリアフリー法により、建物の総観客数に対する割合で規定するよう見直しが行われました。具体的な基準は、総客席数により異なりますが、201 席から 2000 席では 1% プラス 2 席以上、2001 席以上では 0.75% プラス 7 席以上となっております。辰野町町民会館ホールは法律改正以前の建物ですがもちろん適用はされませんが、参考までにこの法律を町民会館の大ホールに当てはめて算出してみますと、ホームページ公開では全席 717 席、それに乗ずるのは 1% で、7.11 プラス 2 席で 9.17 席が最低限の席となるようでした。そこで質問です。現在の

車椅子席数は少なくありませんか。ご見解をご答弁願います。

○学びの支援課長

町民会館のホールにつきましてですけれども、議員のご指摘のとおりであります。現在客席の前列の A から C 席の 3 列につきまして、これ 58 席あるわけですが、ここが稼働する席ということで取り外せる席となっております。そのほかに車椅子席として数字上 3 席用意されるというようなホールの客席のレイアウトになっております。この車椅子席につきましては先ほどご指摘いただいたとおり、公式には 3 席とはなっておりますけれども、実際には余裕を持って 2 席で利用するということが多い状況となっております。この車椅子席は火災等が発生した際に避難しやすいように、A 扉エントランスから入ってすぐの扉を左に曲がった、一番直近の場所に設けられているというような位置関係になっております。ご指摘のとおり町民会館の車椅子の 1 席バリアフリー法によると 9.17 席ということは、あの席数が必要だということは承知しておりますが、これまで町民会館のホールで行われてきた催しで、満席となった際の不足したということがほぼなかったというような実績がありますので、現状では車椅子席として固定した部分の確保という意味では、不足のない席というふうに考えております。

○牛丸 (3 番)

昭和 62 年 3 月 3 日開館から 38 年とのことで、当時の基準で建てられており、建設年代によって法律も基準も違うため、会場によって車椅子席数が異なるのは当然のことかと思えます。ですが現在は車椅子席が建物に対しての車椅子席数が増加している傾向があり、法律の改正もなされているという状態です。ホームページで公開している町民ホールの車椅子席数は少ない部類であるという認識を本日は持っていたきたいと思います。次に設定数より多く需要があった場合の対応についてお尋ねします。先の答弁で需要があまり実績以上の需要はなかったというご答弁をいただきました。それで、A・B・C の稼働式の椅子を外して車椅子席で対応するというご答弁をいただきました。もし 3 席以上に需要があった場合の対応についてお考えがありましたらご答弁願います。

○学びの支援課長

先ほどもお答えさせていただいたとおり、実績値では車椅子席、現状 2 席の使い方になると思いますが、それで不足のない席数ということで、固定された車椅子席

としては不足がないというふうを考えておるといふふうにお答えさせていただきましたけれども、万が一不足することが想定された場合につきましては、議員のおっしゃっている客席前列の可動席 A から C 列の 3 席の部分において、車椅子席として対応するというようにしております。ただ、今後そのような事例が多く見られるようになった場合、車椅子席が不足するような事例が散見されるようになった場合には、車椅子席の増設などの検討をするような必要があるかなというふうには考えているところです。現段階におきましては、様々な催しが開催される多目的ホールとして、それぞれの催しの内容に応じて柔軟に対応するよう努めているところであります。以上です。

○牛 丸 (3 番)

必要な場合の対応策はご考慮いただいているようです。となると、椅子を外したりという手間もおそらくあるでしょうから、事前の確認も必要になってくるのかなというふうに今感じました。町のホームページでの掲載についてですが、会場案内の車椅子席数を現在の 3 席から常設 2 席、最大 20 席設置可能なような内容に改めることをご提案いたします。バリアフリー法による設置基準により多くの車椅子席の準備がているようです。需要が多い場合は車椅子席利用者が設置をより快適かつ安全に利用できるようご対応いただくよう要望いたします。町と議員の目的は、立場こそ違えど同じです。住むことに感動と喜びを抱けるまちづくりを目指して、これからも精進いたしましょう。これで私の一般質問を終わりにいたします。

○議 長

ただ今より、暫時休憩とします。再開時間は 11 時 15 分とします。

休憩開始 10 時 58 分

再開時間 11 時 15 分

○議 長

再開いたします。質問順位 10 番、議席 5 番、古村幹夫議員。

【質問順位 10 番 議席 5 番 古村 幹夫 議員】

○古 村 (5 番)

今年 6 月、労働施策総合推進法の改正が行われ、働く人の環境、これがより充実したものになるような改正が行われました。この法律は即日施行されたものもありますし、これから 1 年以上かけて施行されているものでございます。今

回の改正法案では、ハラスメント対策の強化、それから女性活躍の推進、治療と仕事の両立支援の強化などが挙げられております。この中でカスタマーハラスメントを防止するために、事業主には雇用管理上必要な措置を義務付けることが明記されました。カスタマーハラスメント、カスタマーと言われると私たち一般的に顧客であるとかお客様というようなことをイメージするわけではありますが、一方この辰野町というところ目を向けたときこの行政サービス、これに対する不当な要求であるとかこういったもの、これもカスタマーハラスメントを防止するこの改正法案の適用範囲となるのかお聞かせいただきたいと思います。

○総務課長

労働施策総合推進法、また、男女雇用機会均等法の一部改正のうち、ハラスメント対策の強化は多様な労働者が活躍できる就業環境の整備を図るため、事業主に対しまして、カスタマーハラスメントや求職者等へのセクシャルハラスメント防止のための雇用管理上必要な措置を義務付け、ハラスメントに起因する問題に関しまして、国、事業主、労働者、顧客の責務を明確化するものであるということでございます。特にカスタマーハラスメントに対しましては、事業主の方針等の明確化、その周知啓発、相談体制の整備周知、また発生後の迅速かつ適切な対応と抑止のための措置等が義務化されるということになってまいります。今後、明確な内容、指針というものはこれから示されてまいります。我々、地方公共団体の職員に対しましても、それに基づきですね過度なクレームや不当な要求に対しまして、雇用者側の措置を講じてまいりたいと考えております。以上であります。

○古 村 (5 番)

この行政サービスもその対象となるということでもございました。ちょうど 1 年前の 9 月定例会席上におきまして、私、行政対象暴力という言葉を使いながら質問をしたところ、その前 1 年間にこの辰野町に対しても例えば訪れた人が窓口で大きな声を上げるであるとか、その施設を破壊するとか不当な電話をかけ続けるなど、そういった件数が去年の段階で 16 件ほど確認されているということでもございました。このカスタマーハラスメント当然過度なクレームをつけてくる人に対して、非が大きいわけではあります。一方でその原因となるところっていうのは、例えちょっと言葉の行き違いであったりとか、その訪れた人が思い通りにならなかった、本当にそのわずかなボタンの掛け違いで発生することもある、そういった防止策も必要

なのかなというふうには考えております。そんなことも含めまして、町役場や関連施設等で職員が住民や利用者からの不当な言動にさらされた場合、どのような相談体制や対応策を講じているのかお聞かせいただきたいと思います。

○町 長

はい。辰野町では今年の 1 月にすべての町職員をハラスメントから守り、行政サービスを適正に提供するため「辰野町ハラスメント防止に関する宣言」をいたしました。この中で職員が住民等から不当な謝罪要求や嫌がらせ等のハラスメントを受けた場合に、上司や総務課の相談窓口へ速やかに報告し、町は必要に応じて警察その他の司法機関と連携をしながら、組織的に対応する措置を講じています。職員が 1 人で抱え込むことがないように、町のハラスメントに対する姿勢を示すとともに、相談窓口の周知徹底を行い、働きやすい良好な職場環境をこれからも整えてまいります。また職員のプライバシーを守るため、昨年度から名札表記や文書の担当者明記をフルネームから名字のみへと変更しました。これは当町に限らず、県内の自治体で同様の動きとなってきております。住民の皆様との円滑なコミュニケーションは、会話や認識の齟齬から生まれるクレームをあらかじめ防止できますので、会計年度職員も含む全職員を対象に接遇、マナー、傾聴、コミュニケーション、ヘビークレーム等の研修を定期的実施してきております。今後は自分の身を守るための防犯訓練等にも力を入れていきたいと考えておるところであります。

○古 村 (5 番)

ただいま町長から答弁をいただきましたとおり、やはり行政側の対応これがスタートになって、思わぬ方に進んでしまうということもあり、でもしっかり職員の皆さんでそれに対する研修等が積み重ねられているということでございました。一方で過度なものに対しては、やはり毅然とした対応策が必要になってくるのかなというふうに考えます。先ほどの答弁の中にも状況によっては警察等の介入も求めていくということでございました。それを含めまして次の質問に移らせていただきます。当然この辰野町の行政、役場に来る人だけではなくて、辰野町の関連施設等を含めると本当にたくさんの対応するべきところがある。そういったところを考えたときに、例えば役場の窓口であれば窓口で大きな声で騒ぎ立てたりということであれば、周りの職員などが協力してそれを阻止することも可能かというふうに思われるんですが、町内の施設に目を向けたとき、例えば保育園のようなところの場合には、対

応する職員というのが非常に限られてる。特に、通常子どもを預かっている各時間帯であれば、園長先生しかいなかったということになってくる。また弱いものを狙っていくという人たちはやはり小さい子たちがいる、あるいは職員に女性が多いところを狙うなんて言うことも考えられる。そういったことに何か対応しなければいけないなということを調べていく中で、ちょっと思わぬことに出くわした。というのが実は町内の保育園には 110 番の非常通報装置というのが設置されております。これ調べてったら辰野町は早い段階で設置されていて 2002 年ごろには県内でもかなり早い状況の中で設置されているものであります。この自動通報装置、金融機関などにも設置されているものとまったく同じで、ボタンを押すことによって自動的に 110 番に通報される。それを受けた警察では、一番高い等級の非常配備が敷かれるというものでございます。ところが、そういったものが対応できてるからいいのかなというふうに調べていったら、実は辰野町内の保育園に設置されているこの装置、現在すべて使えない状況にあるということでありました。これハラスメントだけじゃあなくて、現在例えば今年度は東京都立川市において保護者の仲間たちが学校まで乱入してきてなんていうこともありますし、長野県内に目を向けると連れ去りに繋がるような事案というのでも発生しています。これ辰野町がどのように把握しているのか経緯等も含めてお聞かせいただきたいというふうに思います。

○子育て応援課長

町内保育園に設置された非常通報装置につきましては、設置当初から業者による保守点検を行い、適切に作動できる状態を維持してまいりました。しかし、設置業者の廃業後は点検が実施できず、県警察本部からも適切な運用について指導を受けてきたところであります。昨年度には、伊那警察署や企業の協力を受けまして、機能の試験を実施し、通報ボタンを押すことにより、110 番通報は可能であるものの、逆信電話による通話ができないこと、また、内蔵のバッテリーの劣化によるリスクが確認されました。そのため、現在は安全面を考慮し、機器の接続を停止している状況であり、町として事態を十分に認識しているところでございます。機器の更新など検討してきた経過もありますが、保育園では現在、非常通報装置の代わりに「ほたるねっと」の緊急通知機能を利用しており、端末装置の通知ボタンを押すことで、町の警部交番に緊急通知が届く流れとなっている状況であります。以上です。

○古 村 (5 番)

告知システムの非常通報措置を使うということではありますが、昨日からも質問等出ているわけではありますが、間もなくこれ使用ができなくなっちゃうわけですね。さらには、この 110 番の緊急通報装置というのはボタンが押されることによって、県警の一番高い段階での緊急配備が敷かれるのに対して、この緊急通報、告知システムのものってというのはまず警部交番に連絡がいく、警部交番不在の時に誰が対応するのかわかりませんが、かなりじゃあどうしましたというふうに電話がかかってきて調べて対応するというようなこと。一方で 110 番の緊急通報というのはもう自動的に警察が動き出すという、大きな差があるわけなんですね。これを考えたときにやはりちょっと認識してるとはいえ、ちょっと危機管理の意識等を含めると、ちょっとそここのところは危機感がちょっと足りていなかったのかなというような気がしております。私これ今のこの世の中の現状を見据えたときに、直ちにこれ改修をする必要があるというふうに考えておりますが、町としてはどのようにお考えかお聞かせいただきたいと思います。

○子育て応援課長

110 番非常通報装置は、ボタン 1 つで直ちに警察へ通報できる仕組みであり、園児や職員の安全確保の観点からも非常に有効な手段であると認識しております。今後ほたるねっこの利用が終了することから、早期に代替手段について研究を進め、必要な対策を講じてまいりたいと考えております。以上です。

○古 村 (5 番)

これは緊急を要するものでありますので、必要があれば補正を立ててということも十分に考えられるのかなというふうに思います。そこら辺も当然、武居町長、安全に関してはもう 1 番に考えていらっしゃる武居町政でありますので、そここのところはそういった対応をぜひ期待したいところでございます。次の質問に移らせていただきます。今月は防災月間ということでございます。町内でも先月末、防災訓練を行われてということでもあります。今年、災害対策基本法等が一部改正になりました。これは昨年の能登半島の震災を受けてということでございます。昨年の能登半島の震災では、地形も災いしてかなりその支援体制というのが、後手後手になってしまった。これは行政の責任を問う声がたくさんあるんですが、そればかりじゃあないかなというふうに思うところでありますが、国としてはそういった声に答えるために様々な部分を改正してきたというところでもあります。主な改正内容としては、

国による災害対応の強化として国が地方公共団体への支援体制を強化し、要請を待たずに支援を行うことができるようになる。さらには内閣府に防災館を設置するということもございます。また被災者支援の充実として、高齢者や在宅避難者など多様なニーズに対応するため、災害救助法に福祉サービスの提供を追加すること、また広域避難における情報連携の推進、被災者支援 NPO やボランティア団体を国が登録する制度を創設すること、さらに、インフラ復旧として復興の迅速化、水道復旧の迅速化対策として、日本下水道事業団が地方公共団体と協定を結び水道復旧工事を行う業務を追加することや、水道本管復旧のための土地立ち入りを可能とすること、宅地の耐震化の推進などが挙げられております。これをおきまして質問をしていきます。まず、国からの先手支援に対して、町としてどのような情報共有体制や受け入れ態勢を構築していく考えがあるかお聞かせください。

○総務課長

災害対策基本法等の一部を改正する法律が令和 7 年 7 月 1 日から施行することとなりました。改正内容には、国による地方公共団体に対する支援体制の強化が記載されております。国は都道府県知事が災害応急対策を的確かつ迅速に実施することが、困難であると認める場合においては、その事態に照らし緊急を要し応援の要求を待ついとまがないと認められるときについて、県知事の要求を待たないで災害応急対策について応援することができるものとされたものでございます。議員のおっしゃるとおりでございます。これにより、国の判断において必要性が認められれば、先手で都道府県を応援することができることとなってまいりました。長野県内で災害が発生している場合、またおその段階においても規模にもよりますが、国よりも先に県市町村が把握する場合も多いと考えられているところでございます。現在、町の防災体制は長野県防災情報システムを通じて、長野県庁や上伊那地域振興局などの関係機関と情報共有体制を構築しております。災害時における道路状況や避難所設置状況などの情報、写真・位置情報を関係機関がシステムに入力することにより情報共有いたしまして、長野県では情報の分析や整理をして対策を決定しているところでございます。この長野県防災情報システムの活用により、被害の拡大を察知し、早めの情報発信や避難物資の受け入れルートの検討などに利用していきたいと考えているところであります。以上であります。

○古 村 (5 番)

次に、高齢者や在宅避難者への福祉サービスの提供ということが明記されました。町として、これらの多様なニーズにどのように対応していくお考えがあるのかお聞かせいただきたいと思います。

○保健福祉課長

今回、災害対策基本法や災害救助法に明記されました福祉サービスの提供につきましては、高齢者や障がいを持つ方、乳幼児など要配慮者すべての人に適切な福祉サービスを提供し、災害関連死の防止や災害環境の確保、こんなことを図ることが目的となっております。また今回の改正では、これまで避難所で行われていた福祉サービスが、在宅避難や車中泊など避難所に行くことのできない被災者にも拡大されました。長期間の避難生活で必要な支援が行われない結果、生活機能の低下や要介護度の重度化など二次被害が生じないように、要配慮者の福祉ニーズに的確に対応し被災者一人ひとりに必要な支援を行う必要があります。町では毎年更新している支え合いマップの整備を継続していくほか、個別避難計画書の整備にも着手いたします。今後、国で整備されると言われておりますガイドラインをもとに、災害の際に被災者一人ひとりに必要な支援を行うため、被災者に寄り添い個別の避難状況、生活状況などを把握しそれに合わせて様々な支援策を組み合わせまして、必要に応じて専門的な能力を持ちますサービス提供事業者や災害派遣福祉チーム、いわゆる DWAT などとも連携し、また今回被災者援護協力団体登録制度が創設されましたので、避難が長期化した場合などには登録ボランティア団体のお力もお借りする中で、課題等の解消に向けて継続的に福祉的支援をするため、被災者の自立や生活再建が進むよう災害ケースマネジメントに取り組む必要があると考えております。以上です。

○古 村 (5 番)

次になります。災害が発生したときには、この辰野町内だけでその避難者を受け入れることが困難になる場合も生じてまいります。そうした場合に備え、広域避難の円滑化に向け避難元、避難先との情報連携について具体的な検討状況をお聞かせいただきたいと思います。

○総務課長

広域避難にあってはどのような災害が発生し、広域避難者がどれほど想定をされ、必要な広域避難先の容量がどの程度なのか、どれぐらい広域避難先を確保する必要があるのかということは、なかなか想定することは難しいところであります。広域

的關係性の構築はこれからと考えているところでございます。そうした中で現在、町では東武トップツアーズ株式会社と、災害発生時における車両の調達及び運行並びに宿泊施設の確保に関する協定を結んでおります。協定の内容は、移送手段としての車両の調達及び運行、一時的な避難施設としての宿泊施設の確保、他自治体派遣応援職員及び他機関職員等の宿泊施設の確保、災害に備えた町民の防災意識向上に向けた啓発活動の連携、復旧対策に向けた避難所運営また支援物資の仕分け、仮設住宅の運営等の連携等がございまして、旅行会社として培われたバス会社や宿泊施設とのネットワーク最大限に活かして、有事の際に対応したいと考えているところであります。また、ビジネスホテル「エルボン辰野」との災害時における宿泊施設等の提供に関する協定を結んでいるところであります。どのような災害でどの程度の規模にもよりますが、この協定もありがたく利用させていただきたいとそんなふうを考えてるところであります。以上であります。

○古 村 (5 番)

行政の力だけではなかなか対応しきれない部分を、そうした民間のところにも協力を求めながらということでございます。非常に力強く感じるところであります。次になります。先ほど保健福祉課長からも一部言及になりましたが、国が創設する被災者援護協力団体の登録制度を活用し、町として NPO やボランティア団体とどのように連携を深めていく考えがあるかをお聞かせいただきたいと思います。

○総務課長

この制度は、被災者支援に当たる NPO と民間の支援団体を登録し、データベース化することで、平時から豊かな被災者支援経験を有する団体と地方公共団体等が、顔の見える関係を構築し災害が発生したときに、速やかに官民連携による被災者支援が実現されることを期待するものであります。この登録制度は、登録団体の自主性を尊重し運用するものであります。また国から通知により運用イメージが示された段階であります。どのような団体がどのような能力がありどこの地域まで活動できるのか、また過去の被災地での活動実績はどうなるのかなど、まだ相手が見える段階にはないという状況であります。また上伊那地域として全体の地域防災力の底上げを図るべく、上伊那の市町村及び市町村社会福祉協議会、企業・団体等と上伊那災害時支援ネットワークが 7 月に立ち上がった段階であります。参加企業団体の募集を行っているところでございまして、辰野町においては現在 1 社が参加企業団

体として登録をされているところがございます。どちらの制度も連携について、今後検討してまいりたいと考えております。以上であります。

○古 村 (5 番)

まだこれからいろいろ調べなきゃいけないこともたくさんあるということでございます。私もいろいろ情報を収集してまいろうかなというふうに思っております。次になります。昨年の 12 月に私、一般質問で避難所におけるその情報入力等を、例えばパソコン等を使いながら DX 化していく必要性があるんじゃないかということで、今後検討いただくということでございました。今回の改正法に関しまして防災 DX の推進が求められています。被災者情報のデジタル管理それは備蓄状況の公表、住民への迅速な情報提供など、町の取り組みと今後の強化策をどのように考えるのかをお聞かせいただきたいと思っております。

○総務課長

災害発生時、応急対応をする中でデジタル技術を活用して、災害情報を迅速に共有することが、全体最適の災害対応を実行するために重要であります。町においても災害の発生またはおそれの段階でも情報共有できるように、クロノロジー機能により情報共有をしております。被災者支援に関するシステムも準備はあり、罹災証明書や公費解体また応急仮設住宅の受付も可能となっております。デジタル技術は日々進化が進んでおりまして、様々なシステムが存在してまいります。住家被害認定調査など、従来は紙ベースで行っていたものが、能登半島地震の際に被災地支援として職員を派遣した際には、タブレットで実際行っているということであります。町としましても今後の導入に向けてシステム体験研修会に参加するなど、研究を進めてまいりる段階でございます。備蓄状況については町ホームページ等において随時公表してまいりたいと考えております。住民への情報提供については、町公式 LINE またメールを主として情報発信に努めてまいりたいと考えております。以上であります。

○古 村 (5 番)

本当に日進月歩、良いもの入れたなと思っても次に新しいものがどんどん出てくるような時代であります。アンテナを高くしながら、どんなものが最適なのかをまた調べていただければなというふうに思います。続いて、インフラ復旧の迅速化についてということになります。災害時の水道復旧について、日本下水道事

業団との協定締結ということが今回の水道法の改正の中ではうたわれております。現在それを検討してるのかどうかお聞かせいただきたいと思います。

○建設水道課長

議員ご質問のとおり、災害時には多くの業者・団体の協力が必要となりますので、大変心強く感じているところでございます。なお、日本下水道事業団との協定につきましては、その業務の内容、費用負担、協定の期間等様々協議することがありますので、その内容につきまして、今後検討していきたいと考えております。以上です。

○古 村 (5 番)

かなり専門的な知識技術を持った団体でありますので、また検討を早く進めていただいてより良い方向に向かっていただければなというふうに思っております。また水道法等の改正に伴いまして、水道本管復旧のために水道事業者等が個人の土地に立ち入りることの権限が認められるようになってきた。どのように円滑に運用を図っていくのかをお聞かせいただきたいと思います。

○建設水道課長

日頃から水道管の漏水等により、緊急時には土地立ち入りについて、現場で地権者や関係者等に状況を説明し、理解をいただきながら復旧対応にあたっているところでございます。本改正によって、今までよりもスムーズに立ち入り等ができるようになりましたので、その旨住民の皆さんに周知徹底し、住民の皆様のご協力をお願いしていきたいと考えております。以上です。

○古 村 (5 番)

これまでは今回の改正に関する質問になってきたわけですが、これからは実際にこの辰野町の取り組みとして質問をしてまいりたいと思います。まず災害時には辰野町内いろんなところに避難所が開設されるのかなというふうに思っております。実は先日、赤羽区がメイン会場となって防災訓練の際に避難所の開設等を行ったわけですが、その 1 週間前に赤羽区の役員の皆さん、関係者の皆さんが集まって、その対応等を考える場がございました。実はそこに「防災ネットワーク下諏訪」さんという団体がございまして、その団体の皆さんに来ていただきまして、ちょっと講義をしていただいた。この防災ネットワーク下諏訪さんの特徴として、その避難所が開設されたときに、例えば公民館等が避難所になっていたとしても、必ずしもその区の役員さんが一番最初に行くとは限らない。誰もが先に駆け

つけても誰もがすぐに避難所を開設できるようなものを、1つのキットというかにしてみてもどうかということで、実際にそれを組み上げられたところで、下諏訪町内すべての避難所にそのキットを町の予算の中で立てて設置しているというところがあります。その中身を見たわけでありましたが、非常に住民の目線で考えられておまして、まずはマニュアル、マニュアルもこんな厚い本じゃあないんですね、カードがこうやって束ねられていて、まず最初には「まず深呼吸しましょう」そこから始まっている。非常に面白いものだなというふうに思いました。これ避難所開設って結構大変なのかなあというふうに思ったのが、先日、両小野小・中学校の学園運営協議会におきまして、日本赤十字社が行う避難所体験ゲームということをやっていただいて、私も一緒に勉強してきました。牛丸さんも一緒に出て勉強していただいて、本当に牛丸さんは小野でなきゃいけない人だなあというふうにうんと強く感じたところではありますが、こういったキットやはり誰もがその学校でも感じたんですけども、避難所の開設運営って非常に難しいんですよね。だからそのところにそういう1つのマニュアル的なものがあるっていうのは、非常に重要ではないかなというふうに考えられます。辰野町でもこの開設キットっていうのをぜひ置くべきじゃないか、これは赤羽の区長さんも強く求めているところでもあります。お考えはございませんでしょうか。

○総務課長

防災訓練は、多くの住民に参加をしていただき、災害発生時の応急対策の確認、また、住民一人ひとりが自らの命は自らが守るという意識を持ち、自らの判断で避難行動がとれるよう、日常及び災害発生時に自らが何をすべきかを考え、防災に関する意識の高揚と知識の向上を図りたいなど、様々な思いがあるというふうに思っております。そのような意識の高揚を図るためにも様々な訓練を検討しているわけですが、議員おっしゃられる災害避難所の開設キットを用いた訓練はですね、非常に興味深いなというふうに思っているところであります。様々なマニュアルでですね厚くしてしまっても、なかなかそれは理解し難い難しい現状にあるかと思えます。わかりやすいですねシステムの中で、避難所がですね立ち上がっていくということはとても大事なことだというふうに思っております。また近隣市町村でのですね、導入事例また下諏訪町さんのですね取り組みなど活用方法を、実際に研究しながら訓練の実績とですねする中で、研究を進めてまいりたいというふうに考

えております。前向きに取り組んでいきたいと思っております。以上であります。

○古 村 (5 番)

それが導入されることによって多くの方が安心して、そういったものを頼りながら避難所が開設できるんじゃないかなというふうに考えております。ぜひ前向きにご検討いただけたらということでもありますので期待しております。次ですが現在の幼少期、子どもたちというのは、災害が起きたときに非常に弱い立場にあるところでもあります。一方でその小さなときに、様々なその災害に対する教育を受けることによって、将来にわたって自分自身を守る、そしてこの地域を守るという力を育んでいただけたらんじゃないかなというふうに考えております。辰野町の取り組みをお聞かせいただきたいと思います。現在の防災教育の実施状況どのような内容で、どの程度の頻度で実施されているのか、またその効果をどのように評価されているのかをお聞かせいただきたいと思います。

○学校支援課長

小中学校における防災教育は、自らの命を自ら守ることを大きな目的とし、避難訓練を主体とした実践を通じた学習を行い、災害時には自ら行動できるよう訓練を重ねているところでございます。全小・中学校におきまして年度初めの 4 月には、避難経路を確認する目的から教室からの避難訓練、9 月には地震を想定した避難訓練、冬になる前のストーブを使い始める季節には火災を想定した避難訓練を行っており、あらゆる場面で自ら行動できるような訓練を行っております。そのほかには、起震車での地震体験を行ったり、防災倉庫の見学を行っております。そのような効果をどう評価するかというところですが、教頭先生にお聞きする中では、教員と児童が一緒にいる時間帯であれば訓練の経験が活かされ、避難ができるんじゃないか。ただ、教員と一緒にいない時間において災害が起きた場合には、冷静な対応が取れるか心配であるとおっしゃってございました。そのことから、小学校では児童に告知せず、休み時間にも避難訓練を行うこともやっております。災害時に、あらゆる場面において冷静な避難行動ができるようになるためには、避難訓練を含む防災教育を反復して行っていくことが重要であると考えております。近年多発する自然災害のうち、短時間で起こる水害対応など常に内容は見直していく必要がある、そんなふうに考えております。

○古 村 (5 番)

先週の話なのですが、実は伊那市内の小学校にお招きをいただきまして、小学校 5、6 年生を対象とした救急法の講習会というものを実施してきました。私としては小学生に対する救急法の講習っていうのが、実はちょっとあんまり今までやったことがなかったので、実はちょっと不安だったんですね。5、6 年生というとまだ体、十分に発育していない子たちも多い中で、本当に心肺蘇生法の胸骨圧迫ができるのかな、AED の知識がちゃんと深まるのかなということを心配していたわけではありますが、とんでもない、下手な大人たちよりも正しく覚えよう、これ大したもんだなと思いますし、ちょっとした知識があれば、119 番通報さえすれば行動指導ということも受けることができるわけですから、これ結構小学生からこういった知識を持ってもらうことってのはとても大事なのかなっていうことを強く感じたところであります。それを受けまして、町として学校や地域と連携して、避難訓練や応急処置の体験、ハザードマップの活用方法などをより実践的な防災教育を導入していく考えがないのかお聞かせいただきます。

○学校支援課長

子どもたちが自ら考え行動できるようになるためには、地震や火災など災害の種類によってどう行動すればよいか、それぞれの避難訓練に合わせて防災教育を行う必要があると考えます。どのような災害においても、自らの命を自ら守ることが最大の目的であり、その目的に向けて継続的な取り組みが必要です。その上で、中学生にはもう少し踏み込んだ防災教育を行っております。地震を想定した 9 月の避難訓練では、けが人が出ることを想定し、その対応方法も学んでおります。また、火災を想定した避難訓練時には、行方不明者をあらかじめ配置し搜索活動を行うなど、より実践的な訓練を取り入れております。年に 1 回行っている総合防災学習では、日赤奉仕団や消防署員、役場危機管理担当などを講師として招き、その中でグループワークを実施したり、新聞紙を使ってスリッパやゴミ箱を作る、ハザードマップの見方について学習する、AED 救急体験などを行っております。先ほど議員からお話もありましたけれど、避難所体験ゲームそういったものも新たな視点として今後取り入れていく必要があるかもしれません。このような防災教育を行っていくことにより、生涯にわたる防災意識と対応能力を身につけることができ、地域の一員として、地域防災の向上に繋がるものと考えております。

○古 村 (5 番)

今日は9月9日、救急の日です。ぜひ多くの人にも、その正しい救急、技術等も身につけていただきたいなというふうに思っております。今朝の新聞紙上に辰野の辰野町の図書館が防災に関する特設コーナーを設けてということでありました。今回の一般質問においては本当に各部署の方にご答弁をいただいたわけではありますが、いざ災害が起きたときには本当に町全体、一致団結して取り組んでいかなきゃいけないことなのかなというふうに思っております。この図書館の取り組み、いつも私感じてるんですが、これ割といろいろ一般質問なんかでもよその町に比べてうちの町はちょっとなんて話が結構出るわけではありますが、図書館の取り組みって、これ結構他の市町村に比べても誇れる取り組みをたくさんしていただいているのかなというのをうんと感じています。常に機を捉えた企画、こういったものが私たちの財産でもあり、誇りであるかなというふうに思っております。そんなことも含めまして、ぜひ今後町一体でこの町を守っていくそんな姿勢を表していけたらなと思っております。以上で一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長

ただ今より、昼食のため暫時休憩とします。再開時間は13時15分ですので、時間までにお集まりください。

休憩開始 11時 55分

再開時間 13時 15分

○議長

再開いたします。質問順位11番、議席1番、樋口博美議員。

【質問順位11番 議席1番 樋口 博美 議員】

○樋口(1番)

通告に従いまして質問をいたします。まず、困難を抱える子どもたちがおります。支援を望む子どもたち、それから支援を望む親御さんたちがおられます。辰野町の取り組みについてお聞きしたいと思います。特に発達障がいのある子どもたちも数多くおられますので、そこらの辺を中心にお聞きしたいと思います。辰野町の療育についての取り組みでございます。生まれてから18歳まで特に年小期、早い時期の気付きが大切であると自閉症であったり、注意欠陥だったり多動性だったり、様々なハンディを持つ子どもたちがおられます。町内にはこういった療育を受けておられる方、またできれば受けた方がいいんじゃないかと思われるお子さん、何

人くらいおられるのでしょうか。町が把握している数字で結構ですのでお答えをいただきたいと思います。

○子育て応援課長

はい。ただいまの質問にお答えいたします。医療機関にかかっているが、特別支援学級や福祉サービスを利用してない方、医療へ繋がる必要があるが受診に至らないケースもあることから、人数を把握するのは難しいですが、3歳児健診以降、地域療育相談で医療へ繋げるケースは年間10件程度となっております。一方で把握している数字としては、一部重複しますが福祉サービス利用者につきましては54人、特別児童扶養手当受給者103人、療育手帳所持者は25人となっております、このほかに各学校の特別支援学級、通級指導教室、特別支援学校に通う児童や生徒が対象となります。子育て応援課では、すすく心理相談室、ことばの相談室、地域療育相談等の場に加え、個別相談、支援会議、福祉サービス担当者会議の中で支援を行っています。以上です。

○樋口(1番)

一定数の子どもたちがおられます。療育は0歳から18歳までの子どもが対象となりますけれども、保育園から小学校、中学校、高校と、この親子には様々なハードルがございます。小学校入学時、0歳からですね小学校入学するまでの間、まずその部分の行政としての寄り添い方、支援どのような形でやっているのか、また、相談窓口はどこにあるのかそこら辺をお聞きしたいと思います。

○子育て応援課長

生まれてから3歳までは、乳幼児健診で発達の確認を行い、その後、保育園では地域療育支援事業として、各園へ保健師、心理士、巡回就学相談員が訪問し、お子さんの発達を確認し、必要に応じて保護者と面談をし、就学に向けての支援を子育て応援課が中心となって行っております。地域療育の相談の場では、集団の中で過ごす様子や、家庭で心配な様子などを共有して、必要に応じ小児発達専門の医療機関へ繋げたり、福祉サービス利用の案内をしています。就学に向けて支援が必要なお子さんについては、特別支援学校、特別支援学級、通級指導教室などを保護者と一緒に見学し、体験しながら学びの場について一緒に考えていきます。以上です。

○樋口(1番)

はい。0歳児健診からずっと様々な健診がある中で、早い時期の気づき、これが大

切であるということをごさいます。窓口は子育て応援課が寄り添って、親御さんと子どもと一緒に支援をしているということをごさいます。次のハードル、このところですね特別、学校に入学するにあたって特別支援学級だったり、それから通級指導教室だったり、いろんな場面での学びがあるかと思うんですけども、そこらの辺りですね、是非これ要望にもなりますけれども、なるべく早い時期から親御さんと寄り添って、そういう機会をともに学びながら学校への入学がスムーズにいくように、そういった支援をしていただきたいと要望いたします。次の段階です。小学校へ入学した子どもにとって様々な体験が待っております。しかし、子どもによっては字を書くのが苦手だったり、それから言葉を話すのが少し苦手だったりいろいろな子どもさんがおられます。教科書が読めなければ聞けばいい、ノートに黒板を書き写せなかったらタブレットを使って写真を撮ればいい。漢字がわからなければタブレットで変換すればいい。いろんな方法が今の子どもたちはタブレット使った授業でできるかと思っておりますけれども、実際、学校の段階でまた学校からそれぞれ小学校から中学へ進学するに当たってのそういった支援、どのような形でどのような窓口でされておられるのかをお聞きしたいと思います。

○学校支援課長

はい。今、議員がおっしゃられた漢字が読めないとか、その中には例えば視覚的に障がいをお持ちの子、耳もそうかもしれませぬ。そういった子も含めてになりますけれども、そういったお子さんたちに対する支援については、例えば視覚的な障がいのある子、見づらい子については、例えば、色覚、色の異常の子だとか、弱視の子どもがいます。そういった色覚異常に対しては、ユニバーサルデザインチョーク、専用のチョークですね見やすい色、そういったものを使うようにということで、教育委員会の指示により数年前から使っております。また、弱視の子どもに対しては、眼鏡による矯正を行うことによって、学校生活に支障が今のところ出ていないということでもあります。視覚的障がいをお持ちの子どもに対しては、席を黒板の前など見やすい位置にするとか、デジタル教科書の読み上げ機能、拡大機能を活用する。読み上げ機能に加えて、読んでいる部分の色を変えることができるデージー教科書、そういったものも活用しております。そのようなあらゆる対応を行った上で、教員は常に声かけをし、困り感の把握に努めております。また校舎内の階段など、危険箇所にわかりやすく色をつけるなど、授業だけではな

く校舎内の環境にも配慮しております。また聴覚障がいのある子どもに対しても聞こえの良い耳側を全体の方向に向けられるように席を配置するとか、先生がマイクを喋ると難聴者の集音器から聞こえる機器でありますロジャーマイク、そんな機器を使うとか、デジター教科書を活用する。授業中でもざわつきの中で発言が行われないようにクラス全員に「発言していいですか」と声をかけてから発言するそんな配慮も行っている。先ほどありましたけど漢字の読み書きが特に苦手だとかいう子に対しては、こういったデジタル教科書を使うことによって教育が可能かなと思っております。それとこういった障がいをお持ちの子や発達障がいの子が小学校から中学、中学から高校へと行く入学する際の節目についてどう連携していくかということですが、この対応は中学に入学する前に、中学校の教師や支援員が直接小学校に出向いて、児童の状況、支援の内容を一人ひとり確認している。中学入学後の支援体制に備えているということです。同様に高校入学におきましてもすべての高校が行っているわけではありませんが、高校の教師などが中学に出向いて本人の確認を行っています。そういった際に教育委員会におきましても、情報提供を行うなど、支援が継続されるような体制をとっております。以上です

○樋口 (1 番)

はい。今、教育委員会の方から答弁をいただきました。やはりこのハードルっていうのは親御さんにとっても子どもにとってもなかなか大変なハードルではないかな、またそこから高校へ次の段階ステップへ進む、高校へ行くか就職するか、その部分においてもですね、今どのような支援をしてるかっていうのをお聞きしたところでございますけれども、教育委員会のエリアから離れて、18 歳まで 16、17、18 歳ですね、いわゆる高校という段階において、この部分の支援は窓口はどの課でどのようにやっておられるのかお聞きしたいと思います。

○子育て応援課長

はい。高校卒業までの支援は子育て応援課で行っております。子育て応援課でやってみるとしましては、小中学校、高校へ入学後のところと変わらないんですが、児童や生徒につきましては、集団でうまく適用できない、学習が難しい、友だちとトラブルになるなど様々な悩みがあります。就学相談で伴走していく中で、直接保護者から保健師が相談を受けたり、学校からの相談を子育て応援課で受けております。なるべく対象児童生徒の小さい頃から保護者と家庭との繋がりがある保健

師が入り、学校と支援会議を実施したり、保護者の了解を得て医療機関との連携やスクールカウンセラー、心理士への相談、その他必要な支援へ繋げるなど、様々な調整を行っております。以上です。

○樋口 (1 番)

はい。ありがとうございます。もう 18 歳 16、17、18 ということになると、もうほぼ大人と同等の体つきにもなってくるだろうし、そういった方へのサポートというの、また今までのような義務教育のサポートとまた違ったサポートがあって、保健師さんのご苦労というのは大変なんだなというふうに感じております。保健師さんというのは、0 歳生まれたときからずっとその子を見ながらずっとその子を支援しながら、親御さんと一緒に歩いてきてくださっております。この切れ目ない支援、いわゆる今子育て応援課だったり教育委員会だったりっていうふうには、課がいろいろ分かれているわけですが、切れ目ない支援っていう部分においては、相談の窓口はどこにあるのでしょうか。

○子育て応援課長

はい。18 歳まで子どもが大人になるまで、入学、卒業、就職といったライフステージごとに生活環境や生活スタイルが変化するため、その段階に合わせて子どもの成長と自立に向けて、切れ目のない支援を行うため、子育て応援課にこども家庭センターを設置いたしました。必要な教育的支援や生活を豊かにするための福祉サービス利用に繋ぐなど、こども家庭センターが各課と連携しながら支援を行います。以上です。

○樋口 (1 番)

今、こども家庭センターということがお話にありましたけれども、こども家庭センター今年の春、スタートしたんですけれども、こども家庭センターの目的と役割、この中でもいろいろなことが細かく書かれております。サポートの体制やら、ただ障がいを持つハンディを持つ子どもたちのことに関してなんですけれども、福祉というこの一言で書かれていてですね、窓口が非常にいただいた資料では非常にわかりづらい。ここの辺の明記をですねきちんとしていただきたい。こども家庭センターが窓口であろうと私は思っておりましたけれども、この中にこういった少数派の子どもたちに対する窓口もここだということがですね非常にわかりづらくてですね、ここの部分の明記をきちんとしていただきたいということを要望としてしてお

きます。その中でもですね、親子に寄り添う伴走者という表現がありますけれども、これは保健師さんがそれを担っているわけですが、その伴走者としてのその役割それから支援内容について、どのようなことをやられているのかお聞きしたいと思います。

○子育て支援課長

保健師は健診などを通して、すべての乳幼児と保護者に関わり、子どもの成長過程を把握しながら伴走していきます。保護者から今までの生い立ちすべてを聞かずとも様子がわかることで、各種相談に対応しながら必要な支援について提案を行い、一緒に考えていきます。ただ保健師は学校の様子、学びについて教育の専門知識が不足しているため、保健師だけでは支援が難しい場合もあり、学校の先生など教育関係者の協力を得ながら支援を行っています。こども家庭センターは設置したばかりですが、今後についても、体制整備に努めていきたいと考えております。以上です。

○樋口（1番）

今、課長から答弁いただきました。伴走者としてですね保健師それから教育関係者という言葉がございました。保健師さんは子どもの成長過程から関わっておられますので、その様子がわかってらっしゃいます。ただ、進路として次のステップに行くときにですね学校の様子っていうのが、この子にとってどんな環境で学ぶのがベストなのかっていうベターなのかっていうことがですね、専門的な分野でないので、そういったことが弱いんじゃないか。また、教育関係者は逆にそのこの部分ははっきりわかるけれども、その子どもが今まで成長してきた過程がどういうものなのかっていうことが、非常にわかりづらいという部分もあろうかと思えます。やはりこういった両者が支援体制としてですね加わって、伴走者としてこの親子に寄り添うということがベストであって、必要ではないかなと。特に親御さんへのサポート、支援、ここを重要視していただきたいなと感じております。その次の質問に入ります。7番と8番ですが、これは一緒に質問させていただきたいと思えます。支援会議またそれぞれの子どもさんに対する支援計画の策定という部分ですが、これがどのように行われているのか、またその支援の実情はどうか、それから実践に支援が行われているという検証ですよね、その部分はどうかされているのかという部分を質問したいと思えます。実は私の母も高齢になってで

すね。毎月一度ケアマネさんが来て、支援計画を立ててフォローしていただきます。それから年に1回いろんな担当者が集まっていたいただいて支援会議みたいなものを設けてもらっております。子どもたちっていうのはもう日々成長の段階にあってですね、ひと月ひと月が大事な時間です。どのようなサポートをしているのか。お聞きしたいと思います。

○子育て応援課長

支援会議は必要に応じてその都度行っております。時と場合によりこども家庭センターが主となるもの、子どもが所属している機関が主となるものといったように、状況に応じて行っています。会議では支援について話し合い、次回必要な話し合いのスケジュールを決め、それまでの間、それぞれの機関で支援を行っていきます。学校の場合、進級時、行事が行われるタイミングを見計らい、課題解決などの見通しを立てながら目標を決めていきます。こども家庭センターが設置されたことにより、支援計画であるサポートプランの作成が義務付けられております。このサポートプランにつきましては、課題を解決するため、目標に向かって取り組む内容について保護者と一緒に考えます。サポートプランにつきましては、これから運用していく予定であります。以上です。

○樋口(1番)

この支援計画という部分についてなんですけれども、これは各子どもさんごとにその支援計画っていうものは立てられるということでしょうか。

○子育て応援課長

はい。議員のおっしゃるとおりでございます。以上です。

○樋口(1番)

はい。様々な支援を行政としてやっていただいているということなんですけれども、なかなかグレーゾーンにいる子どもたち、親御さんもしっかりとわからない段階にいる子どもたちもおられるのではないかなというふうに、私は心配をしているところでもございます。この子どもたちがですね居場所ということで、いろんな民間それから公的にもいろんな施設がございます。この上伊那の支援事務所の数についてお聞きしたいと思います。民間それから法的に行われている施設、また施設の数ですねそれから、町内の子どもたちの利用状況は、どこの施設に行ってもらえるのか、そこらの辺もわかる範囲でお答えください。

○保健福祉課長

障がい児の福祉サービスは主に 4 種類あります。1 つ目は児童発達支援、2 つ目は放課後等デイサービス、3 つ目は保育所等訪問支援、4 つ目は障害児相談支援があります。上伊那圏域におけます障害児通所支援事業所及び障害児相談支援事業所の数につきましては、まず児童発達支援が 15 箇所、放課後等デイサービスが 30 箇所、保育所等訪問支援が 10 箇所、障害児相談支援は 26 箇所あります。このうち町内の事業所は児童発達支援が 1 箇所、放課後等デイサービスが 2 箇所、障害児相談支援が 2 箇所ございます。町内の子どもさんたちの利用状況につきましては、児童発達支援の利用人数は 10 名で、うち 2 名が町内の事業所、残りの 8 名は町外、諏訪市、箕輪町の事業所を利用しております。放課後等デイサービスの利用人数は 32 名で、うち 21 名が町内の事業所、残りの 11 名は町外、伊那市、箕輪町、南箕輪村、岡谷市の事業所を利用しております。保育所等訪問支援の利用人数は 5 名で、全員が町外、箕輪町、伊那市、下諏訪町の事業所を利用しております。障害児相談支援の利用人数は 54 名で、うち 32 名が町内の事業所、残り 22 名は町外、宮田村、南箕輪村、塩尻市の事業所を利用しております。以上です。

○樋 口 (1 番)

多くの子どもさんが辰野町の施設もそうですけれども、町外の施設を利用されているという今、課長の方からも答弁がございました。辰野町の発達支援事業所、これ上伊那圏域、ここの部分についてお聞きしたいんですけれども、箕輪町それから南箕輪村、伊那市、駒ヶ根市とそれぞれの市町村で施設を持ってらっしゃいます。駒ヶ根市のつくし園については南部広域連合という形で対応されております。辰野町には公的な発達支援事業所ってというのがないんですけれども、ここの部分について辰野町にはどうしてここ事業所がないのか、また、町としてここの部分必要ではないのか、そこの部分の町の考え方をお聞きしたいと思います。

○保健福祉課長

児童福祉法に基づきました障害児福祉計画におきまして、国全体の目標としましては児童発達支援センターを各市町村 1 箇所ずつ設置となっておりますが、長野県の目標としましては各市町村または各圏域に 1 箇所以上設置ということでございまして、公的な事業所の設置は国の基本方針で成果目標とされており、義務付けられてはおりません。町では人員確保や施設整備等の課題もあるため、今日に至るまで

設置ができておりません。しかしながら、公的な事業所の必要性は感じております。特に保育園から小学校、小学校から中学校などライフステージが変わるときに、それぞれの子どもに適した次の学びの場を考え、繋ぎの支援をする役割は公的な事業所が担うところであると考えます。それぞれの子どもの発達段階に応じて、その子どもに適した場でより専門的な療育を受けることで発達を促すことができます。そして子どもの将来、小学校は地域の小学校へ行けるのかですとか、今後どのような支援が受けられるのかといった保護者の不安に見通しを持って、各種制度や情報を提供することができます。また町外の事業所まで送迎を行う保護者のご負担を軽減するということも、町として考えていかなければならないことであると考えております。以上です。

○樋 口 (1 番)

今、ちょうど私 13 番の支援センターの設置をという質問がありますけれども、同じこの質問をちょうど 1 年前の 9 月にいたしました。そのときにですね町は今、福祉計画の中で、令和 5 年までの計画の中には、支援センターを作るという目標がございました。令和 6 年度以降の計画にはその計画が消えておりました。その部分でどうしても支援センター必要じゃありませんかという質問をさせていただく中でですね、回答は民間の参入を促してってというようなご返事をいただいております。10 番の質問ですけれども、この民間の支援この 1 年間、様々な支援を行ってきていたと思いますけれども、具体的にこの新規参入を促すための支援、また既存の施設への支援、どのようなことが行われていたのかお聞きしたいと思います。

○保健福祉課長

事業所への経済的な支援としましては、町単独の事業補助金等は現在ございませんが、国、県の補助金に「社会福祉施設等施設整備費補助金」がございます。この補助金は社会福祉法人等が障害福祉サービス等を開始するために施設等を整備する場合や、老朽化した施設や入所者などのニーズに合わせた施設の改修などを行う場合に、その施設整備費などについて、国が 2 分の 1、県が 4 分の 1 を補助するものでございます。そのほか、キャリアアップ助成金や人材確保等支援助成金等、国の雇用関係助成金もありまして、まずはこれらの活用を各事業所へお願いしたいと思っておりますので、ご案内をこれからもしていきたいと思っております。また、町からの事業所へのソフト面での支援といたしましては、事業所から職員のスキルアップのた

めの実地研修先がないというお困り相談に対しまして、町が仲介いたしまして、研修を受け入れていただける事業所を紹介した例などがございますので、こんなソフト面につきましても、今後も随時相談に乗らしていただきまして、様々な対応をしていきたいと考えております。以上です。

○樋 口 (1 番)

はい。様々な支援を行っていたというお話です。具体的に例えばですね、民間の団体はですね事業を展開するにあたって、施設を借りて家賃を払って運営しております。どうしても採算が合わないと事業を継続していけない、そういった苦しさもあります。ぜひ家賃補助とかですね、そんな具体的にもそういうところまで踏み込んでですね、ぜひ支援をしていただきたい。その事業所が公的な事業所もない、それから民間の参入もですねなかなか思うようにいかない。また、今ある事業所さんを守る意味もですね含めて、そういった支援を要望したいと思います。そういった話の中で先ほど来も医療機関という言葉が出てきております。辰野町の子どもたちが医療機関にかかる場合にですね、伊那市だったり近隣の市町村の医療機関を頼っているわけですが、辰野町には辰野病院があって小児科がございます。その小児科でですね週に 1 回、半日でも構いませんけれども、発達障がいの診療の窓口これを開設することはできないでしょうか。伺いたいと思います。

○辰野病院事務長

発達障がいの診療は神経発達専門医の診断や専門医による薬の処方が必要となります。伊那中央病院などには専門医の医師がおり、専門性の高いリハビリを受けることが可能となりますので、専門性を持ったスタッフが集約され、継続フォローができる環境で受診されるのが良いと考えます。辰野病院の小児科では、発達障がい診療の窓口としては開設はしておりませんが、外来診療にて相談内容に応じ、軽度の歩行の遅れ、言葉の遅れ、どもりなどについては院内のリハビリに繋げる場合もあります。伊那中央病院などの専門医を紹介している状況です。以上です。

○樋 口 (1 番)

今の回答ではですね辰野病院の小児科では診れないということよろしいでしょうか。

○辰野病院事務長

はい。小児科の日高先生に確認したところ、やはり神経発達専門医を持っていな

いと診れないということです。以上です。

○樋 口 (1 番)

今いる常勤の先生では厳しいということです。例えば専門の先生をですね、どっからかどっかの病院もしくは大学病院からですね。派遣をしていただくということも含めてですね、ぜひその部分を検討していただきたいなということを要望して次の質問にいきたいと思います。1 番からずっと 12 番まで質問してきました。1 年前にも同じ質問をさせていただいております。児童発達支援事業所、公的な児童発達支援事業所、また支援センターの設置というものは、どうしても一定以上はやはり冒頭の質問でもあったように、子どもさんの数がございます。やはり公的な窓口、相談窓口が必要であると私は思っております。ここは設置について行政はどう考えているのか、もう一度、1 年前と同様の質問ですけれどもお聞きしたいと思います。

○保健福祉課長

現在、長野県内では児童発達支援センターが 14 箇所ございます。うち公的な児童発達支援センターとしましては 4 箇所、飯田市、伊那市、軽井沢町、小諸市があります。上伊那圏域では、伊那市に公的な児童発達支援センターが 1 箇所ありまして、伊那市、駒ヶ根市、箕輪町、南箕輪村に公的な児童発達支援事業所がそれぞれ 1 箇所あります。先ほどもお答えいたしました、町でも公的な事業所の必要性は感じております。現在では設置場所の選定や人員の確保などが進んでいない状況であります。民間の事業所の参入も促しながら、町として公的な事業所の設置に向けて、設置場所の選定、既存施設の再利用、人材確保や育成などについてですね、引き続き研究してまいりたいと考えております。以上です。

○樋 口 (1 番)

1 年前よりはだいぶ進んだ回答をいただきました。ぜひね一定以上この支援を求める子どもたち、親御さんがいるっという現状の中でですね、公的な支援事業所は私は必要だと思っておりますので、ぜひ今のご回答を前進させていただきたい、そのように要望して次の質問に移りたいと思います。本来 1 番の療育だけで 50 分行こうと思ったんですけれども、どうしても病院についても聞いて欲しいというお声をいただきましたので、病院について状況をお聞かせいただきたいと思います。令和 7 年度 4 月から始まって、約半年が過ぎようとしております。計画のもとスタッフ一同、皆さん本当に頑張っていらっしゃると思います。外来の数、外来の患者数それ

から入院の患者数、そこら辺もあわせてですね、今の現在の状況についてお聞きしたいと思います。

○辰野病院事務長

はい。8月末現在の患者数についてお答えします。入院患者ですが、4月から8月末現在の延べ患者数は1万1,638人、前年度の8月末と比較しますと575人の増となっております。内科の入院患者は増加傾向にありますけれども、透析・眼科の患者は減少しております。眼科については、昨年10月より白内障手術ができなかったことが患者減少の原因ではありますが、今年7月より信大の協力により白内障手術ができるようになりました。また病床利用率は76.1%で、前年度と比較しますと3.8%増となっております。経営強化プランにおいては、今年度の病床利用率の目標数値を76%としておりますので、今のところ目標を達成している状況でございます。続いて、外来患者ですが、4月から8月末現在で延べ患者数は2万4,416人、前年度の8月末と比較しますと1,566人の減となっております。特に内科や透析・外科の患者数が減少しております。内科や透析においては、当院をかかりつけ医として通院されていた患者様の死亡等による患者減、また外科においては医師の都合によりまして、診療日数が減少したことに伴い患者数が減少したと思われまます。1日当たりの外来患者数は8月末現在では214人、前年度が234人でしたので20人の減となっております。経営強化プランの目標数値は230人としておりますので、目標数値には達成していない状況です。外来患者数は人口減少に伴いまして、全国的にも減少傾向にあるところですので。また、救急車搬入患者数ですけれども、ここ数年は年間約500件前後の受け入れ件数でございましたが、昨年度は658件と多くの救急搬送を受け入れることができました。今年度も救急車ホットライン担当医師を配置いたしまして、できるだけ断らずに受け入れているところでございます。以上です。

○樋口(1番)

はい。今、病院の現在の状況、8月までの状況をお聞きしました。入院患者の方は目標計画をクリアしているということ、それから外来の患者さんはだいぶ減少しているということで厳しい数字でございました。しかしその中でもですね、救急搬送を受け入れてくださってる、これあのスタッフさん本当に私頭が下がる思いなんですけれども、救急車っていうのは苦しくて痛くて一刻を争ってかかりたいっていう、その患者さんそれを受け入れてくださって、これ年度ちょっと違うんですけども上

伊那広域の消防署の方へお聞きしたデータがございます。これは1月から12月というくくりの中で2020年から数字をいただきました。2020年辰野病院の搬入件数は414、2011年が458、2022年が543、2023が458、2024年が627件という形で、だいぶ救急搬送についてですね、病院の方ご苦労いただいて受け入れていただいているという部分において、本当に感謝を申し上げたいと思います。また25年についてはですね、1月から6月30日まで326件の受け入れをされてるということで、これも年間やはり600を超える患者さんを受け入れてくださってる、これは地域の医療機関として大事なことだと思います。ここの部分についてもですね、本当に感謝して申し上げたいと思います。さて、やっぱり一番大事なのはお医者さんの確保なんですけれども、お医者さんの確保についてどのような対応されておられるのかお聞きしたいと思います。

○町 長

ただいま議員の方から救急搬送につきましてのお話でしたが、つくづく病院の支えてくださってる医者ですね、医師の力というものが本当に大きいなと思っております。医師を含むスタッフの協力です、受け入れ体制が充実すれば数字として跳ね返ってくる、ここ数年の動き見てもですね、やはり有能な医師を何とか確保したいという思いで動いているところでございます。ただいまの質問についてお答えします。町長就任当初から積極的に県や信大の方へ出向きまして、医師の派遣をお願いしてまいりました。その成果として、ちょっとさっきの話以前昔の話になりますが、令和元年7月には念願でありました泌尿器科を開設することができました。また、平成30年から現在まで、信州大学から継続的に修学資金貸与医師を派遣していただいているところであります。またコロナワクチン接種の際には諏訪赤十字病院・諏訪中央病院に出向き、医師派遣を依頼いたしました。コロナワクチンの集団接種を行うことができました。またコロナ禍で辰野病院の発熱外来患者が増加した際にも、諏訪中央病院へ医師派遣のお願いに行きまして、救急外来診療医師の派遣をしていただいているところであります。県や信州大学等へ出向きまして、大きな目標は達成できているところではありますが、今後も漆原院長と連携をとりながら、医師確保に努めてまいります。現状については事務長より説明させていただきます。

○辰野病院事務長

はい。では医師確保の状況についてお答えいたします。整形外科におきましては、週 1 日勤務の医師ではありますが、人材バンクなどを通じまして、令和 6 年 10 月から 1 名、令和 7 年 2 月から 1 名確保できました。また 8 月より整形外科医の都合によりまして診療枠が減少しているため、信大をはじめ基幹病院を訪問しまして、医師派遣依頼をお願いしているところでございます。耳鼻科におきましては、週 2 日勤務の医師を確保いたしまして、昨年度までは木曜日は休診となっておりますけれども、今年 4 月から平日は毎日診療できるようになっております。また眼科におきましては先ほど申し上げましたとおり、信州大学より白内障手術の医師を派遣していただき、7 月から手術ができるようになっております。修学資金貸与医師につきましては、信州大学より今年度も 2 名派遣していただいております。なお、信州大学医学部の地域医療実習生や諏訪赤十字病院から地域医療研修医を積極的に受け入れており、基幹病院との連携強化にも努めているところでございます。以上です。

○樋 口 (1 番)

前にもこの質問はしたかと思えます。やはり医師の確保、これが一番大事ではないかなと。私の妻の実家の方、信濃町ですけれども信越病院の再整備ということで 9 月 1 日に新しい病院がスタートいたしました。それまで 72 床くらいあった入院病床をですね 52 にしてですね、基本理念を「地域の健康と暮らしを支え、身近で信頼され愛される病院」という大きな基本理念をもとに新しい病院がスタートしました。人口規模もだいぶ小さな町ですけれども、新しい病院を構えてあの地域の住民を守るというそういった気持ちの表れではないかなと思えます。いろんな事業が展開されております。医師の確保についてもですね、私以前に病院の事務長さんで全国を飛び回った方とお会いをして、その当時の苦労なんかもお聞きしました。派遣をしてくださるコンサルさん、それから私立の大学病院まで行って医師の派遣を頼んできたこと、そういった苦労話もお聞きしました。ぜひですね、窓口は全国にあると思います。長野県だけではなく、どうしても必要であればどこからでも地域医療を支えるということで、そういった部分において理解をしてくださるお医者さんもいらっしゃるのではないかなと思えます。ぜひ医師確保についての努力をですね、これからも町長トップでぜひ飛び回っていただきたいなというふうに思います。最後の質問になります。質問の 2 番と 4 番を一緒にしてお答えをいただきたいと思いま

す。公的病院の使命をどう考えるかまた町民の期待に応える病院の姿というものについて、町はどのように考えているのかそこら辺をお聞きしたいと思います。

○町 長

はい。不採算部門であっても患者ニーズに対応した医療サービスを提供し、地域住民の健康維持・増進を図る重要な役割を担うことが公立病院の使命だと考えております。辰野病院では、在宅復帰などを目的とする回復期の患者ニーズが多いことから、7月より病床100床のうち、地域包括ケア病床37床だったものを70床に増床し、よりスムーズに自宅や施設に戻れるよう、医療の提供や支援を行っております。また町民の健康増進を目指し、健康教室等も積極的に開催しております。今後も医療人材の確保に努め、持続可能な医療提供体制を維持し、基幹病院と連携しながら地域包括ケアシステムを支える地域密着型の病院を目指してまいりたいと考えております。以上です。

○樋 口 (1 番)

目指す病院の姿、ぜひ町民に寄り添った病院を作っていただきたい、また1番の質問でありますけれども、少数派の子どもたち、この子どもたちの支援それから親御さんへの支援、寄り添いこうといったものについてですね、行政として何ができるのかそこら辺も考えながら、ぜひ強いサポートをお願いをして、私の質問を以上で終わりにしたいと思います。

○議 長

進行いたします。質問順位12番、議席10番、本田光陽議員。

【質問順位12番 議席10番 本田 光陽 議員】

○本 田 (10 番)

通告に従い質問を始めます。6月の定例会で余談的にAIに関することに少し触れさせてもらったんですが、その後、町民の方から数名から反応をいただきました。今、関心の高まっているテーマなんだなと感じたところであります。そのAIに関する質問ですが、要旨1の現在、辰野町の行政業務や住民サービスにおいてAIを活用している分野の取り組みはということですが、現在、全国的にデジタル化やDXの推進が強く求められています。人口減少や多様化する住民ニーズに対応するためには、従来のやり方に加えて、新しい技術を柔軟に取り入れていくことが大切だと考えております。その中でも、昨今は人工知能を活用することによって業務を効率化し、

これまで人の手を多く必要としていた作業を AI に置き換え可能になるということが期待されています。例えば議事録の作成や、住民からの問い合わせへの対応、交通といった様々な分野で活用の幅は広がってきており、全国各地の自治体でも導入が検討されています。そこで質問になります。辰野町において現在既に導入されている、あるいは試行段階にある AI の活用はどのような分野で、どのような取り組みが行われているでしょうかお願いします。

○町 長

現在、町のホームページにおいて辰野町 DX 推進戦略第 3 版を公開しております。この戦略の中にも AI について明記しており、このようなデジタル技術を有力なツールと位置付け、活用を推進しております。昨今、叫ばれている生成 AI は業務効率の向上、新しい発想の一助になりうる可能性がある一方で、利用する上では様々なリスクを秘めております。詳細につきましてはこのあと担当課長より申し上げますが、どんなに可能性があるツールにも適切に利用されなければ効果を発揮することができないため、安心安全に利用できるように進めていきたいと思っております。

○DX・地方創生担当課長

はい。私の方から少し AI について若干説明させていただきます。よく耳にする AI ですが、AI とはアーティフィシャル・インテリジェンス、先ほど議員もおっしゃいましたが日本語にしますと人工知能と呼ばれるものであります。一般的に人間の知能を模倣したコンピュータシステムや技術のことを言います。また、一口に AI と申し上げましても単純制御、機械学習、深層学習などの段階があります。単純制御においては、適切な温度に室温を調整するエアコンであったり、自動運転の車や顔認証システムなどにも AI が使われており、非常に身近なものとなっております。最近ではディープラーニングと呼ばれる深層学習と言われるモデルで、2022 年頃から生成 AI と呼ばれ、新しいモデルが出てきております。生成 AI を用いると、クリエイティブな成果物を生み出せるのが特徴であります。生成 AI でできるものは音楽や画像、動画、プログラミング、文章など多岐にわたります。従来の AI は事前に学習したデータの範疇で判断、判定をしていたのに対し、生成 AI は自らが獲得した学習成果から新たに創造することが可能になってきております。現在、辰野町の行政事務において AI を活用している分野ということではありますが、1 つはデマンドタクシー

の運行システムがあります。受け付けた複数の予約に応じ運行ルートや時間などを適切に設定することが可能になっております。また、議事録作成業務におきましても、AI による文字起こしツールを導入しております。こちらの機能では、自動で文字起こしされたものから、会議の内容を短時間で要約したり、箇条書きに抽出したりとそんな機能もついており、有効に活用されております。この議会の録音について議事録についても利用をしております。利用率は非常に高いものですから本年度、専用の IC レコーダーを 1 台追加いたしまして、業務の効率化を図っております。また AI を搭載したグラフィックデザインツールも利用しており、短時間でわかりやすいイベントチラシやプレゼンテーション資料などの作成ができることから、利用が広がってきております。以上です。

○本 田 (10 番)

AI を運用していくにはそのリスクの管理の部分であるとか、そういうことも整理していかなきゃいけないってことは、私の方でも改めて認識をしました。すでにデマンドタクシーの運行システムと議事録とグラフィックデザイン、すでに取り入れられていることもいくつかあるということで、はい、知ることができました。2 番の質問に移ります。辰野町において今後さらに AI を活用できる可能性が高いと考えている分野、また逆にこのエリアに関しては導入が難しいんじゃないかと、現在、判断している分野について、これまでどのように調査が検討が行われてきたのかについてお伺いします。

○DX・地方創生担当課長

はい。地方行政における AI 活用の可能性は非常に高い一方、課題も存在します。効率化や住民サービスの向上に大きく貢献できる分野もあれば、人間の判断や対話が不可欠なため、AI の導入が難しい分野もあります。まず辰野町に限らず地方行政で AI が特に期待されるのは、定型的な業務やデータ分析が中心となる分野です。行政手続きの自動化、住民票の発行、各種申請書の受付、証明書の作成など、定型的な手続きは AI で自動化することができます。チャットボットによる 24 時間対応の問い合わせサービスも有効です。これにより職員は複雑で専門的な業務に集中することができます。「公共施設の管理」施設利用の予約、開錠や施錠管理、混雑状況の予測、老朽化の診断などに AI を活用することで、効率的な施設運営が可能です。例えば、AI カメラで公園の状況を分析し、適切な清掃や除草等の管理スケジュール

を組むといった活用方法も考えられます。「福祉・医療サービスの最適化」AI で地域の高齢化や要介護者のデータを分析し、必要な福祉サービスを予測したり、潜在的なニーズを発見したりすることができます。これにより、個々の住民に合わせた支援を効率的に提供できます。「災害対策」過去の災害データや気象情報をもとに、災害発生リスクの高い地域を予測したり、避難経路を最適にしたりできます。ドローンと AI を組み合わせることで、被災状況を迅速に把握し、初期対応を迅速化することも可能です。一方で、AI の導入が難しいのは、複雑な状況判断や倫理的配慮、人間的なコミュニケーションが不可欠な分野です。「個別相談・カウンセリング」住民からの悩みや複雑な事情を抱えた相談に対し、AI が対応するのは困難です。人間の感情を理解し、共感しながら状況を把握し、最適な解決策を一緒に探すというプロセスは、現時点の AI には代替できません。「住民との合意形成、最終決定等の判断」公共事業や開発に係る住民説明会や話し合いにおいて、AI がファシリテーターや意思決定者となることは考えにくいです。多様な意見を調整し、信頼関係を築きながら合意形成を図るプロセスは、人間のコミュニケーション能力に依存します。事業実施の判断等関係者との交渉が必要な最終決定プロセスは、AI に任せることはできません。法令解釈のグレーゾーンや地域特有の事情を考慮する場面でも、人間の専門的な知見と責任が不可欠となります。長くなりましたが、ここまでが議員の質問に対して、生成 AI を用いて作成した答弁となります。1 つのモデル事例からということであえて使わせていただきました。AI はあくまでもデジタルツールの 1 つであり、すべての課題を解決するものではありません。AI に任せる分野と人間が担うべき分野を理解して明確に区別し、それぞれの強みを活かすことが重要と考えております。AI 導入に限らず行政 DX を推進するために、日々調査研究は続けてまいります。以上です。

○本 田 (10 番)

今、課長の方から AI 半分、課長からの言葉半分ということで答弁をいただきましたが、私の質問自体は私が作成しているので、そこはあの念のため申し上げておきます。例えば定期的な業務申請書とか証明書とか、これは AI で置き換えおそらく可能だろうと。逆に倫理的な判断とか個別相談、合意形成のプロセスとかでは、やっぱりまだ人間がそこは担っていないといけないということで、今、どこまで AI に任せられて、逆にどこまで人間がやらないといけないのかっていう、その境界線

を引くという作業してる段階に、社会全体の中にあると思うんですが、3番の質問として AI の活用をすることで町の職員の方の働き方の改革という観点からも大きな可能性を持っているというふうに考えております。限られた自治体職員の中では近年は一人ひとりの業務負担は増加傾向にあるということで、AI をうまく活用することで先ほども出ましたが議事録の作成とかデータ処理だとか、そういったことを大幅に軽減できる可能性が高いです。少しちょっと時間が迫ってますのでちょっと省略させていただきます。辰野町として AI の活用が進むことによって、職員側にどのような効果やメリットが期待できるとお考えでしょうか、お願いします。

○DX・地方創生担当課長

はい。AI 活用により職員側のメリットという形になりますけれど、今の人口が減少が進む中、職員の減少も想定されております。また業務の多様化による業務の増加っていうのもあります。そういった中で生成 AI 導入を含む DX 推進をすることにより、事務効率、事務作業や窓口業務の効率化、生産性の向上が図られると考えられます。

また、生成 AI 等導入時には初期コストはかかりますが、業務効率が図れるためトータルで見ると人件費等と比べると経費削減が見込まれる、財政負担等の軽減にも繋がると考えられます。以上です。

○本 田 (10 番)

その業務効率を上げていくことによって、そのコストと天秤にかけたときに導入していった方がコストが安くなるんじゃないかということでしたが、次は町民目線で AI の導入によって、どのようなメリットが生まれるかといったことに関して伺いたいと思います。

○DX・地方創生担当課長

はい。続きまして住民側から見てということではありますが、まずは一言で言えば住民サービスの向上が図られるってということになります。利用する生成 AI 等のシステムにもよりますが、町が持つ人口の動態、各種サービスの利用状況等の豊富なデータを処理・分析でき、住民の方にとってどのようなサービスが必要なのか、どのような施策が不足しているなどといった情報が得られ、分析結果を活用することにより、適切な意思決定や行政サービスの提供を行うことが可能となると考えられます。AI に限らず、デジタル技術の効果的な導入は更なる住民サービスの向上が図

られますので、引き続き DX 推進を行っていきたいと思います。以上です。

○本 田 (10 番)

先ほどからも答弁の中で少し出てきていましたが、例えば休日の窓口の対応、電話での問い合わせが人間がしてるところが AI が対応できたりですとか、であとごみ出し、ごみの分別とか行政手続きに関する日常生活でよくある質問に、AI を活用することで 24 時間対応できるようになったりするかもしれません。それが町民のメリットに繋がっていく可能性なんだろうと思います。5 番の質問に移ります。AI を導入していく際のロードマップや職員のスキル向上、体制づくりについて、どのように考えているかについてお伺いいたします。AI の活用は単にシステムを導入すればすぐにメリットが出るっていうものではなくて、どの分野から着手してどうやって段階的に広げていくのかっていった、ロードマップを明確に描くことが重要だと考えています。さらに AI を活用していくためには、それを使いこなす職員側のスキル向上も必要です。そのための職員研修や人材の確保などの体制づくりが必要になってくると思われませんが、辰野町において AI 導入を進める際のロードマップをどのように描いているのか、またそれを支えるための職員のスキル向上や体制づくりについて、どのように考え具体的に進めていこうとしておられるのか、ご説明をお願いいたします。

○DX・地方創生担当課長

現在、国、総務省においても AI の積極的な活用を推奨しており、全国の自治体向けに利用に関する指針や利用の手引きを作成し、今後公表される予定となっております。業務を効率化する先端技術の活用だけでなく、個人情報漏洩リスク等の対策も併記される予定となっております。国の動向を注視しながら職員スキルの向上や体制づくりに活用していきたいと考えております。職員側のスキル向上については、現在は昨年度は全職員を対象とした DX 推進全体にはなりますけれど、研修会なども開催しておりますし、今年度も各課から選任された DX リーダーを中心に研究等も行っている状況であります。以上です。

○本 田 (10 番)

先ほどの答弁で国の動向注視しながら進めていくといったことでしたが、次の質問で国の DX 推進交付金だとかデジタル田園都市国家構想交付金といった補助金の活用についてお伺いいたします。その AI の導入を進めていく国の DX 推進交付金やデ

デジタル田園都市国家構想交付金、こういった補助制度を利用することになるかと思いますが、辰野町においては今後の AI 導入やデジタル化を進めていくにあたって、こういった交付金や補助制度の活用をどのように検討しておられるかについて伺います。

○DX・地方創生担当課長

はい。現在ですね、これまであったデジタル田園都市国家構想交付金というのは、昨年度をもってちょっとなくなってしまったんですが、新しい地方経済生活環境創生交付金（第 2 世代交付金）というものが新たに創設されまして、この中でデジタル技術を活用した地域の課題解決や魅力向上に資する取り組みへの支援が、引き続き行われております。当町においてもこれらの交付金を活用しまして、昨年度はこの議場で現在使われておりますけれど、この映像と音響のシステムを整備いたしました。それから今年度につきましては、総合窓口マイナンバーカードを利用した、書かない窓口システムの導入を進めております。これは年内の稼働を予定しております。この書かない窓口システムは、マイナンバーカード等を読み込むことにより各種申請書に自動的に基本 4 情報を転記し、名前や住所などの手書きの部分をやらなくてもいいというようなシステムになります。これによって住民の負担や待ち時間の短縮が期待できるとされております。また DX 推進には費用負担が非常に大きな問題となっておりますので、今後も交付金等を活用しながら、生成 AI も DX 推進における重要なツールの 1 つと考えて、住民サービスの向上に努めるよう、効果的な導入を検討してまいります。以上です。

○本 田（10 番）

今後も国の交付金や補助制度などを活用してもらいながら、さらに取り組みを進めていていただきたいと思います。この質問はこれで終了にします。次です。昨年の辰野町の結婚支援事業予算と成婚件数や出生数の影響はというところですが、現在、国全体で少子化の進行は大きな社会問題となっております。結婚する人の数が減りそれに比例して出生数も減少するという流れが、長期的な人口減少の一因であることは様々な調査で明らかにされております。そうした中で各自治体においては、出会いの場の提供や結婚支援、子育て支援といった施策を組み合わせながら少子化対策に取り組んでおります。私がこのテーマで一般質問するのはこれで 2 回目になります。6 月の定例会だとか今定例会でも同じようなテーマで、ほかの議員さん

もこのテーマで質問されておりましたが、私は少しちょっと違った角度からという質問をさせていただこうと思います。というのもおそらく世代間によっても感じ方の差があるかとは思いますが、私個人としてはどうしても結婚というものと少子化っていうものを、一直線上で結び付けて話すということが、どうしても違和感が感じているところであります。そしてそういった感覚を持った人たちというのは、私くらいの年代とかその下の世代には結構多いと思います。というのも僕たちは人間ですので、子孫を残すための家畜だとか動物ではありませんし、本来結婚するかどうかとか、子をもうけるとかどうかっていうのは個人の選択であると思っています。それが社会全体の要請とときに強く結びつきすぎてしまって、少子化対策ニアリーイコール結婚数の増、婚姻の増加というような論調で語られることが多いというのが少し私は気になっております。本来は婚姻数の増加とか、結婚よりも子育てをできる環境をつくっていくということの方が本質の部分であるべきです。ただ結婚したいけど、望んでいるけどできないとか、結婚したいとかっていう人への支援は、これは別で考えた方がいいんだろうとも思っています。それは分けて考える必要があると思っています。そういった私の認識を前提として共有させてもらった上で伺いたします。過去 3 年間に辰野町で実施された結婚支援事業について、まず予算額はどの程度であったのかそして町全体での成婚件数、出生数、数字でご説明をよろしくお願いいたします。

○DX・地方創生担当課長

はい。お答えします。町の結婚支援事業の予算についてですが、まず令和 4 年度が 468 万円、令和 5 年度 446 万円、令和 6 年度 551 万 6,000 円となります。また、町全体の成婚件数については、令和 4 年度 45 件、令和 5 年度 46 件、令和 6 年度 60 件です。出生数につきましては、令和 4 年度 82 人、令和 5 年度 86 人、令和 6 年度 71 人となっております。結婚支援を利用して成婚や出生に結びつくまでには、時間もかかることでありますので、同一年度内で予算と成果を連動することは、非常に難しいかと考えております。以上です。

○本 田 (10 番)

結婚率と出生率というものは連動してること自体は間違いではないですが、その結婚をする人の数が減れば、当然ながら出生数も減少する。これも当然のことなんです。出生数を増やすために逆に婚姻数を増やせばいいと、それが逆に矢印でイ

コールにはならないと思うんです。それは例えば出生数が伸びないということもその裏に様々な要因が複雑に絡み合ってるからだと思います。例えば若者の経済状況だとか子育てしやすい環境にあるのかどうか、あとはライフスタイル、価値観の変化などいくつもの要因が複雑に絡み合っていると思われます。むしろ今は結婚をしなくても充実した生活ができると感じる人も多いですし、婚姻制度自体に違和感を持つ人も少なくありません。そういった幸せの形が画一的でなくなっている時代に対応したサポートを行っていくことの方が、これからは現実に即したサポートになっていくのではないかと思います。もちろん国の政策と連動している部分はあると思いますので、それは私も認識した上で質問をさせていただいてますが、この婚姻数の低下という現象、これをどのように受け止めますか。町のお考えをさせてください。

○DX・地方創生担当課長

はい。結婚数の減少に対する政策としまして、結婚相談事業としてマッチングシステムの利用支援や、相談体制の継続、新婚生活支援事業のPR等を強化してまいります。また婚活イベントでは、今年度新たなチャレンジとして、インターネット上の仮想空間で行うメタバース婚活を11月に予定をしております。現在準備を進めております。こういった形で結婚の支援も引き続き、これまで同様続けていきたいと考えております。以上です。

○本田（10番）

結婚を望まれる方へのサポートも並行して非常に大事なテーマだと思いますので、それも今後引き続きさらなる推進を求めていきたいと思っております。そして次の3番と4番の質問を一括して質問をさせていただきます。3番の結婚以外の家族形態、事実婚、パートナー制度、ひとり親などですけれどもに対する町の支援はというのと、長野県パートナーシップ届け出制度と連携して、さらにパートナーシップや事実婚でも同等の子育て支援が受けられるようできないかというこの2点です。必ずしも結婚という形をとらなくても、例えば事実婚を選択するカップル、自治体のパートナーシップ制度を利用する方々、あるいはひとり親家庭など、家族の形のその境界線はそれほどはっきりした、これだというものではないと思っております。国においても家族の形は一樣ではないという認識は徐々に広がってきており、制度設計の見直しが進められつつあるということです。長野県でもパートナーシップ制度が導入され、県

内の自治体との連携が進んでいます。社会全体が多様な家族のあり方を前提に、支援のあり方を検討する時代になってきていると言えらると思います。辰野町としても、結婚という形式だけに限定せず、事実婚やパートナーシップ制度を選ぶ方々、ひとり親家庭など多様な家族のあり方にどう対応していくのかということが必要だと考えます。長野県のパートナーシップ制度ですが、これは元々、性的マイノリティの方々を含むカップルが人生のパートナーである関係を県に届け出ることによって、その関係を県が行政的に認めて証明する制度です。これは法的な結婚制度ではありませんが、多様な暮らしを支える一歩とされています。この制度設立の目的自体は性的マイノリティの方々が、そうでない方と同等の支援が受けられるように生活上の障壁を取り除くこと、これを目的に設立されたそうですが、少し飛ばします。そうでない方と同等の支援が受けられるよう設立したのですが、これが単にその性的マイノリティの方々だけのものではない、それ以外のところでも価値があるのではないかと考えた考えを私は持っているんですが、現在だと、結婚するってということが社会的にも経済的にも制度的にも優位な状況を見出しているところへのバランスとして、例えばその異性愛者であっても、こういった制度を活用することで、社会のあり方の弾力性を高めることができるのではないかと考えています。そこで伺います。辰野町として、結婚以外の家族形態、例えば、事実婚、パートナーシップ制度、ひとり親などに対して、どのような支援を現状行っているのか、また、長野県パートナーシップ届出制度と連携するなどして、結婚を選択していない人や、現在の法制度では結婚することができない人たちも、結婚してる人たちと同等の支援が受けられるよう、より整備を進めることができないかについて伺います。

○子育て応援課長

はじめにひとり親に対する支援について申し上げます。近年では、家族のあり方が多様化し、離婚や死別、未婚などの諸々の事情により、ひとり親家庭がますます増えてくるのが考えられます。町では、ひとり親家庭への支援として児童扶養手当、医療費特別給付金、保育料等の軽減、就学援助制度、学童クラブ利用料の軽減により、ひとり親家庭の生活の安定と自立を助け、子どもの福祉増進を図っています。加えて、町の直接的な支援ではございませんが、コロナ禍においては、国の交付金を活用した生活給付が、低所得者のひとり親の方に寄付されています。あわせ

て、昨今の原油価格・物価高騰などによる支援もあり、コロナ禍以降、経済的負担を軽減する措置が図られているところであります。長野県パートナーシップ届出制度と子育て支援の連携に関しては、現行では公営住宅の入居申し込み、保育施設の入所申し込み、保育所、学童保育所への送迎が挙げられます。いずれの取り組みにおいても、経済的負担の軽減に至るものではございませんが、心理的に安心できる環境や公共施設の利用や申し込みの平等化に重きが置かれています。例えば、保育所施設の入所や送迎において、パートナーとして正式に認められることで家族と同様に扱われ、保護者として社会的な承認を得られていることにも繋がります。公営住宅の申し込みにあっても 1 つの家族として同様に扱われることで、入居への平等性が確保され、住まい探しに対する不安も解消されることと思われまます。このように、パートナーシップや事実婚であっても同等の支援が受けられるよう整備しているところですが、パートナーシップなど多様な家族のあり方がある中で、様々な家族のあり方を尊重しつつ、地域全体で支え合い、子どもたちが健やかに成長できる環境を今後も整えてまいりたいと考えております。以上です。

○本 田 (10 番)

このパートナーシップ制度を日本全国で、今年の 3 月時点ですけれども 31 都道府県 530 自治体がこの制度の導入をしているようです。県内の一部の自治体でも独自に制度や先制制度を設けているところもあり、長野市、松本市、須坂市、駒ヶ根市の 4 つがそれに当たります。また、先ほど公営住宅のお話も聞きましたが、松川村ではそのパートナーシップ制度に基づいて、婚姻関係と同様の扱いで県営住宅へ世帯として入居可能だということです。さらにこういった県の制度などとの連携を希望して次の質問に移ります。辰野町として若い世代にとって子育てしやすい町というイメージを広めていくことは、人口減少社会において非常に重要なテーマだと思われまます。先ほども申し上げましたが、結婚を望む人たちのサポートももちろん大切だと考えております。そして、子育てのしやすさというものは持続可能なまちづくりの基盤になると思ひまます。しかし、国際的に見ると必ずしも結婚と出生が 1 対 1 に結びついてるわけではないという、その前提の上にこのテーマの最後の質問をしていこうと思ひまます。2010 年代以降、例えばフランスや北欧諸国においては、既婚での出産のパートナーシップを前提とした家族形成がかなり一般的になってきており、フランスで婚姻外出生の割合が 2023 年で 63.9%に達しているようです。制度的には

PACS と言ひ日本語でいうと、市民的連帯契約というものになるそうです。これは1999年に導入されたもので、婚姻とは異なる形の法的パートナーシップとして、最初は先ほどの県のパートナーシップ制度もそうですが、同姓のカップルのための制度として設置されたものが、結婚を望まない異性カップルにも多く利用されるようになって一般化していったということのようです。このように若い世代、もちろん国は違いますので、日本は日本のあり方があると思いますし、それをすべて丸呑みして参考にできるといったものではないとは思いますが、若い世代の価値観が多様化している中で、必ずしも結婚を前提に、家庭や子育てを考えない人が増えている、これは現実だと思いますのでそこを直視していけば、支援のあり方を結婚一本槍じゃなくて、柔軟にとらえていくということの方が自然なのではないでしょうか。そこでお伺いいたします。辰野町として若い世代にとって、子育てしやすい町としてのブランドを強化していくために、現在の結婚支援制度を今後も最適な手段と考えておられるのか、もしくはフランスや北欧などのように非婚出産が出生率維持に寄与しているという結果なども踏まえ、多様な家族形態を前提とした新たな支援策を検討していく必要があるとお考えなのか、この国を超えたお話になってしまって少しちょっと飛躍し過ぎてしまっているかもしれませんが、お答えいただける範囲で町としての見解をお聞かせください。

○総務課長

それではヨーロッパのですね国とそれから日本との違いということの中で、内部でですね少し検討したのについてお話をさせていただければと思っております。まずインターネットで入手できる諸外国の出生数における非婚出子の比率はですね、日本の割合が2.4%、韓国では2.5%、それに対してフランスは62.2%、スウェーデンで55.2%ということでありまして、フランスや北欧で非婚出産が少子化の歯止めになっているということは承知してるところであります。議員おっしゃいましたフランスでは1999年にPACS（民事連帯契約）元々は同性カップルによる婚姻を認める法制度が法制化されまして、法律婚との差がほぼなくなり社会保障や税制面でも法律婚に準じた優遇措置を受けられるようになったことから、婚外子が増加し始めたということであります。またスウェーデンは高福祉国家であり、性や出自にとらわれることなく各個人の自由と選択が尊重される個人単位社会であることから、出自を問わず子ども一人ひとりが健全な生活と経済的支援を得る権利が保障されているよう

であります。日本は江戸時代に寺請制度が確立し、すべての人がいわゆる宗門人別長に書き込まれました。これが現在の戸籍に繋がっています。現在の内容とは異なるものの、戸長が筆頭に書かれ嫁は女とされているものの、家族構成がすべて書き込まれており家が中心となっていることが見て取れるということです。この制度によりまして、日本に家制度が定着したと思われまます。この考えが、現在でも多数を占める日本では、出産育児は婚姻内だという意識が強いのではないかと考えられます。一方、フランスでは婚外子が増加している一方で、結果的に法律婚を選択しているカップルが73.1%に上るというデータ、これは2011年のフランスの国勢調査であるかと思えますけれども、あります。家族に対する考え方にお国柄が見えるものの、結果的には結婚という形ではなく、いかに子どもを産み育てる環境が整っているかが大切ではないかと考えています。日本は、多様な家族像を許容する風潮が弱く、子どもの養育、福祉に関する社会政策の充実も低い現状では、婚外出産に期待するのが今のところまだ時期尚早ではないかと考えております。さらに出生時の97.6%は結婚により生まれていると言えますので、現在の日本の社会的・文化的背景から結婚を推進する婚活事業が、少子化対策として不適切であるとは考えづらいと思っております。結婚のための出会いの求め方は、20代、30代また40代、50代とそれぞれ違いますので、世代に応じたですね町としての取り組みが必要ではないかとも考えております。一方で、子育ては夫婦がともに行う、地域がともに育てるという意識、理解を浸透させていくことは、嫡出子、非嫡出子いずれに関わらず必要なことでもありますので、こうした子育てについてしやすい、あった方がいいアイデアを皆で考えてみることは、住民サービスに今後繋がっていくというふうに考えているところでもあります。以上であります。

○本 田 (10 番)

はい。それぞれの社会、国とか社会の歴史とか成り立ちとも深く関係しているんだと思いますので、慎重にかつできるだけ広い幅を持って検討していただきたいと思います。次の質問に移ります。少しちょっと時間がないので、これ議長一括して質問させてもらってもよろしいでしょうか。はい。それでは川島小跡地利用に関しての質問になりますが、この1、2、3番すいませんちょっと一括をさせていただきます。はい。まずじゃあ1番からですが、この地域のニーズこれまでどのように把握されてきたか、これが1番から抜き出すところです。2番からですが一時貸

し出しがどのようなものなのか、これが2番から抜き出したところです。3番がですね、要綱、今制作が終了したと聞いておりますけども、この要綱についてどのようなものなのかについての3点についてお伺いしたいと思います。

○まちづくり政策課長

それでは、議員の質問の3つに一括してお答えをさせていただきたいと思います。まずはじめに地域のニーズの把握はどのようにといったところの1番のところでございますが、これにつきましては令和5年7月に川島小学校跡地利用準備委員会が設置されてからですね、会議を重ねましてアンケートを行い、そして令和7年度に入りまして検討委員会を立ち上げ、5月と7月の2回開催をしてきたところでございます。

これまでに確認している地域のニーズにつきましては、アンケート調査をですね以前にやったものと、今回、地元検討委員会で出ました意見、例えば「図書室、郷土室にある歴史を感じられるものについては残してほしい」「合宿所として活用してはどうか」「避難所としての再整備」などのご意見をいただいているところでございます。それから2番の跡地利用の1つとして検討されている、一時貸し出しについてということでのお答えをさせていただきます。一時貸し出しにつきましては、学校施設を一時的に学校教育以外の用途のために一時貸し出すということであり、現在の学校としての機能をそのまま維持する中で、公益に資する用途であれば一般に一時的に貸し出しを行える制度となっております。現在も既に各小中学校の体育館や校庭について、社会体育の団体等へ貸し出しを実施しているものであります。一時貸し出し終了後の利用形態についてですが、現在はあくまで一時貸し出しで需要があるのかどうかということは今、調査をしている段階でありますので、まだ検討する段階ではなっておりますが、今後どうしていきべきか改めて検討していきかなと思っております。それから3番のご質問でございますが、8月中に作成した要綱ですね。これにつきましては今回策定したものは、あくまでも今回のですね一時利用の希望者の調査要領でありまして、検討の委員会の中でもですね出た内容をまとめたものでありまして、この要領につきましては跡地利用を決定付けるものではなく、あくまでも需要調査の要領となるといったところでございます。今後の進め方は、今回、応募のあった団体につきまして担当でヒアリングを行い、10月に開催予定の第3回の検討委員会にて協議をいただく予定となっております。以上ですが、

よろしく申し上げます。

○本 田 (10 番)

はい。一時貸し出しについての基本的なところを共有することができたと思います。例えば一時貸し出しというからには期限があると思うんですけども、その期限が来た後は、例えば新たに事業者を選定したり、承認したりするための手続きをどうするのかとか、あとはその段階で例えば 5 年なら 5 年終わりました、10 年なら 10 年一時貸し出しが終わりましたという時点で、また地域のニーズとか、じゃあ 5 年やってみてどうだったっていうフィードバックを得ていくような余地があるのかとか、利用形態も指定管理のようなものなのか、PFI という制度を活用するのかもしれないが町がそのまま直接運用するのかとか、その辺りがもう少しだけ不明なところがあるのかなと感じているんですが、そのあたりについて関連で質問させてもらってもよろしいでしょうか。お願いします。

○まちづくり政策課長

はい。それでは今の一時貸し出し終了後の利用形態というようなことにつきましてお答えをさせていただきますが、その先につきましては現在まだ決めていない状況でありますので、ここで調査をしてどれだけの方が応募してきていただけるかということにもなりますけれども、その応募状況を見ながらですね、最終的には一時貸し出しをですねどこで終えるのか、例えば PFI 制度になるのか指定管理者制度になるのかということもありますので、そういったところはですね今後検討していきたいかなというふうに思っております。以上です。

○本 田 (10 番)

はい。この川島小の跡地利用に関しては町民の関心も非常に高いテーマだと思いますし、特に川島の地域の方は関心の強いところだと思います。ぜひ地域の方々の意見、ニーズなどを十分に反映して進めていってくださるようによろしく要請して、私からの一般質問を終わりにしたいと思います。

○議 長

ただ今より、暫時休憩とします。再開時間は 15 時 10 分とします。

休憩開始 14 時 54 分

再開時間 15 時 10 分

○議 長

再開いたします。質問順位 13 番、議席 9 番、小澤睦美議員。

【質問順位 13 番 議席 9 番 小澤 睦美 議員】

○小 澤 (9 番)

議長より質問許可をいただきました 4 点について、通告に従いまして質問いたします。最初に消防団組織について、消防ポンプ車の配置についてお伺いいたします。消防ポンプ車の配置が、どこがどのように決めているのかについてです。過日に同僚の樋口議員から、ある会議で地元の第 2 分団、消防の第 2 分団の分団長から、現在、第 2 分団の門前の屯所にある消防ポンプ車は、走ることはできるが故障により放水等、消火活動のできない第 4 分団の消防ポンプ車が入っているということが報告されたが、小澤議員は知っていたかとの電話をいただきました。まさかそんなことがあるはずがないと思い、門前の屯所に行きシャッターを開けたところ、まさしく第 4 分団のポンプ車が入っていて、まさかこんなことがと驚きました。その後の話では、昨年 8 月に第 4 分団の消防ポンプ車が故障し、修理不可能ということがわかり、今年に入って第 2 分団の消防ポンプ車との車両の交換を決定し、今年 3 月 30 日に分団間の借用書を作成し、車両の交換を実施したとのことでした。したがって第 2 分団管内の川島の住民は、この 8 月 10 日に地域からの抗議を受け、門前屯所に第 2 分団の消防ポンプ車が戻された 5 箇月間、幸い火災等災害が発生しなかったことから良かったものの、火災等災害が発生したときに真っ先に駆けつけて、住民の生命、身体、財産を火災やその他の災害から守ってくれると信じていた消防ポンプ車が、火災等災害時のときに役に立たないという危険にさらされていたということになります。そこで質問です。このような消防ポンプ車の配置替えを、消防行政の円滑な運営を図るため、施設の改善強化に関する事項等を調査審議する消防委員会は承知していたのかお聞きします。

○総務課長

第 2 分団消防ポンプ車の移動をした件につきましては、地元川島区の関係者の皆様、住民の皆様に大変ご心配をおかけしてしまいました。8 月 28 日に蛇石の里にて本件説明会を開催し、今までの経過と消防団の現状を説明しお詫びを申し上げたところであります。議員におかれましてもご心配をおかけしたことに対しましてお詫びを申し上げます。出席者の皆様のご意見、お話をお伺いする中で団といたしましても、今後は文書による依頼、対面での十分な説明を心がけてまいりたいと考えて

おります。ご質問の件ではございますが、6月28日に開催した消防委員会では、令和7年度の消防団の概要について、また事業計画、関係予算について等をご審議をさせていただいてきましたが、本件につきましては、新しい消防ポンプ車が納車されるまでの一時的な対応と考えていたため報告はしておりません。併せて本件を報告してもよかったものではないかと、今になっては考えているところでございます。以上であります。

○小澤(9番)

ただいまの答弁からちょっと感じたことですが、配置替えっていうのがもしかしたら消防団の判断によるものっていうふうに思われますけれど、本来ですと消防組織法では、消防機関、消防団等は市町村が設置、管理、運営は市町村の責任とされていることから、設置者である町が配置先の区等に文書により配置替えの依頼を行うべきではなかったかというふうに思いました。今後そのような対応をお願いしまして、次の質問に移ります。次に、消防ポンプ車の管理についてです。配置先が決められている消防ポンプ車の管理等はどこに託されているのかということです。今回の消防ポンプ車の配置に際しては、川島区では区役員等参加の入魂式や予算面についても川島区においては、第2分団にそれ相応の補助金を支出し、その中には当然に消防ポンプ車のガソリン代や修繕費等が含まれていることから、川島区にポンプ車という川島区のポンプ車というような意識を持っています。従って、維持管理は第2分団が行うとして、消防ポンプ車等は川島区に災害に備えて、町から託されているというふうに考えていたところですが、どのように考えているかお伺いします。

○総務課長

それではお答えさせていただきます。まずポンプ車の配置につきましては基本的に買い替えを前提にですね、そのポンプ車の配置を行っているところでございます。それから、まずポンプ車の管理についてというご質問でございます。区民の皆様のご理解をいただく中で、ポンプ車の管理費用をご負担いただいていることにつきまして、心より感謝を申し上げます。第2分団の消防ポンプ車につきましては、川島区のみならず、辰野町内全域への災害の備えとして配備をしているところであります。一朝有事の際は川島区域のみならず、町内ありとあらゆる災害現場へ駆けつけていただく使命を帯びていると考えております。引き続きご理解とご協力を賜りま

すようよろしくお願いいたします。

○小 澤 (9 番)

川島区のものだけとは思ってないですけど、今までの私も消防経験あるんですけど、区の方が主に大事にしてきたかなっていう中で、町中のものは担っているというふうに感じてますので、これからもそのような対応は取っていきたいというふうに思います。次の質問です。機能別消防団分団の早期実現についてお伺いします。このことにつきましては、かねてより第 2 分団等のように、災害時に勤めのために昼間消防団員が不在だったりしたときの火災等の備えや、普段からの消防団員不足の解消、消防力の確保などを目的とした機能別消防団、あるいは分団を設置すべきではないか等の質問を過去にも行ってまいりました。この機能別消防団に関係して、令和 6 年第 3 回 6 月議会一般質問において、牛丸議員が消防団の機能別団員についての質問に対して、当時の総務課長は「機能別団員について少しでも関心を持っていただいた方には、気軽に地元の分団やまた総務課の危機管理係に相談をしていただきたいと思います」との答弁がありました。私は、1 つにはそのような呼びかけ方もあるかと思えますけれど、一方、昨年 7 月に駒ヶ根市消防団が発足させた機能別消防団、これは市消防団を引退して地域社会に活躍していた団員、OB の方々の豊富な知識や技能を活かしながら、団の経験者として消火や避難誘導等といった消防団の活動を行い、現役団員たちを支援することを目的とした消防団ということですが、このような組織を人口減少と若者不足により、慢性的な団員不足に悩まされている辰野町の各分団に組織し、有事の際に行動がとれるよう準備を整え、消防の持続向上に努めるべきと思えますけれど、この機能別消防分団を立ち上げる考えがあるかお伺いします。

○町 長

はい。現在、機能別団員の募集は行っておりますが、消防団と別組織とした機能別分団を設置するまでの検討には至っておりません。議員おっしゃるように豊富な知識や技能を活かし、団の経験者として例えば道路交通法の改正で準中型免許が必要となった消防ポンプ車の運転や、機関点検、消防ラッパ隊への参加、日頃の広報・啓発活動など活躍の場面がたくさんあると思っております。消防団としましては災害時における出動の際は、団長あるいは分団長の指揮下に入り一定の指揮命令のもと行動するため、日頃の訓練や機器の点検で、消防ポンプの操作方法や機械を

熟知していただく機会を、消防団員と一緒に行っていただく方が望ましいと考え、引き続き機能別消防団員を募集していきたいと思っております。機能別団員については従来の消防団員同様に随時募集を行っているところではありますが、現在、応募がないのが現状であります。多くの消防団経験者の皆さんにご理解いただく中で、ぜひご協力をお願いしたいと考えております。

○小 澤 (9 番)

応募がないという中で、引き続き応募を募っていくという回答をいただきました。ただ、火災等いつ発生しないとも限らないことから、他の区はちょっと調べてないですけど、川島区には自主防災組織という組織があります。現在あんまり活動してないっていうような雰囲気にはなってるんですけど、有事の際には消防団と協力して、対応できるような定期的な訓練を行っていただくことによって、初期消火等に役に立っていくっていうふうに思いますので、ぜひ消防団としても考えていただくことをお願いして、次の質問に移りさせていただきます。人口増対策についてです。これは農振除外による人口増加についてお伺いいたします。辰野町の人口増を図るには、町が商店街の空き家対策、現在行ってるんですけど、空き家バンクもいいですけど、農振除外を行って家を建てるようにすることが必要との意見を聞いております。農振除外により農業振興地域に指定されている、農用地区域から農地以外の土地へ転用し住宅地や商業用地を確保することによって、地域の経済が活性化し雇用が生まれることで、移住者や U ターン者が増え、結果的に人口増加に繋がっていくという理由からです。しかしながら、辰野町はあらゆる農地が農業振興地域に指定されていて、子どもが都会から家に帰ってきたいから、母屋の隣接の土地に家を建てたいというようなことを言われても、なかなか家を建てることのできない。また、農振除外を申し出てもなかなか許可が下りないという話を聞いております。お伺いします。よく農振除外は土地の利用目的、集団化、効率化への影響、地域計画の達成への支障がないことなど、厳格な要件が設けられていて大変ということをお聞きしますが、逆に農振除外ははどのようにすればできるのでしょうか、回答をお願いいたします。

○産業振興課長

農振除外とは農業振興地域に指定されている農用地区域から農地を外し、住宅地や商業用地など農地以外の用途に転用できるようにする手続きでございます。しか

しながら、農地は町の基幹的な資源であり、食料生産や農村景観の維持、防災機能など、多面的な役割を担っていることから、その除外については法律上も厳格な要件が設けられています。具体的には、除外に係る土地を農用地以外の用途に利用することが必要かつ適当であって、農用地以外に代替地がないこと、地域計画の達成に支障がないこと、農地の集団化や作業効率に悪影響を与えないこと、担い手への農地集積に支障がないこと、農地保全施設等に支障がないこと、土地改良事業から8年以上が経過していることなど、すべての条件を満たす必要がございます。これらは全国共通の要件であり、辰野町においても同様でございます。以上です。

○小 澤 (9 番)

今の回答からいきますと、ほとんど無理ということでしょうか。何かにかこうすればできるというような点はあるのでしょうか。お伺いしたいんですけど。

○産業振興課長

はい。それぞれの事情もあり、また状況にもよりますので、ここで一概にかこうしたら除外ができるということはお答えができませんので、農業委員会事務局、産業振興課内にごございますので、お問い合わせいただければと思います。以上です。

○小 澤 (9 番)

わかりました。具体的にちょっと質問させていただきますけれど、先般、議会の関係である懇談会がありました。そのときに出席なさった方から、現在、工房を持っていて商売してる方なんですけれど、ある程度広い駐車場がある新しい工房を春日街道沿い、あの道路を見通しが良かったりするものですから、その街道沿いに開きたいっていう方がいらっしゃいました。箕輪町から見ますと、道の沿線に箕輪町の場合ですけれど道の沿線に工場、小さい工場とかまたお店なんか見かけたりしますけれど、辰野町に入ってからはそのような建物等はほとんど見かけません。それで先ほど厳しいような回答だったんですけど、辰野町側の春日街道沿線が農振地域に網がかかっているのではないかっていうこともと思いますが、何とか農振除外をして工房と店舗を構えることができないか質問させていただきます。

○産業振興課長

春日街道沿線の活用についてでございますが、議員おっしゃるとおり辰野町側においても、農業振興地域の指定を受けている区域が多く、建物の立地が難しい箇所は少なくありません。そのため、農振除外により新たな住宅や商業施設、議員おっ

しゃるような工房などを設けるには、先ほど申し上げた 6 つの条件すべてを満たす必要があります。町といたしましては、昨年度懇談会を経て策定公表しました農地の地域計画に基づき、農地を守りつつ農地の集約化を進めることを基本方針としております。その上で、人口増加や地域振興の観点から、必要に応じて農振除外のあり方についても柔軟に検討してまいりたいと思っております。地域の実情を踏まえながら丁寧に対応してまいりますので、ご協力とご理解をお願いしたいと思います。以上です。

○小 澤 (9 番)

今の答弁いただいて、若干何とかことができるかなというような気もするんですけど、先ほど松澤議員も意見っていうような形で質問の中にあつたんですけど、企業誘致、宅地開発等の話も松澤議員もしておりました。その点からも農振除外を少しでもできるところをやっていただいて、人口増対策に努めていただければなというふうに思います。先ほどの懇談会の方にもそのような旨を伝えながら、何とか辰野町で工房を開いていただければいいかなというふうに思いましたので、今後よろしくをお願いしたいと思います。次の質問に移らせていただきます。クマ被害対策についてです。この質問につきましては昨日の吉澤議員、また、本日の牛丸議員からも行っております。それでだいぶ重複するところがありますが、よろしくをお願いしたいと思います。最初に出没通報からのクマ生息数についてお伺いします。辰野町からのお知らせとして熱中症に注意するようになると同じくらい多いのが、役場産業振興課からのクマにご注意のお知らせです。このお知らせを見ますと、町内至るところでクマ出没の痕跡が確認されていることに驚いてしまいます。今年は長野県や北海道でのクマに襲われ死亡した事例をはじめ、全国各地で人身被害が発生しております。そのような中、辰野町では幸いなことに現在まで人身被害は発生しておりませんが、北大出の社会体育館近くの畑のトウモロコシが被害に遭うなど、いっどこで発生してもおかしくない事例が報告されており恐ろしさを感じます。お伺いします。町は 8 月 26 日時点でクマの目撃や痕跡の情報は 34 件ということだったんですけど、昨日、今日の質問の中では 37 件ということで、昨年 27 件を上回っているということです。それらの情報から、町内に出没するクマの生息数ほどのくらいいるのか把握しているのでしょうか。

○産業振興課長

クマの生息数につきましては、個体数の調査を行っておりませんので、生息数については正確な数は把握しておりません。出没した痕跡ですとか、目撃情報から推測するに、同一個体が複数出没してる可能性もあると考えております。以上です。

○小 澤 (9 番)

今、同一個体っていうことですので、ある程度把握できればそれに対する備えもできるのではないかなというふうに思いますんで、これからも把握に努めていただければというふうに思っております。それで次の質問に入りますけれど、人とクマの生活圈を分けるゾーニングの設定についてお伺いします。先ほどの話のように、今年は多くのクマの出没情報が寄せられ、それも山間地だけではなく町の中心部にも出没している状況となっています。このことからクマによる被害を防ぐには、いかにしてクマが人家や市街地に近づかないような対策をとることが必要というふうに思います。そのための策として、他の自治体でも行われているという、人とクマが共存できるように生活圈を分けるゾーニングの設定ができないかということです。特に山地と市街地の間の緩衝帯を設けたり、人とクマの活動域を物理的に隔離する取り組み等のことですが、具体的には生垣の設置、またクマが侵入できないようにするフェンスの設置、クマを人里から遠ざけるための餌場の整備等が考えられますが、このような取り組みが町として実施できないでしょうかお伺いします。

○産業振興課長

長野県の第二種特定鳥獣管理計画により、ツキノワグマと緊張感のある共存再構築をするため、ツキノワグマの地域区分、ゾーニング管理を設定し、区分に応じた被害防止計画や捕獲等の管理方法を定めるものとなっております。ゾーニングでは主要生息地域、クマ本来の生息地域になります。緩衝地域、人間の生活圈とクマの生息地の間にあり、間伐や刈り払いにより見通しを確保し、人間の生活圈にクマを誘導しないようにする地域、3. 防除地域・排除地域、人間の生活圈にあり誘因物の除去、刈り払い、防除柵を設置し、侵入防止と刈り払い等によりクマの滞在場所を無くす地域、以上の 3 つの地域を定める必要がありますが、いくつかの課題もございます。課題としましては、クマは広い行動範囲を持つため設定した区分を超えて移動をし、計画通りの管理が難しいということ。また、現場対応において、設定したゾーンの判断が必ずしも容易ではなく、捕獲や追い払い等の判断に迷う場合があること、ほかには科学的データや広域的な連携体制が十分でないことが課題として

挙げられております。上伊那管内でも令和 6 年から伊那市、令和 7 年から箕輪町でゾーニングを導入しております。7 月に開催されました上伊那地区野生鳥獣保護管理対策協議会において、上伊那地域全体を対象とし、隣接市町村間で整合がとれた対策が必要との意見もございました。町としましても、これらの課題や既に導入している伊那市、箕輪町の取り組み状況等について情報収集を行い、クマが出にくい環境整備を実現するための環境管理の推進に努めてまいりたいと考えております。以上です。

○小 澤 (9 番)

今、先進事例もあるということですので、それらを参考に人身事故が起きないような対策をこれからも取っていただければというふうに希望しております。次に改正鳥獣保護管理法施行についてお伺いしたいと思います。これ牛丸議員も若干触れているところがありましたけれど、重複するところがあると思いますけれどよろしくお願ひします。この 9 月 1 日から市街地に出没したクマの対応をめぐって、今までは住宅密集地での銃の使用は原則として禁止されており、危険が差し迫って警察官が命令を出した場合に限って、認められていたのが改正鳥獣保護管理法施行により、市町村の判断で発砲が可能となりました。このことにより住宅地などの生活圏に侵入したクマからの被害を防ぐための、迅速な対応が取れるようになるということですが、これには鉄砲を所持する猟友会の協力が不可欠ですし、現場で交通規制や周辺住民の避難誘導といった対応に当たる職員も必要となりますけれど、それらの体制は整っているのかお伺いしたいと思います。また今回の改正で、イノシシも新たに発砲の対象になるわけですが、駆除にあたるハンター等への日当や捕獲にかかる費用等は確保してあるのかお伺いします。

○産業振興課長

議員おっしゃるとおり 9 月 1 日に施行されました改正鳥獣保護管理法におきまして、一定の基準を満たせば自治体の判断で市街地での緊急銃猟が可能となりました。これの内容でございますが、市町村長が危険鳥獣、これ国が定めるところでいきますと、ヒグマ、ツキノワグマ、イノシシの 3 種となっておりますが、人間の日常生活圏に侵入し、危険鳥獣による人の生命または身体に対する危害を防止する措置が緊急に必要で、銃猟以外の方法では的確かつ迅速に危険鳥獣の保護等がすることが困難であり、避難等によって地域住民等に弾丸が到達する恐れがない場合には、危

険鳥獣の銃猟を捕獲者、猟友会会員等の技能要件を満たすものになると思います。緊急銃猟を適切に委託して、実施をさせることができるというものでございます。緊急銃猟を適切に実施するには、事前に必要な役割分担を整理した上で、捕獲関係者を含め役割に応じた人員をあらかじめ特定し、緊急時に迅速にかつ円滑に対応できる体制、これは安全確保、緊急銃猟の実施判断、緊急銃猟の実施、現状確認、現状回復になりますが必要とされており、様々な団体との連携が不可欠となります。県で緊急銃猟の発砲判断の手順や住民の避難誘導、通行規制の手順などを定めたマニュアルを、年内に策定する予定と聞いておりますので、県のマニュアルを参考にしながら、町でも関係団体、役場関係課と実施体制について協議してまいりたいと考えております。以上です。

○小 澤 (9 番)

先日も新聞なんか見ますと、県の方も取りかかっているというように聞いております。ただなるべく早くマニュアル等作成されて対応をやっていかないと、いつ人身事故が起きるかもわかんないなっていうような気持ちもありますので、速やかな対応を図れるように準備をしていただければというふうに思います。次の質問に移らせていただきます。1点、費用の点、回答いただきました。ハンターやると、それから捕獲の費用の関係ですけど。

○産業振興課長

費用につきましても、上伊那統一単価というものが適正だと思っておりますので、これから決定していく形になります。以上です。

○小 澤 (9 番)

はいわかりました、上伊那統一ことで。次の質問に移らせていただきます。旧川島小学校利活用についてお伺いします。先ほど本田議員も同じような質問がされてましたが、若干それに重複するかもしれないですけど、回答いただければというふうに思います。私の方は利用希望の応募状況について質問させていただきます。現在、町は3月に閉校した川島小学校校舎の後利用について募集期限を今月の19日までとした一時的な利用について利用を希望する団体や個人を募っているわけですが、現在までの応募状況についてまだ募集期間中ということで、詳しい点には触れることができないかもしれないですが、公開できる範囲で結構ですので答弁いただきたいと思います。

○副町長

はい。今回の一般質問も私、答弁がありませんでしたので、まちづくり政策課長にお願いしまして、代わりに答弁をさせていただきます。よろしくお願いいたします。旧川島小学校施設一時利用希望者調査については、お盆明けの 8 月 18 日から 9 月 19 日までを期間として実施しております。併せて先週 9 月 2 日の午前と午後の 2 回、現地にて施設見学会を開催したところであります。利用規模の応募についてはまだ募集期間中でありますので、詳細な数字等についての回答は控えさせていただきますが、何件かのお問い合わせと、施設見学会に数件の参加がございました。募集期間前にお問い合わせがあり、連絡先等を承知している団体等にも個別に案内を行っており、今後数件の応募があるのではないかと期待をしているところであります。今後の進め方としましては、募集期間終了後、応募者のヒアリングを担当職員等で実施し、検討委員会にご報告をさせていただき、協議をお願いしていきたいと考えております。以上です。ありがとうございました。

○小 澤 (9 番)

ありがとうございました。確かに 9 月 2 日でしたか見学会あったというのは新聞報道で伺いまして、果たしてあるかなっていうふうに思ってたんですが、今の話ですと数社といいますか個人もいらっしゃったと思うんですが、あったということちょっとほっとした気分もあります。これからその応募状況と、また決定していくということなんですが、ぜひ川島、前にも川島区長からも私も聞いてるんですが、農業の関係とか、また今、農村 RMO が動いてます。それでできれば農業の関係、またそれによって川島地域が活性化していただけるような方に受けてもらえればなというふうな気持ちもありますんで、その点も私の感想だけで結構ですけど、参考にさせていただきながら地域に合ったまた先ほど言いましたような、地域がこれが活性化していただけるような企業さんまたは個人さんに、ぜひ一時貸し出しっていうような形で借りていただければなというように思います。ぜひ本当に今まで川島小学校について私もいろいろお願いやなんかしてきたんですが、新しい後利用が成功するような形でもっていただきたいたいということを希望を申し上げまして、以上で若干、だいぶ時間が早いですけれど、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議 長

以上で一般質問は全部終了いたしました。以上で本日の日程はすべて終了し、これにて散会といたします。大変ご苦労様でした。

9. 散会の時期

9月9日 午後 3時 47分 散会